

都市政策

季刊 第23号 '81・4

特集 都市と教育

成人の学習	津留 宏
都市と教育病理	安好 匠
婦人学習の今日的意義	河合 慎吾
コミュニティカレッジと日本の課題	原田 敬美
学校と地域社会	石田 靖夫

老人の健康と社会教育	永田 八重雄
地方自治体と情報公開Ⅱ	高寄 昇三

都市政策

第22号 主要目次 特集 文化産業と都市観光

1981年1月1日発行

生活文化産業論	鈴木謙一
都市と博覧会	小林公平
都市の観光問題	原重一
京都市観光行政の課題	山本昭夫
神戸まつりの現状と課題	本多啓二
関西のリゾート・白浜、の将来像	編集部

ポートピア'81の入場者・経済効果予測	尾原重男
ポートアイランド建設の経済効果	片瀬春海
地方自治体と情報公開I	高寄昇三
市民スポーツ振興構想II	市民スポーツ振興研究会

次号予告 第24号 特集 インナーシティ問題

1981年7月1日発行予定

欧米のインナーシティ問題	宮本憲一
大都市の将来	成田孝三
大都市産業構造の変動	小森星児
インナーシティ再生の政策ビジョン	是常福治
ロンドンの都市再開発	広川英三
インナーシティの現況解析	インナーシティ研究会

既成市街地における工場移転跡地利用の分析	神戸大学工学部
工場移転跡地の利用動向	神戸商科大学

都市と教育

今日、教育問題は中学生暴力・教科書問題などで注目を集めている。これら学校教育以上に都市にとって重要な教育問題は、市民教育、いかえれば社会教育といわれる一般市民の教育問題である。

社会教育、あるいは市民教育として、今日、その重要性が叫ばれるのは、かつての他律的・禁欲的な市民行動に代って、自律的・創造的な市民活動が、都市にとって不可欠となってきたからである。

市民生活をみると、主婦・老人はもちろん勤労青少年も含めて、その自由時間は拡大の一途にある。他方、地域福祉、生活文化の充実をめざして、市場サービスになじまないコミュニティレベルの比重は、次第に大きくなりつつある。

このような自由時間の増大をコミュニティ活動として成熟させていくには、市民が単に行政サービスの受益者であるとか、一部リーダーに指導された無関心層であってはならない。そのためには参加意欲をもった市民であることがのぞまれる。

しかし、そのような自主性のある市民は、単に一般教養を、上から伝達するというような古い社会教育で育つはずがない。また一方、全く自然発生的にそのような市民が層を厚くしていくということも、日本の都市社会にあってはそれ程期待できない。

ここに市民と行政が、ともに「市民」の形成のために、実践活動とそのため
の学習を重ねていくことが迫られる。したがって学校も地域社会のなかでのコミュニティ活動の拠点となり、また、婦人・老人も社会教育をつうじて地域活動への展開を図ろうとする。

これまでの社会教育や地域活動にあって、こうした要求に果して忠実であったかどうかの反省を求められている点も少なくない。そこには古い地域住民組織・リーダーの近代化、また住民相互の情報交換の活発化、さらには趣味と教養をこえた市民運動の実践化などが、社会教育を活かす前提条件として必要であることを忘れてはならない。

■ 特集 都市と教育

成人の学習	津留宏	3
都市と教育病理	安好匠	14
婦人学習の今日的意義	河合慎吾	30
コミュニティカレッジと日本の課題	原田敬美	46
学校と地域社会	石田靖夫	61

■ 特別論文

老人の健康と社会教育	永田八重雄	73
地方自治体と情報公開Ⅱ	高寄昇三	80

■ 潮流

ジョイント・バゼット方式 (110) 第二次臨時行政調査会 (111)	
フェニックス計画 (113) 自治体の政策変更と損害賠償 (114)	

■ 行政資料

教育に関する市民意識調査報告書	神戸市教育委員会	117
-----------------------	----------	-----

■ 新刊紹介		175
--------------	--	-----

成人の学習

津 留 宏

(大阪教育心理研究所長)

1 はじめに

大学を定年で辞めてからは、少し社会教育的な仕事をしてみようと思ってここ二年近くまず各種の婦人学級や成人講座などの講師を小まめに引き受けて出講してみた。そして今まで知らなかった成人の学習上の問題につき当って、今は少々、気抜けしている状態である。「勉強は学校にいる間だけ」という気風の強いわが国で、成人になっても学ぼうとしてやってくる人々なのだから、すごく熱意があり、知識や経験も豊富であろうと思っていたのが一むろん人にもよるが一どうもそうばかりとは言えない事実を体験したからである。これは成人講座のようなものの持ち方とも関係があるようなので、この機会にその一端を率直に述べて大方の御一考を煩わしいと思う。

2 講師と受講者との関係

まず成人を対象とする講座では、講師と受講者との関係が、大学における教授と学生との関係とは大いに異なる。私が大学に職を占めていたときは、学生に対し教授・指導をする職責があり、講義はその一つとしてなされているのだから、まず講義内容は教授科目からあまり逸れてはいけないし、その学問への入門者としての学生に対し体系的、導入的でなければならない。一方、学生はこれを学ぶのが本務なのだから、学習態度のいいかげんな者にはどしどし注意するし、効き目がなければ排除もする。単位取得は卒業資格につながるから公正な成績評価もしなければならない。要するに私と学生との間は双方、納得づくでの公的な教育関係として授業が行われるのである。

ところがほとんどの成人学級の場合は全くそうではない。受講者は私の授業をとったからといってなんの資格にもならないし、第一、とることが本務でもむろん義務でもない。多くは自分にとっておもしろいかもしれないという程度の動機で来ているのである。そこで出席は自由で、私は彼等の欠席にも遅刻にも目をつむり、あまり好ましくない学習態度の人をとがめるわけにもいかない。いわば評価は一切、抜きである。第一、私は受講者に対し講座内容の紹介者ではあっても教育者ではない。むろん他の面で私より優れた人はたくさんいるだろうし、人格や人生観に至っては私如きが何もいう資格はない。ただ私は講座題についてわかりやすく興味深く解説して受講者の要望に応えればよいのである。したがって講義外の雑談や社会観や教訓めいた話は、おこがましくて一切言うべきではない。つまり受講者と私とは講座内容以外では全く対等の成人同士で、私はただ彼等の自発的学習のお相手をしているに過ぎない。

それに大学なら学生の年齢も出身学校も、ときには所属のクラブや家庭の事情までも知っているから、その反応をみるのも楽しいが、成人学級の受講者については私は全く何も知らない。その年齢も学歴もキャリアも職業も家庭も何も知らない全くの初対面である。それだけこちらもどんな人がいるかと固くなって、やや用心深く構えざるを得ない。私との関係にしても講座中だけのことで、学生のように生涯、旧師と教え子なんて関係に発展する仲ではない。個人的に親しくなるとか指導するとかは、いわば余計なことなのである。

こんな訳でどうも講義は事務的になり生動性を失いがちになる。しかしいろいろな講師をみていると必ずしもそうではなく、むしろそうした一時的な自由な関係を利用して、勝手な放言をしたり、専ら自己宣伝につとめたりする人もあるようである。すでに講師として招かれたことにすこぶる自己満足を感じているらしい人もある。私が一番どうかと思うのは、成人の受講者に対し、恰も学校の教師が生徒に対するように、何事にも偉そうにする講師である。成人学級においては偶々、この問題についてのみ講師と受講者の関係なのだということを超えて、すべてに教師らしくしようとする。これは教育というとすぐ昔の師弟関係しか考えられない古い意識であって、成人教育あるいは生涯教育と

いう新しい教育様式の発展を阻害することにもなりかねない。成人学級ではあくまで受講者が主人で講師はそれへの助力者に徹すべきなのだ。そうしないと受講者はいつまでも講師へ依存的になり、一人前の成人がかえって子供返えりを起して、それを若返ったなどと誤解してしまう。逆に講師が、受講者がみな成人であることに甘えたような態度をとることも少々みっともない。

3 成人の学習態度

そこで次は受講者の学習態度についてであるが、これがまたすこぶる問題が多い。

まず学生に比べて目立つのは著しく大きな個人差である。年齢や教養、現在の状況にそれぞれ個人差があるのは当然としても、それより気になるのは、どうも受講動機からして人によってかなり違うらしいことである。私は自分の専門からいって大体、発達心理学に関する話をするのだが、受講者のある人は心理学という学問に対する興味から、ある人は青年期に達したわが子の指導のために、またある人は自分の老年期への関心からというふうに、それぞれ講義に対するものが違うのである。心理学についての予備知識でも、いろいろな講座や研究会に出て妙に偏った心理学の本を読んでいる人もあれば、「全く初めて」という人もある。一番いけないのは皆が出るからとか親しい人に誘われてとかで、漫然と出てきた人である。

そこで同じことを話しても受け取り方が全く違うし、一部のの人にアピールしているときに他の人は居眠りを始める始末である。受講態度も大学生のようにちゃんとノートをとっている人もあれば、何か寄席にでも来たようにぼかんとただきいている人もある。二時間という受講時間を楽しそうに過ごす人もあれば、すこぶる苦痛らしい人もある。

一般的には興味本位で、例などを入れたトピック風の話が好き、理論的、体系的な話をきらう傾向が強い。問題をいつも自分の経験に則して理解しようとするからなかなかその学問の特性を極めない。いわゆる一人合点が多いのである。そこで質疑応答とか話し合いのときになると、発言が全く個人的で、他の人

の関心から離れてしまう。しかも一旦、発言するとくどく長々とやる。発言する人は何回もするが、しない人は全くしない。あまり個人的な発言は全体のため押えざるを得ないが、そうすると甚だ不満そうである。それに自分の体面をとでも気にするので、学生なら怒鳴りつけてしまう愚問にもいちいちいねいに答えねばならない。予習復習は全くしないですぐ役に立つ実用的知識をききたがり、ただ講義に出ておれば自然その学問がわかってくるものと思っている。学問をする構えというものが全然、身につけていないのである。ただ自分の学力に対する自信はすこぶるないらしく、私は一度、「自分の参考にするために最終時にレポート風のテストみたいなことをしたい」と言ったら、その時間は6割方欠席されてしまった。レポートをみて、どんな常識的な学術語でも、いちいち板書しなければとんでもない誤字を書いていることもわかった。

むろん中にはきわめて優れた人もいるのだけれど、まず大勢はこんな調子で講義は非常にむずかしい。

表一 鏡映描写の年齢段階別・
男女別成績

年 齢	性別	所要時間 (秒)	形の 評点	成就値	不能者
50歳～	男	230.5	16.7	9.24	6
	女	275.2	18.1	7.80	2
40～49	男	220.3	17.9	11.72	3
	女	185.8	19.0	13.10	0
30～39	男	149.0	18.7	18.20	0
	女	129.5	20.1	25.93	2
25～29	男	129.9	18.3	22.77	0
	女	91.3	20.0	33.40	0
20～24	男	96.0	19.1	24.81	1
	女	92.7	19.7	30.01	0
～19	男	141.4	17.7	17.32	0
	女	134.4	17.7	18.85	2

4 ある実験の結果から

そこで私は成人の学習について十数年前に私がやったある学習実験を思い出した。それは心理学の方では鏡映描写といわれているものだが、鏡に映る星型の図形を手もとは見れないようにして、できるだけ速く正しく写し描きする実験である。これを私は15,6歳から70歳近い人まで男女千人余の人にやってみて次のようなことを見出した。

まず結果的に一番よいのは男は22,3歳、女は25,6歳であるが

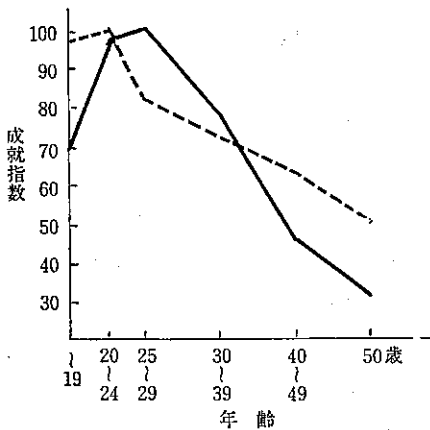
表一 直接描写の年齢段階別・男女別成就率

年齢	性別	成就値	
		利き手	逆利き手
50歳～	男	69.5	50.7
	女	38.0	31.6
40～49	男	67.5	53.8
	女	53.4	43.2
30～39	男	74.0	57.9
	女	67.8	50.8
25～29	男	80.9	60.5
	女	74.9	58.8
20～24	男	99.4	72.3
	女	93.4	65.7
～19	男	91.3	76.7
	女	80.4	66.3

40歳くらいから男女共急に成績が落ちる。60歳を過ぎるといくら時間をかけてもできない人も出てくる(表-1参照)。ところが鏡なしのふつうの状態と同形を描かせてみる(直接描写)と、利手も逆利手も最高成績は20歳前後で、その後の年齢に応じた落ち方はもっと緩かである(表-2、図-1参照)。つまり描く能力そのものは、ふだん使っているなら、そんなに急激に落ちるものではない。40歳以上の女子がやや落ちが大きいのは男子よりもものを書く機会が少いからであろう。

そうすると描く力そのものより鏡映描写の成績の方が30歳以降、急速に低下するのは何故か

図一 鏡映描写(—)と直接描写(……)の成就率の年齢別推移



ということになる。ここに習慣の妨害ということが考えられてくる。われわれはしばしばものを書く(書くのも同じ)うちに、視覚—筋肉運動と中枢との間に一定のルートが成立し、これは年齢とともに習慣として固定する。そうなるともはや意的努力なしにその行動がとれるようになるが、習慣外の行動は逆に行いにくくなる。ところで鏡の映像(対称図形)をみて描くというのは、ふだんの視覚—運動動作とは逆のことをし

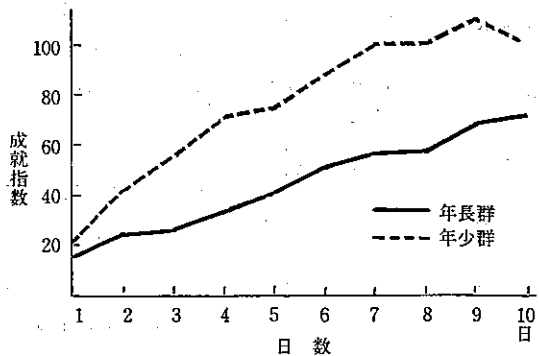
なければならない。たとえば右に描こうと思ったら左へ手を動かさなければならない。これにはふだんの習慣が著しい抵抗を示す。まだ習慣があまり固定していない年少者は、こうした新しい事態にもすぐ順応するが(鏡映描写には若

干のコツがあるので、それを生かして最高成績をとる年齢は直接描写能力の最高年齢より少し後になる。幼児は直接描写はできても鏡映描写はできない)、年長者は固定した習慣の妨害が大きくなる年頃から、この作業が著しく困難になるのである。鏡映描写を毎日1回10日間続けて練習させてみた成績の向上も年長群(40歳以上、平均

図一2 10日間の練習曲線

47歳7カ月)。は年少群(30歳以下、平均24歳1カ月)に比べてはるかに遅い(図-2参照)。

このことは成人の学習を理解する上で重要な鍵になると思う。人間は年少時からいろいろな習慣を形成しつつ大きくなる



が、やがてそれらが生活上統合されて彼個人の生活型 (life-pattern) となる。「彼も成人になった」というのは、彼独自の生活型がほぼ定まったということなのである。

よく「年をとるほど学習能力が落ちる」というのは、能力そのものが落ちるより以上に、実はその身についた型が新しいものの習得の邪魔をするからである。幼児を連れて外国へ行くと、その国のことばを覚え、その国の風習に順応する幼児の速さに、親はいつも驚かされる。親はすでに身についた日本語や日本の習慣につい頼ろうとして、なかなか新しいものに飛びこめないが、幼児は白紙でぶつかるからである。

しかし成人はその身についた型に合った行動なら強い。たとえば道路を掘り返す、という単純な労働を永年している労働者の側に元気な新入りの若者を連れて行って同じ作業をやらせてみる。若者は体力にものをいわせ、一時的には高能率をあげる。しかしすぐ疲れたり倦きたりして、だんだん作業が荒くなりミスも目立ってくる。1日の終り頃には完全に熟練労働者の前に降参してし

まう。もし成人の身についた技術の型が稀有なものであるなら、それはいわゆる名人芸といわれるようなものになる。名工の作業工程をみていると、なんの苦もなくすらすらと名作品が生まれてゆくようにみえる。しかもその諸動作にはむだがない。最も有効適切な動作だけが抽出されて一つの型にまで凝結しているのである。しかしこの名工に何か新しい別なこと、たとえば若者たちがうまいボーリングでもやらせたら、またその無器用さは子供以上だろう。若者に比べての成人の長所・短所は共にここにあると気づくことは非常に大切である。

発達とは型化の過程 (patterning process) であるとみたのはアメリカのゲゼル (Gesell, A.) だが、たしかに発達は諸機能の分化と統合の過程であるが、その方向と型は生誕以来の経験や学習によって、その素質の上に作られてゆく。職業はその型の上に選ばれることが多いが、一旦、ある職についてからの成人の生活は同じことの繰り返しがあふつうだから、一層、その型は固定してくる。つまり成人はよかれあしかれその個性も含めて独自の型を持っているのである。

5 成人学習への理解

さてここで成人の学習の前記の諸特徴の理由もやっとわかってきた。それぞれ型のちがう人が集まって同じことを学ぶのだから、大きな個人差があるのは当たり前である。成人は自分の身についた型に従って生きる方が楽でかつ効果的だから、何事にも自分の型を一応、当てはめようとする。たまたま学ぶことが自分の型に近い人は得意だろうが、そうでない人もなんとか自分の型にはめこもうとするから、それがかえって学習に妨害的に働く。理解や動作が自己流で頭が固いという印象を与える。まだ自分の型らしいものができていない。あるいはそれを模索中の大学生の方が好奇心も強くすなおで態度が柔軟なものも、これまた当然であろう。彼等は小学校以来、学習生活を主にした生活を続けているのだから、学習の要領も心得ているが、大部分の成人はこうした公の学習に長い空白があり、その間に別の生活行動 (たとえば家事とか育児と

か)を身につけているのだ。私はある婦人学級の終了のお別れのパーティに出たとき、ふだん教場ではどうかと思っていた中年婦人達が、急に生々して女子大生なんか及びもつかない巧みさで飲物や料理の用意をするのを見て感動したことがある。私もまた身についた大学の教師の眼で婦人たちを見ていたのだ。彼女たちが講義中睡いのも、具体的な生活のことばかりききたがるのも同情的に理解できる。

子供は発達につれ必然的に成人になる。それは好むと好まざるとにかかわらず何等かの生活型を身につけてしまう、ということである。将来、なるべく望ましい生活型のついた成人にしようと思って、しつけや教育が行われているのであるが、その効果はまだ何の型もついていない年少時ほど著しい。すでに型のついてしまった成人への教育は、どうもこれとは基本的に異ならなければいけないようである。たとえばまずそれぞれの人が持っている型(くせ)を理解してやり、これが新しい学習に活用できるものであれば、その結びつけ方を教え、反対に妨害的にはたらくものであったらこれをほぐし、なるべく白紙に近い状態にもどしてから新しい学習に入るというような過程が、どうも要るように思われる。

6 成人学習への提言

生涯学習については見事な理論がたくさん出されているから、それはその方に譲り、わたしはあくまで体験的に、特に成人学級の効果的な運営について、その肩に当たっている方々には失礼になるかもしれないが、思いつくままを敢て述べさせてもらおう。

まず成人学級を永続的に成功させるのはかなりむずかしいという認識をしっかり持った方がよい。今はやりの生涯学習とか生きがいかガルチュアとかのことばに惹かれて安易に始めても、少し大げさといえば日本の成人たちの生活構造の改革につながらない限り、どこかで無理や破綻がくる。ちょっとしたアクセサリーでも身につけるような気持で来られても、学習が身につく筈はない。有閑婦人や老人の暇つぶしのお相手をさせられるのでは講師がたまらな

い。係りの人は相手が成人で自発的にきた人たちだからと思っただけか、やたらにこれを甘やかす。中には少しでも受講者の数をふやそうと思って、きてくれた人のごきげん取りに汲々たる公民館員や社教主事などもある。これでは厳しい学習態度はいつまでも身につくまい。公民館員や社教主事は成人の自発学習の便宜をはかればよいので、何もいちいち「ごくろうさま」などと受講者にお礼をいう必要はない。そのくせ講師への謝礼は甚だ少く、その奉仕を当然のように思っている。ある講座が比較的長く続く場合は、そのテーマとやってくる一定の受講者とがしっかりと結びついた場合が多い。勢い受講者の中には少数の常連ができる。中にはよほど閑なのか家庭がおもしろくないのか、何にでも必ず顔を出す常連もある。一般に今日までの社会教育は、こうした少数の常連のみに利用されている傾向が強い。この人たちはいつか受講者仲間の変なボスになる。

一回切りの講演ならいざ知らず（これでも非常識な子ども連れは困るが）一つのテーマで数回以上に亘る学習をしようとするなら、もう少し受講者の質を揃えることだ。そうしなければ講師は結局、いいかげんになってしまって誰にも満足を与えられまい。質を揃える方法は高校だって入試があるのだから、せめて受講動機くらいを書かせて、それを講師が判定したらよい。あるいは英会話のように初めから学習水準を示しておいてもよい。受講料無料は非常にサービスのみに見えるが、結果的には受講者の質を多様にし、学習意欲も低下させている。一人前の成人が自分のために学ぼうとするのなら、当然、相応の自己負担をすべきである。そしてもっとよい会場、教室、講師に金をかけた方がよいだろう。

学習のテーマは現代の、その地域の成人たちが求めているものを鋭く見抜いて、できるだけ多様にした方がよい。成人は一般に実用的か趣味的なものを望むものだが、あまり興味本位にしたり、少数の人の希望で決めたりすると途中で出てこなくなる人がふえるのは必定である。開講日だけ賑やかで、あとはほとんど人が減ってさびしくなった講座の原因について徹底的に分析してみるがよい。むろんお役所統計みたいにやたらに利用者の数さえ多ければよいという

ものではないが……。

実技・実習的なものを入れるのは成人には向いているが、この際、レクリエーションと学習とは区別されなければならない。いくら人気があるからといって遊びのようなことばかりしているのでは学習とはいえない。集まってくる人も学習などよりレクリエーションを求めてきているのだ。青年の学習会などときどきこんなのがあって、びっくりすることがある。

人集めのためか講師には予算以上に有名な人を招きたがるが、私は全くそんな必要はないと思う。そのテーマで少しでも人に教えられるものを持ってさえいれば誰でもよいのだ。ただあまり若い人は効を焦るし、偉くなった老人は押しつけがましくていけない。やはり成人と一緒に楽しめるくらいの年齢の人がよい。大学の教師などを呼ぶのは、真にそれだけの専門性を求める声が受講者の中から起っていないければ意味がない。私はぜひといわれて行ったある講演会で、係りの人が聴衆に私を紹介する内容が間違いだらけなのをきいて、うんざりしたことがある。成人講座にはやたらに〇〇大学講座なんて名前をつけない方がよい。成人講座はまた全く別のユニークな道を開拓すべきなのである。

個人差を重視するなら成人学級はあまり人数が多くない方がよい。指導者は一人ひとりの学習動機を知り、その自発意思を尊重して学習者自らの自己教育の手助をしてやればよいのだ。学習能力は若い頃ほどではないとしても、よい学習に必要なまじめさ、慎重さ根気強さ、生活経験に根ざした深い学習意欲などは成人の方がむしろ勝っている場合が多い。成人が特に歴史、文学、宗教などに関心が強くなるのは、自分の今までの生活経験を整理して、そこに統合原理—人生の意味—のようなものを見出したいと思うようになるからである。これはあらゆる学習において最も根源的に大事な態度である。こうした成人の学習の長所を指導者は認め、これを巧みに生かすように援助してゆくなら、一人ひとりの成人はそれなりに向上充実し、きっとその学習に満足するにちがいない。

7 おわりに

昭和46年に文部省が委嘱した社会教育審議会が「急激な社会環境の変化に対
都市政策 No23

応する社会教育のあり方」という答申を出して以来、成人の学習は生涯教育の見地から重視されるようになった。その機関としては成人学級、婦人学級のほかに各種学校、専修学校、職場や地域でのクラブ活動などがあり、その学習に利用できる場所としては公民館、文化会館、図書館、美術館、博物館、動植物園などがある。その目的も当初は「時代の進展に成人たちも遅れないために」というのが主だったが、昨今は高齢化に応じて「長くなった中・高齢者の時期の送り方」の問題として考えられる傾向にある。殊に子育てを終った婦人たちの生き方の問題とも関連が強い。中・高齢者には社会的に適当な再就職の場が保証されていないので、学習も実目的よりも、止むなく自己教養に向いているという観もなくはない。成人学習は成人の生きがいと深く関係しているのだ。

本当は人間の自覚的な生き方としては、折々は生活の諸経験を統合し、これを意味づけて自ら納得しつつ生きることが望ましい。成人、殊に高齢者は生活的にもそうした気分になっている筈である。老人は自分の人生の終局に近づき、何かこれを意義づけたいのである。これを励まし協力することこそ老人学習の最もむずかしい中心課題なのに、なにか現在の多くの学習は、これを敢て避けているようにも思われる。

都市と教育病理

安 好 匠

(神戸市教育長)

1 ま え が き

最近の新聞、テレビなどマスコミの見出しには、「中学生の学校内暴力」「注意した教師を殴る」「現代っ子は疲れている」「金属バットで両親を殴り殺す」など現代の子どもたちの病める一面が大々的に取り上げられている。このような出来事を受けて、「子どもの個性が見えぬ親の悲劇」「校内暴力に生徒も親も立ちあがれ」「悪の根源は受験体制」……などいろいろな論評が加えられている。

このように今日ほど、教育に関する記事がマスコミを賑わした事は過去にはなかったように思われる。

そして、子どもたちの問題行動は、単に教育問題にとどまらず、都市問題、社会問題となり、その対策がせまられているのである。

現代の教育をとりまく状況をみて、「正常」であり、「健全」であると考えている人はいないであろう。このように本来の教育機能の遂行が著しく阻害され、本来の目的からはずれた方向へ進んでいるように思う。このような現象は社会病理、都市病理の場合と同じように教育病理現象と呼ぶことができよう。

教育病理という以上、正常な教育、健全な教育とは何か、それらの基準をはっきりさせておくことが必要である。しかし、だれが考えても、受験戦争、青少年の非行、自殺、肥満児など異常といえる事柄が今日の子どもたち、特に大都市の子どもたちにはあまりにも多すぎるように思われる。突発的にこのような事態を招いたのではなく、水がしみとおるように、長い時間をかけてゆるんだ土壌が、いまゆるやかに地滑りをはじめており、しばらくは止まらないのではなかろうか。というのは、教育の病理現象はその要因が子どもたちのみに存

するのではなく、子どもたちを取りまく、親、教師、社会など大人の世界にこそ大きな問題がひそんでいるように思われるからである。

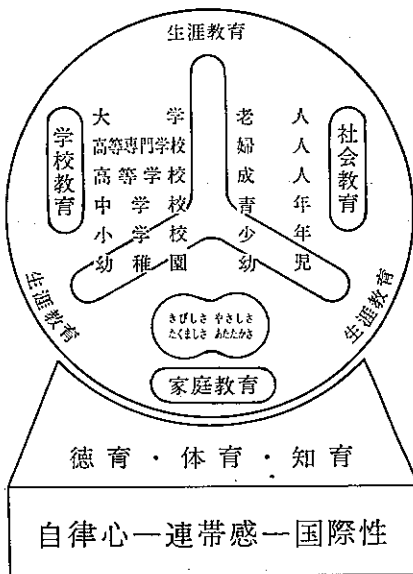
以下、神戸市が実施した調査あるいは資料をもとに、今日の特徴的な教育の病理現象にふれ、その背景や対策などを探ってみたい。

2 教育のあり方

市民の市政に対する要望は、基本的に変わらないものと、時代とともに変わるものがある。この10年間の市民のニーズは、環境から福祉へ、福祉から教育文化へと変わってきた。それは神戸市の全世帯アンケート調査の結果からも明らかである。全世帯アンケートは、神戸市が昭和45年から、毎年、全世帯を対象にいろいろな角度から市政への要望等をきくための調査である。

市民の信託に応えるべく、神戸市の教育行政は「教育文化都市の創造」として、神戸市のマスタープランの四本柱の一つとなっている。

図-1 神戸の教育



元来、教育とは教と育とのバランスが必要であり、常に子どもたちの未来のために、共同社会の一員として心身ともに健康な人づくりをめざすべきものである。神戸の教育の考え方を図示すると図-1のとおりである。

この図は家庭教育を基礎として、学校教育、社会教育の三つの分野が連携しながら生涯教育という概念で神戸の教育を進めようという考え方を示している。そして知育偏重に傾くことなく、徳育・体育・知育の調和のとれた人づくりを進めること

をめざし、自律心を育て、連帯感を培い、国際性を養う教育を推進することを示している。

以上のような考え方のもとで「体と心の健康を」めざして神戸市の教育の努力目標が作成されているが、その柱を紹介すると、①思いやりの心を育てる（徳育）②たくましい体と心を鍛える（体育）③学力や可能性を着実に伸ばす（知育）④平和を愛し国際感覚を養う（国際性）であり、さらに14項目の具体的目標がもりこまれている。

3 教育の病理現象

我が国ほど学校教育の普及している国は少ないが、その反面、解決をせまられている多くの問題を抱えているのも事実である。とくに、小・中学校の義務教育の場において、教育を根底から覆すような、子どもたちの問題行動が湧出しており、いろんなタイプの病理現象となってあらわれている。

病理現象は、その要因が一つにとどまることは少なく、いくつかの要因が絡みあっているため、現象を分類することは非常にむずかしいが、ここでは教育の柱である徳育、体育、知育の面から病理現象についてふれてみよう。

(1) 徳育面での病理現象

病理現象の最たるものは少年非行であろう。先日も警察庁は少年非行が史上最高を記録し、第3のピークを迎えたと発表している。これは神戸市内にも該当することである。市内の55年の非行少年補導人員は28,593人で前年の23,044人に比べて大幅な増加である。55年の内訳は刑法犯少年が4,038人、そのうち14歳以上の犯罪少年が2,780人、13歳以下の触法少年が1,258人で、ぐ犯・不良行為少年が24,555人となっている。

市内の非行少年の傾向としてつぎのような特徴がみられる。

- ① 全刑法犯者に占める少年の割合が56.1%とさらに高率となっている。
- ② 刑法犯少年の主流は窃盗で77.2%を占めているが、そのうち遊び型非行といわれる万引および乗物盗が著しく増加している。
- ③ 中学生の率がさらに高まり46.4%と半数近くに迫っている。

④ 年齢別では低年齢化が一層顕著になっている。

⑤ その他、集団化、広域化の傾向があり、女子非行が増加している。

刑法犯少年の予備軍といわれるぐ犯・不良行為少年は①依然として喫煙少年が多い。② ぐ犯・不良行為で小学生の伸びが目立っている。(61%増)。

つぎに校内暴力事件では県下で55年は90件、対教師暴力は56件と前年の76件30件に比して大幅な増加で全国第2位となっている。しかし、神戸市は55年は22件で前年と同じ数字に落ち着いている。対教師暴力8件は全て中学校で前年の6件に比べて2件の増である。また校内暴力の主流は中学校が占めているが、少年非行の低年齢化と相通じるものがある。

55年の校内暴力事件の特徴としては、かつて問題校といわれ、暴力行為が多発した学校が鎮静化したのに対し、以前は何ら問題のなかった学校で突発的にみられるようになった。また発生の時期についても、いつ発生するか予測がむずかしくなってきた。

少年非行とともに病理現象に自殺があげられる。少年の自殺は低年齢化し、54年には史上最高を記録したが、55年には一転して戦後最低の678人(全国)で、前年より241人の減少である。

表一 動機別自殺者数 (54年全国)

動 機		人数	動 機		人数
男	ノイローゼ	49	女	ノイローゼ	31
	病 気	42		失 恋	27
	学 業 不 振	40		病 気	19
	失 恋	34		学 業 不 振	15
	父兄等の叱責	29		結 婚 反 対	13

資料：警察庁

少年が自殺にいたった動機は、精神障害、病気、学業不振、失恋が殆んどであるといわれている(表一参照)。学業不振がかなりの数に達しているのは、受験戦争のきびしさを物語っているともいえるが、自殺の原因はいろいろな要素が複雑に絡み合っているのが通常で、一概に断定するのも問題である。

(2) 体育面での病理現象

文部省の発表によると55年の調査では児童生徒の身長、体重は順調に伸びているが、それに比べ座高は伸びなやみ、相対的に足長になったといわれている。神戸市内の子どもたちも同じ傾向である。

しかし、最近、学校で朝礼が長びくと子どもたちがバタバタと倒れるという話があり、また神戸で開催された中学校や高校の全国大会の開会式でも多勢の子どもたちが倒れる光景がみられた。最近の子どもは体格は向上したが、体力は低下したといわれる所以である。

最近の子どもたちは、保健室にきたとき、各種の緊張感から解放され、本来の姿にもどるといわれているが、養護教諭の目から見た子どもたちの健康上の問題傾向をまとめたのが、表一2であり、現代の子どもたちの姿が浮き彫りにされている。

表一2 最近の子供たちの健康上の問題傾向

項目	内容
1. 身体	1) う歯の者が多い 2) 近視などが多い 3) 肥満児が目立つ 4) 成人病（心臓病、じん臓病、糖尿、高血圧、胃かいよう）にかかると者の低年齢化がみられる 5) 背骨のわん曲がみられる（側わん症は全体からみると率は低い、小学校5・6年、中学1・2年の女子が多い） 6) 肩こり、腰痛を訴える子が多い（家でよくおばあさんに肩や腰をもんでもらう） 7) 骨折しやすい 8) 子供らしい身体の温かさが無く、体温の低い者が多い 9) 音域がせまく、声が低い（「はい」の返事の発声が正しくない） 10) 土踏まずの形成が遅れている

項 目	内 容
2. 体 力	<ul style="list-style-type: none"> 11) 朝礼等で倒れる者が多い 12) 基礎体力が欠けている（腹筋力などが弱い、ほどよい運動が欠けている） 13) 直ぐに疲労感を訴える 14) 姿勢が悪い（机に向っている時、テレビを見る時、食事の時） 15) ほおづえをついたり、直ぐ横になりたがる 16) いすにきちんと座れない 17) 気をつけの姿勢がなかなかできない 18) 歩き方がぎこちなく、身体のゆれが大きい 19) 直ぐにつまづき足をくじく 20) 何でもないことで人や物にぶつかる 21) 転倒した時に手をつかないで顔を打つ 22) 目ばたきができないで、ゴミや砂が目に入りやすく、ボールや友人の手が直接眼球に当たる 23) 前屈などの柔軟性が欠けている
3. 気 力	<ul style="list-style-type: none"> 24) 朝から大きなあくびをする者が多い 25) 朝寝坊で遅刻する者が多い（一人で起きられない） 26) 月曜日は特に無気力な者が目立つ（日曜日の過ごし方に問題がありそう） 27) 少しのことでも我慢できない 28) テストの前に下痢・胃痛を訴える者がいる 29) なんとなく保健室に来る者がいる 30) 気分が悪いといいながら、原因をはっきりと言えない者がいる 31) 大人なみの不定愁訴をもつ者がいる 32) 保健室で薬に頼る子が多い

項 目	内 容
4. 生 活	33) 子供の健康について学校まかせの家庭が多い 34) 健康についての意識が欠けている 35) 子供が規則正しい生活を守るための家庭生活でのしつけが欠けている 36) 子供の姿勢を正すことができていない 37) 朝食抜きの者が目立つ 38) 夜食で糖質の多いインスタント食品を食べることが多い 39) 間食が多い（昔のように甘い菓子ばかりでなく、塩気の多い菓子を好む傾向がある） 40) 清涼飲料水を多く飲む 41) 偏食する子供が多い（魚、野菜） 42) 物をかむ力が弱っている（かまなくてよい物、のみこむだけの物を好む）
5. そ の 他	43) テレビを長時間見るため、テレビを見るような態度で授業を受けており、また言葉も単語しか話さない 44) 屋外での子供らしい活発な遊び方を知らない者がいる（がき大将がいない、遠足でトランプをする） 45) 指先の器用さがない（鉛筆をナイフで削れない、ひもが結べない、雑巾をしぼれない） 46) のぼり棒で足の裏を使えない 47) かなり厚着の者がいる

資料：神戸市教育委員会

また55年度に神戸市の幼稚園児（1,955人）、小学生（9,946人）、中学生（9,681人）を対象におこなった健康自覚調査と生活実態調査によると、①頭がなんとなく重い。②食欲がない。③よくおなかが痛くなる。④口がかわく。⑤手足の関節がいたむ。⑥なんでもない時にころんでけがをする。⑦ぐっすりねむれ

ない。⑧すぐ腹が立つ。⑨学校園へいくのがいやになる。などの項目については、どの学年も20%以上の児童、生徒が自覚症状を訴えている。

このような自覚症状を訴える子どもたちの生活実態は大人たちと同じように夜型の生活になりつつあり、朝に一日の活動体制ができていないままに学校生活が始まるので、身体のすべての器官が活発に動いていないようである。

一方、住宅団地の小学校児童234人を対象にして、生理的、精神的、肉体的な症状を67項目に分類し、授業開始直前と下校前の授業終了直後の二回測定した。その結果、朝は1年45%、2年35%、3年10%の子どもたちが疲労度ゼロであり、4年以上は全員がなんらかの形で疲労の自覚症状を訴えている。下校時には3～6年の各80～90%が疲労感が薄くなり、回復しているという状況であり、疲労感のきつい時間帯に授業をしているという笑うに笑えない実態を示している。

(3) 知育面での病理現象

徳育・体育はどちらかといえば、不足とか欠如が問題とされるのに対し、知育面ではいわゆる「落ちこぼれ」のほかに、知育偏重という過剰の病理現象がある。

知育偏重になる大きな要因として学歴社会が挙げられる。いわゆる「いい学歴」「有利な学歴」を獲得するための前提である受験準備教育を望んでいる人々が非常に多いことに起因しているのであろう。

それを裏付ける資料が表一3である。子どもに高等教育を受けさせたいとする親は戦後一貫して増加している。とくに51年には、「大学」「高専・短大」を含めると男で78%、女で53%の親が高い学歴を望んでいることがわかる。このような親の考えを反映して、子どもたちは低学年のときから塾通いを強いられるのであろう。

乱塾時代といわれる現在、子どもたちの通塾率は文部省の「児童生徒の学校外学習活動に関する実態調査」によると100人あたり小学生の全校平均12人であるが、小学校1年生ではわずか3.3人であり、学年進行とともに率が高くなり6年生では26.6人になり、中学生では全学年平均38人とぐんぐん増えてい

表一三 子どもに受けさせたい教育程度

(%)

校 種 別	年 次 性 別	昭和35年		昭和44年		昭和51年	
		男	女	男	女	男	女
		中 学 校	9	17	1	3	0
高 校	41	58	26	56	19	43	
短 大・高 専	—	15	5	19	7	31	
大 学 (大学院)	38	13	63	16	71	22	

資料：NHK放送世論調査研究所

る。同じ調査によれば兵庫県下では、小学生14.4人、中学生39.9人と全国平均よりやや高くなっている。

表一四 学習塾、家庭教師、けいこごとの全体を通じてみた学習状況（中学生） (%)

区 分	計	男	女
計	56.2	52.8	59.7
学習塾のみ	26.6	32.7	20.3
家庭教師のみ	3.3	4.0	2.6
けいこごのみ	13.9	7.7	20.4
学習塾と家庭教師	1.2	1.6	0.8
学習塾とけいこごと	9.6	6.0	13.3
家庭教師とけいこごと	1.0	0.6	1.6
学習塾・家庭教師・けいこごと	0.6	0.3	0.9

文部省「児童生徒の学校外学習活動に関する実態調査」昭和51年度

また塾、家庭教師、けいこごなどの学習状況を見ると表一四のように56.2%の生徒がなんらかの学習をおこなっている。
神戸市内中学生の55年の生活実態調査によると、「平日に家庭学習以外のものについているか」という設問に対して、「週1回もいっていない」と答えた生徒が中学1年生で27.6%、2年生で30.4%、3年生で36.6%となっており、残りの生徒が、塾かけいこごとに通っていると解釈できよう。このように塾に通わせている家庭がふえているが、その理由として53年の「教育に関する市民意識調査（神戸市教育委員会）」では、①学校の勉強だけでは将来よい高校や大学に進めないから、46.7%、②学校では一人ひとりによくわかるまで教えてくれないから、26.0%、③よその子もいかせているから、14.5%、④学校で補習をしてくれな

いから、8.9%、⑤ 学校では先生が本気で教えてくれないから、2.7%となっており、よい学校に行くためには、塾に行く必要があるという市民意識が定着しているようにおもわれる。

4 教育病理の背景

いままで、徳育、体育、知育の面から典型的な教育の病理現象についてふれてきたが、これらの病理現象はいずれもお互いに絡みあって生じるものである。従って病理現象の背景もきわめて複雑であることはいうまでもないが、ここでは、その背景として都市問題、社会的風潮および教育の場としての家庭、学校、地域社会に分類して述べていきたい。

(1) 都市の教育環境の悪化

都市は本来、人間にとって適度の安全と快適さと幸福を確保するために人為的に作られた生活環境であり、人間の生活舞台である。そのため、都市には、さまざまな人が住み、生存のための経済的活動やあらゆる社会的、文化的活動を展開しつつ生活を営んでいる。このような諸活動を反映したものが人口である。従って人口の動きが都市の社会的性格をある程度左右するといつてよかろう。

我が国の経済の復興、安定、成長期は工業化時代、都市化時代とも言われ、都市人口は増大した。

神戸市の人口は45年までは大幅な増加を続けてきたが、その後、伸び率は大きく鈍化している。行政区別にみると、48年8月兵庫区より北区が分離し、55年12月に生田区と葺合区が合併して、中央区が発足したことで象徴されるように、灘区、中央区、兵庫区、長田区の中央部は人口が大きく減少し、東灘区、北区、須磨区、垂水区の周辺部では逆に大幅な増加がみられる。このように市域内での人口ドーナツ化現象は、いろんな問題を惹起している。

教育の面では、ここ10年間に小学校では18,000人程度の生徒増であるにもかかわらず、39校の増、中学校では生徒11,000人程度の増で20校の増加をみている。建物の新築のみに要した経費だけでも1,130億円にのぼっている。

人口急増地区における小・中学校の新增設に対し、中央部の人口減少地区は生徒数の少なくなった学校がかなりみられる。既成市街地で昭和45年には生徒500人以下の小学校はわずか3校（2校はその後合併）であったが、55年には18校と大幅な増加である。このように生徒の減少は、子どもを中心に小学校を核として形成されてきたコミュニティを崩壊していったようにおもわれる。一方、新開発地へ移転した市民も、マイホーム主義者の多い今日、その地区でのコミュニティが形成されるには10年以上の歳月が必要であろう。また、職場と住宅の分離による通勤時間の延長、さらに加えて働きバチと称されるように長時間労働の常習など、肉体的疲労も激しく、精神的緊張にも悩まされ、家庭団らの時間的、精神的ゆとりを持ち合わせない父親が多くなっている。また住宅ローンの返済のために働く母親もかなり多いことを考え合わせると、都市間あるいは都市内での人口移動は子どもの教育にも大きな影響をあたえ、さきに述べた教育病理現象発生の大きな要因の一つとなっている。

その他、都市の生活環境の阻害要因も教育の阻害要因となっている。公害からくる児童生徒の疾病異常や授業妨害、交通事故による長期の授業欠席からくる学校ごらい、父母の交通事故死による家庭崩壊などがある。またいわゆるスラム地区、歓楽街、繁華街など子どもの教育上好ましくない地区の存在もかなりみられることは否めない。

さらに重要な事は、自然と広場が少ないことである。正常な教育、とくに情操教育は広場に恵まれ、豊かな自然のなかで可能であるといわれているが、このような環境は都市周辺部ではみられるところもあるが、都心部では殆んど不可能に近い状況である。神戸市では積極的に学校開放も推進しているが、一方では、かつて子どもの遊び場であった路地裏まで車に侵略されてきた。

(2) 社会的風潮の歪み

教育病理の背景となる社会的風潮として受験地獄の根源である学歴主義がある。それに対する市民の考え方、理由は先に簡単にふれている。

つぎに、敗戦による国土の荒廃から立ちあがるために進められてきた生産第一主義、高度経済成長は、確かに物質生活を豊かにしたが、反面、物質・金銭

至上主義、ギャンブル文化などを生み出し、精神的墮落や道徳的退廃を生み出している。また、ポルノ文化の流行が、早熟な少年の性的行動を乱し、家庭や学校教育の悩みの種となっている。

その他いろいろあるが、極め付けは、子どもも親も「甘え」で生活していることであろう。すなわち、欲求不満は人格の形成にとって最大の障害であると考へ、欲求を出来るだけ満足させることが「民主的かつ人権を尊重する」ことであるとされてきた。そのため、親をはじめ世間は、子どもを大事に育て、子どもの欲求をかきたて、それを満足させようとする。このように育てられた子どもは自分の要求が満足されなければ、その罪は大人の側、社会の側にあると考えるようになる。こうして要求過剰で自己主張の得意な反面、内省力や自制力、忍耐力の乏しい子どもたちが大量に生まれた。このような人が社会の中で多数を占めてくると、個人個人がないうること、あるいはしなければならぬことは棚にあげ、外に、とくに国家や行政に向かって要求し、追求することに終始する人々が増えていくのは必至であろう。教育にはバランスが必要である。葉も過ぎれば毒となることを知るべきであろう。

しかし、こういう甘えに対しても反省が起こっている。教育に関する市民意識調査では、小さい子どもは「キッチンとつけておくべきだ」79.3%、中学生ぐらいの子どもに対する父親の態度として、「きびしい忠告や助言を与える」53.7%、体力づくりに対して「体力の限界に挑戦するようなことをやらせるべきだ」85.8%、と子どもたちに対して厳しい指導を望んでいる親が多いことを裏付けている。

(3) 家庭、学校、社会での教育力の低下

子どもたちは、親をはじめ、教師、地域の指導者などが意識的におこなう教育だけではなく、これらの人々の無意識の言動やふんいきによっても教育されているのである。ところが、最近では、家庭、学校、社会における教育機能が低下してきたところに問題があると思う。

まず、子どもが一番最初に出会うのは家庭教育であるが、最近の家庭は家庭不和や離婚の増加などにより崩壊がみられる場合もあるが、核家族化、一人っ

子、母親の家事労働の減少等により家庭生活そのものが、子ども中心になりすぎていることが多い。その典型が「教育ママ」である。学歴信仰に凝り固まり、親の一方的な信念や方針のみによって行動がおこされ、それが子どもの人格形成にマイナスになるような危険性が大いにある。

教育に関する市民意識調査によると「子どもをどのようにしつけたらよいか迷っている」親が38.7%、「勉強の方が大切で、しつけは自然となんとかなる」という考え方の持主が29.1%もある。最近の非行少年の家庭をみると、必ず家庭教育に問題があり、とくに幼児教育の重要性を痛感する。問題は過保護、放任、崩壊家庭、学校批判、両親の意見不一致等の家庭である。

最近の学校は親や世間の管理責任追及をおそれるあまり、学校教育が臆病になっているとか、人格尊重の名のもとに、子どもを甘やかしている教師や無気力な教師がふえたといわれているが、教育に関する市民意識調査では学校教育や教師を表一5のようにみている。この表のなかに現在の学校教育の問題点が端的にでているように思われる。

社会における問題点は社会的風潮のほかに地域社会の連帯感の不足があげられよう。都市の特徴として、良くも、悪くも他人に干渉されず、どこで、だれが、何をしているかについて無関心で生活できるわけである。それに加えて、先に述べたように、人口移動がはげしく、コミュニティの形成および維持がきわめてむずかしい。新設校においてはPTAの結成の声すらおこらない地域も存在することを考えると、家族中心の考え方に立ち、地域社会の大人が、他人の子どもを教育したり、注意をあたえたり、叱ったりする機会がきわめて少なくなり、これが子どもたちの非行の早期発見をおくらせている。また子どもたちの戸外での遊びや、長幼の子どもたちによる集団での遊びが少なくなったことが、集団の一員としての自覚をもたせたり、自主性を育成する機会を失わせているように思われる。

表一五 学校、教師に対する態度

学て校 校 教 育 が 悪 化 し	昔の先生にくらべ、先生自身の学力が落ちていること	8.2%	
	先生らしい先生が少なくなっていること	27.0	
	日教組（日本教職員組合）の組合活動に行きすぎがあること	13.9	
	文部省や教育委員会の指導に問題があること	9.0	
	受験競争が教育をゆがめていること	25.1	
	父兄が学校のことに立ち入りすぎていること	10.9	
教師 対 す る 要 望	授業に熱意をもってほしいこと	21.8	
	よい学校に進学できるような学力をつけて下さること	6.9	
	一人ひとりの子どもとの親身なふれあいを多くして下さること	27.8	
	クラブ活動に力をいれて下さること	0.9	
	気安く親の相談にのって下さること	6.5	
	子どもをえこひきしないこと	7.2	
	一人ひとりの子どもの学力に応じた教育をして下さること	18.4	
	きびしいしつけをして下さること	9.5	
望 む 教 師 の 指 導 タ イ プ	イ. メダカの学校の先生タイプ——友愛型		
	ロ. スズメの学校の先生タイプ——厳格型		
	1. イ	6.9	} 24.6
	2. どちらかといえばイ	17.7	
	3. どちらかといえばロ	45.8	} 75.0
4. ロ	29.2		
自 発 性 の 指 導 性 と 子 ど も の	イ. 子どもの言い分を聞きすぎ甘やかしていると思う		
	ロ. 先生の側の指導がきびしすぎるくらいだと思う		
	1. イ	40.0	} 87.3
	2. どちらかといえばイ	47.3	
	3. どちらかといえばロ	7.3	} 9.6
4. ロ	2.3		

資料：神戸市教育委員会「教育に関する市民意識調査」53年

5 む す び

教育の病理現象とその背景は非常に複雑で一朝一夕に治療できる問題ではない。また教育内部のみで解決できるものではなく、社会問題、都市問題として

取組む必要があることはいうまでもない。しかし、まず、家庭教育、学校教育、社会教育の範囲内では是正できる、あるいはしなければならぬ問題も数多くあるように思われる。

子は親の反映、社会の投影といわれるように、今日の子どもの問題行動は、親の行動や考え方、社会の風潮に大きく左右されている。子どもの前で教師の悪口をいえば、子どもたちは教師を信用しないし、交通ルールを説きながら酔っぱらい運転をしたり、言葉では良いことをいうが、行動が伴わなければ、かえって不信感をうえつけるのである。従ってまず要求されるのは、大人たちが生活行動を正すことである。

教育の役割は、徳、体、知の調和のとれた人間性豊かな子どもたちを育成することである。そのためには子どもたちの心身の発達段階に応じて家庭、学校、地域社会で必要な教育がおこなわれなければならない。

まず、子どもが最初に出会う教育の場が家庭であり、本来、親と子が愛情に基づき一体感で結ばれ、具体的な生活を通じて、子どもに強い影響力を与えるところである。従って、親が口先だけではなく、身をもって教えることが大切であり、真摯な生活態度が家庭教育の基本でなければならない。また家庭は家族全員で形成していくことを考えると、一家団らんの時間は欠かすことができない。

学校は意図的、計画的に教育をおこなう場であり、集団生活を通して、子どもたちが規律の意義や全体と個との関係を理解し、自己をみつめることを目指す場である。そして、一人ひとりの子どもたちに対する教師の人間的愛情が基礎となって子どもたちは正しく育っていく。

地域社会のもつ自然や文化、地域の人びとの温かい愛情によって子どもたちは地域社会の一員として育っていくのであり、どの子もわが子として、温かくときには厳しくみつめ、導くことが大切である。

神戸市では、小学校PTA連合会が、「よその子供も叱る運動」を進めており、中学校PTA連合会が「車中で立つ運動」を進めるなど、それぞれ活潑に活躍しているが、PTAの役割も極めて重要である。

しかし、何よりも大事なことは、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割に応じた機能を十分に発揮して相互に連携しあうことである。そして、家庭教育、学校教育、社会教育が一貫した考え方で結ばれていなければならない。改めて教育とは共同社会の一員としての心身ともに健康な人づくりをめざして行われるものであることを確認しておこう。

ところが、残念ながら現代は教育が病気になっているという。病気とは、細菌等の外敵の侵攻に対して、白血球等の抵抗力が対決して戦い、抵抗力が負けた状態であり、勝っている状態が健康であると言える。従って、病気にならないように常に体力をきたえ、抵抗力や自己治癒力を養い、自分の体力で病気を追い払うことが大切であると思う。薬や注射は、あくまで緊急時の応援部隊であり、病気を治すのは基本的には自分の体力でなければならない。

教育病理は、社会的な病気である。従って病原菌と戦うためには、社会全体の抵抗力を強くすることが大切であろう。まず、社会全体の良識派の声を大きくすること。良識派の力を強くすること。そして学校と家庭と地域が連携すること。現代の教育病理を解決する道はここからひらけてくるであろう。

婦人学習の今日的意義

河 合 慎 吾

(神戸市外国語大学教授)

1 はじめに一問題の提起・内容の総括・叙述の方法

与えられた主題は、「婦人と社会教育」という広い範囲にわたるものであるが、それを絞って「婦人学習の今日的意義」とする。その目的は、最近、空前の盛りあがりを見せているという婦人学習の盛況を、「新しい階層の新しい学習⁽¹⁾」としてとらえ、その社会教育的な意義⁽²⁾を高く評価するとともに、そこに潜在する問題点を明らかにし、今後のあるべき方向を探りたいというのである。さらに、そのことを通じて、今日、荒廃の声の高い学校教育への反省も含めて、新しい教育観と教育体制の構築、たとえば“学歴社会”から“学習社会”への移行などについて、一つの展望が得られればと願うものである。

なお、叙述の方法としては、問題の所在を具体的に示し、読者とともに考えるために、行政が開設し、1年間にわたる学習を計画しているある婦人生活大学での開講記念講演という形式を採用し、さらに質疑応答によって、補足することとした。

2 何のための学習か

(1) 学習の構造と成立

『論語』に「不憤不啓，不悱不発」とあり、また『礼記』には「心憤々，口悱々，然後啓之」とある。「憤」は「発憤」の「憤」，「悱」は「心ではほぼ解っているが，口で言いあらわすことができないこと」。要するに学習に当たっての問題意識の重要性を説いたものである。自主的に，自発的にこの学習の場に参加された皆さんに，こういうことを言うのは，まさに「釈迦に説法」かも

知れない。しかし、いわゆる無目的入学、不本意就学の学生たちに、苦勞させられている大学教師の一人として、あえて皆さんにも、学習の開始に当って、「何のために」という、各自の問題意識を、もう一度確認していただきたいと思う。

「一人でブツブツ言うだけでは何の解決もできませんが、世の中の不合理を、私たち一人ひとりがパワーになって叫ぶ時、少しずつでも変えられるのではないかと。それにはまず“いろいろなことを知りたい”と強く思います」。
——これはある市民講座に参加した婦人たちの文集の一節である。本来、学習とは単なる趣味でやったり、もの知りになるためにあるのではなくて、社会の変化に遅れないため、いや、むしろ社会の変化を正しい方向に促す力となるためにある以上、学習の開始に当ってます、この種の自覚が前提とならねばなるまい。

「自然を動かそうと思えば、自然の法則に従わねばならない」といった、近代科学の祖F.ベーコンは、またその法則を利用し、私たちは自然を変えることができるから「知識は力である」ともいつている。大げさないい方をするようであるが、本来、真理（法則）を発見することによって、現実の変革に寄与することが、一切の学問の基本的性格であるとすれば、社会教育における学習に当っても、このことを忘れてはなるまい。有名な枚方テーゼのように「社会教育は大衆運動の学習的側面である」と割り切るかどうかはともかく、ここで獲得された知識が、現実の問題を解く力となるものでなければならぬことは、はじめに確認しておきたい。

では、そのような知識（いや、むしろ知恵というべきかも知れないが）はいかにして得られるか。次に具体的に、この会場での講師としての私と、聴講者としての皆さんの関係を例として、考えてみたい。

かつて私は、講義の聴き方を、次の4つに区別したことがあった。①従う態度 ②身をひく態度 ③体験をもって打ち、ともに考える態度 ④一般化し、理論化する態度。

①の“従う態度”はいうまでもなく、講義を“承諾必謹”的態度をもって聞

き、それを無条件に信ずる態度であり、社会教育の場にふさわしくないものであることは、明らかであろう。②の“身をひく”ことも、聴講者の意志表示であり、当然の権利かも知れないが、自主的に参加された皆さんには、このことがないことを期待したい。したがって、正しい講義の聞き方は、③の態度、つまり講義を常に体験をもって打ち、それが自分にとって何を意味するかを考えながら、講師とともに考えてゆく態度でなければなるまい。しかし、このようにミクロ的な私的・個人的な体験の自覚から出発した学習は、次にこれをマクロ的に公的・社会的な問題意識にまで拡大し、広く全般的かつ客観的にとらえなおす努力を惜しんではなるまい。それが、④の一般化し、理論化するという態度である。つまり、個人的な経験の自覚から出発しながら、そこにあらわれた事柄のなかに、社会的・歴史的な原因を見つけ出し、また全体の社会的な歴史の流れのなかで、自分の経験の意味を問いなおすという、③と④の態度を常に交錯させてゆくところに、真の学習が成立するのではないかということである。

したがって、学習の成立のためには、何よりも学習者が、自分自身の立場や考え方を、自覚していることが必要であろう。その意味で、私は皆さんに、この機会にいわゆる“自分史”をお書きになることをすすめたい。広い社会の動向の中で自分の越し方を回顧し、現在の立場を確認し、未来を展望するのである。そうして、今、学習することの意味を明らかにするのである。こういう整理された問題意識の上に、はじめて実り多い社会教育としての学習が成立するのではないかと思うし、また時代はそれを可能にしているようである。

(2) 新しい階層の新しい学習

現在、婦人の学習は空前の盛況を見せているという。各種の教養講座には、婦人たちがあふれている。テニススクールやスイミングクラブの類にも。かつて、婦人の社会教育の最初の難関として、“人集め”の難しさなどを聞かされ続けてきた、私のような社会教育の古い関係者にとっては、まことに今昔の感にたえない。

もちろん、そのすべてが社会教育と呼べるかどうかは、問題であろうし、ま

た学習の場への参加の動機もさまざまであろう。ある人はこの婦人の動向を、厚い男社会のカベにさえぎられ、自由に仕事に就くこともできない婦人たちの、生きているという実感を求めての必死のアガキとしてとらえている。こういう立場からは、たとえば家庭教育の講座への参加なども、生きる場を制限され、夫への期待を失った妻たちの、子どもを通して自分の夢を実現しようとする母親の悲劇と映り、頻発する家庭事件の一因とさえされかねないようである⁽⁵⁾。

そうかも知れない。そういう一面も否定できないであろう。しかし、私はもっと建設的に考えてみたい。この場合も、もしこの講座が社会教育の名に値するものであれば、それへの参加によって、母親が子どもを育てることは、自分を育てることであることを知るであろう。そうして“育児”は“育自”にはかならないことを自覚した母親は、その困難さをおして、育児や教育を単に私的な問題としてとらえるのではなく、広い歴史的社会的な文脈の中で、とらえなおすことを試みるのではないか。そういう人間をつくるのが、社会教育というものの目的でなければなるまい。

こういう学習の“場”や機会が多く設けられ、また、その利用者が増加しつつあるということは、すばらしいと思う。これを可能にしたのは、いうまでもなく、一方における急激な社会構造の変化であり、それに対処して、これまた急激に変る個人の生活環境に即しつつ、誠実に生きようとする主婦という新しい階層の発生である。この時間に参集されている皆さんは、おそらく主婦、それも専業主婦と呼ばれている方々であろうと思うが、こういえば思いあたられるものが、あるのではないか。

「思えば、日本の主婦も成長したものである。昭和30年代の“主婦第二職業論”をめぐる“主婦論争”を越えて、またたとえば40年代に流行した“主婦のブルース”に象徴されるような無責任な傍観者的な生がい論を越えて、あるいは「職業にとどまって働くのは婦人解放に参加することだが、やめて家庭に入ることは脱落を意味する」というような古いせまい観念を批判して、今や家庭を守るために、社会参加を、積極的に試み、そのための学習に参加しようという主婦が見られるようになった。まさに“主婦の時代”がはじまったのである。

そこに共通して見られるものは、新しい婦人の歴史を自ら創りあげつつあるという自覚であろう。

こういえば、皆さんも思い当られるのではないか。たとえば、ライフサイクルの急激な変化である。日本の婦人が、かつて経験したことのない子育てを終えてから、老後にいたる間の10数年にも及ぶいわゆる第三期を、よき充実した老後を築くためにも、どう設計しておかねばならないか。この種の問題が、多くの社会教育の婦人講座で、直接間接に取りあげられている。まさに、学習することによって、現実に対処し、自らの歴史を創りあげようという、新しい階層の発生というべきであろう。婦人学習の盛況に、単なる一時のブーム以上のものを認めたいという所以である。

この婦人生活大学も既に数年の歴史を有し、ここに学んだ人によって、さまざまな記録が残されている。先日、私は、その一部を読んで、10歳前後で終戦を迎え、その後の混乱の中で結婚、懸命に生ぬいて来て、やっと子育てから解放された主婦たちが、この学習活動に参加することによって、はじめて体験した自発的学習の喜び、仲間づくりの楽しさなどが、いきいきと語られているのに深い感銘をうけたことであった。

もちろん、いわゆる婦人学習の範囲は広く、そのすべてが、社会教育の名に値するものではあるまい。むしろ、学習・教養・趣味などという名のもとに、かえって現実から目を反らさせる社会的阿片的な役割を、果しているものすらあるかも知れない。この危険性は大いに警戒せねばなるまいし、この大小の商業資本が経営する教養産業による、公的社会教育の骨ぬき、衰退こそ、これからの社会教育関係者の重大な関心事たらざるを得まい。婦人は何のために、どういう学習を、どのようにするのか——これが私たちが常に忘れてはならない問題であることはいうまでもない。

ただ、私はこの婦人学習の盛況の中に一般的に見られる一つの新しい方向を評価したいと思う。それは、学習や教育を、将来の進路と就職のための手段としてしか考えない、学校教育への痛烈な批判ということである。卒業免状も資格もなく、手芸や生花のように目に見える成果もない学習の場に、婦人が、積

極的に参加しはじめた歴史的意義を高く評価したいのである。

“差別と選別”の教育といい、“偏差値ファシズム”といい、受験体制の強化を中心とする学校教育の混迷は、関係者の努力にもかかわらずなお深いものがあるようである。一切の教育を学校に独占させ、というよりは押しつけ、OECDレポートのいわゆる ⁽¹⁷⁾ degreocracy 体制を強化して来た当然の結果ではないか。「学校栄えて教育減ぶ」という言葉がある。頻発する校内暴力、とめどのない学習塾、受験産業の横行を見るとき、一概に暴言として無視することもできまい。今や、教育についての考え方と体制の中に、新しい観点を導入する必要があるのではないか。

その意味からも、いわゆる degreocracy 体制とは無縁のところ、社会教育としての婦人の学習が組織され、発展してゆくことは、新しい教育体制の方向と可能性を示すものとして、いわゆる生涯教育体制を整備し、新しい学習社会の形成を志向する上にも、まことに意義あることといわねばなるまい。私が、最近の婦人学習の盛況を「新しい階層の新しい学習」としてとらえ、その歴史的意義を高く評価しようとする所以である。

3 社会教育としての婦人学習——それは教育の流れを変えられるか

(1) 学習の結果のいわゆる社会的還元

さきに、社会教育としての婦人の学習は、強い問題意識、学習欲求に裏づけられ、現実の問題を解くものでなければならないといった。つまり、ここでは単に一人の婦人として教養を高めるというようなことに止まらず、その学習の成果を地域社会に結びつけ、社会生活との関連のなかで生かしてゆかねばならないということである。このいわゆる学習成果の社会的還元の問題については、たとえば、市の関係部局と提携して3年制の婦人大学を運営している神戸市婦人団体協議会では、「それは、“仲間づくり”という形で出ることもあるだろうし、地域の福祉を支える“ボランティア活動”という姿になることもあるだろう。あるいは、神戸独特の何か新しい資格の与えられる一つの仕事として、育ててゆく場合もあるかも知れない⁽¹⁸⁾。」と述べている。

その他にも、皆さん各自の問題意識に従って、さまざまな形が考えられよう。これは、むしろ、これから1年間の皆さんの学習の深まりによって、決定されることであろうし、そのために当講座の、カリキュラムにも、深い工夫がこらされているはずである。ここではただ、皆さんの学習の成果の実り多からんことを祈るとともに、いわゆる学習の結果の社会的還元が、更に次の学習を促すものとなり、学習の質を高めてゆくという事実、また、そこにこそ社会教育の本質的な性格があることを確認するに止めよう。

次に、個人々の学習の社会的還元の問題を超えて、全体としての婦人学習の存在自体が現在の教育状況の中でもっている意義について、改めて考えてみたい。それは前示のような「新しい階層の新しい学習」としての婦人学習が、混迷する現代の教育状況の中で、その流れを変えるために、何らかの寄与をなし得るのではないか、という問題であり、ある意味では最大の社会的還元であるかも知れないから。

(2) 新しい“学習社会”の形成をめざして

「教育の現状について憂うる声は、今や、巷に満ちている。いわゆる受験体制の強化のなかで、徳育は軽んじられ、基礎的な知識は生きる力として定着することなく、体力の質は低下し、青少年非行は増加しつづけ、しかも低年齢化する。“学歴社会”とそれにつながる“乱塾”の存在を、一つの必要悪としてとらえるような考え方が、次第に大勢を占めてゆく風潮のなかで、真摯に学ぶ意欲と強く生きぬく力を喪失したかのような青少年が増加してくる。このような状況を思うとき、誰が教育の荒廃を憂うる声を発せずにおられようか。⁽⁹⁾」——これは、かつてある神戸の経済団体が、企業人としての自らの反省を含めて、新しい教育体制の樹立を提案した『提言』の冒頭の一節である。長々と引いたのは現在の教育問題を考えるに当っては、まずこの反省から出発しなければなるまいと思うからである。

最近、“学歴社会から学習社会へ”という声が高いのも、このような反省に基づくものであろう。ここで、いわゆる学歴主義が、この国でかつて果した個人の実力による身分制度の打破という進歩的な役割の評価、さらに最近の“学

歴”の“新しい身分”への質的变化などについて、触れる余裕はない。しかし、“学歴社会から学習社会へ”という言葉で示された、私たちが直面している歴史的課題、つまり“教育観の変革”，“新しい教育体制”の樹立の意味はご理解いただけよう。大げさないい方をするようであるが、私は社会教育としての婦人大学の学習に、今こうして参加していただける皆さんこそ、教育の流れを変える。この新しい教育体制の樹立のための尖兵として、その基礎がための仕事をしているのだという自覚と誇りをもっていただきたいと願うものである。

ところで、その新しい教育観、教育体制の構築の具体的な方向は、どうか。暴走族、乱塾時代、年少者の自殺から、家庭内、校内暴力の多発に対し、最近、戦後の教育理念や制度の責任を問う傾向が強いようである。しかし、それ以上に必要なのは、教育を将来の進路と就職の手段としてしか考えない私たちの教育観の変革ではないか。社会全体を覆っている“学歴病”という文明病の根絶ではないか。しかも、この学歴病の重患は主婦に最も多いというのである。

かつて、ある人は“婦人問題としての受験戦争”ということを読み、「中年女性の自分を見つめる目や社会的関心、そして活動のエネルギーが、いかに“わが子の受験”のために奪い取られている⁽¹⁾」かを論じ、年々、受験シーズンの終るごとの、新たな“受験戦争未亡人”の大量発生を警告した。皆さんも身の回りを見渡されて、思い当られる方も多いのではなからうか。

もとより私とて単純に“脱学校論”的発想にくみするものではないが、4、5歳で子どもを幼稚園という名の学校に入れ、24、5歳までの20年間を、学校という特別の環境の中にとじこめ、ただアルバイトという、最も非教育的なパイプで、実社会に参与させるという、現在の一般の傾向は、大いに反省する必要があるのではないかと⁽²⁾思う。

NHKの人気番組の「連想ゲーム」ではないが、日本人に“教育”というヒントを出せば、95%までは“学校”と答えるという。この教育とは、学校体系をスムーズに通過することであると考えられている悲劇。教育についてどんなに美しい夢や理想が語られようとも、ひとたび受験問題が登場すれば、一切がご破算になってしまう悲しさ。受験のため以外には役に立ちそうもない知識

のつめこみが、教育の名のもとに強行される愚劣さ。その結果、青少年の本来もっているはずの知的エネルギーが空しく蒸発し、学ぶことの喜びを育てるよりは、かえって奪ってしまっている残酷さ。

誰が、この教育の現状を看過し得よう。しかし、“仏つくって魂入れず”というコトワザもある。この改革は単なる制度的改革では多くを期待することはできまい。問題は、私たち自身の教育観の変革のうちにあるのではないか。自ら学ぶことの楽しさを知った人は、子どもに無意味な学習を強いないであろう。学歴病からも自他ともに解放されるであろう。誰でも、何時でも、何処でも学べる社会を志向するに違いない。それが“学歴社会から学習社会へ”ということの真の意味であろう。大げさないい方をするようであるが、私は皆さんが、社会教育の場に参加されるということは、そういう新しい教育体制づくりのための基礎づくりという性格をもつものであることを、重ねて強調しておきたい。

「社会教育は、学校教育とならんで車の両輪である」とは、関係者のよく口にする言葉である。しかし、俗に“待ったなしの学校教育”、“残りの教育としての社会教育”などといわれるように、社会教育の比重の軽さは学歴社会のこの国において、おおうべくもなかった。今、学校教育が多くの問題を露呈しはじめたとき、社会教育は、はじめて学校教育をもまきこんだ新しい教育体制づくりのなかで、車の一方の輪としての地位を占めるようになったといえるのかも知れない。

しかし、このことは決して社会教育の学習形態が、学校教育と同じになったということではない。このことは特に注意しておきたい。最近、社会教育の学習の場の質的向上の必要性が強調される。このことの意義を疑うものではない。しかし、いわゆる“質的向上”が決して、学校教育のマネをすることではないことだけは確認しておきたい。

いや、学校教育の教育形態そのものが、今きびしい批判にさらされているのである。たとえば、先年OECDは、日本の大学の社会科学教育が「外国の文献から学んだ一般的な原理を学生に伝えているだけ」であり、「現実から遊離

して抽象的」であり、「社会的要請よりも惰性と学部¹¹²の既得権を守るための教育」になっていることを、きびしく批判している。もちろん、これに対して、「真実を追究する事より、学問らしく見せることに専念して来た」日本の学者への頂門の一針とする賛成意見もあれば、また日本の社会科学の特異な歴史と社会的地位を知らないものとしての反論もあつた¹¹³。ともあれ、学校教育自身が一つの反省の時に来ていることはまちがいあるまい。それに対して社会教育は、もっと自由な発想で、現実に即した教育計画の立案が可能なのである。社会教育の場の質的向上の名のもとに、かりそめにも、この柔軟な発想を損うようなことがあってはなるまい。

社会教育は今や、文字どおり車の両輪として、学校教育を刺激し、活力を与え、新しい教育体制、いわゆる学習社会を樹立するものとならねばなるまい。この学習の場に参加された皆さんは、まさにその一翼を荷っておられるものというべきであろう。

4 むすび—学習を支える考え方

以上、婦人学習の今日的意義について、所感の一端を述べた。時間の関係もあって、繁簡宜しきを得ない話になった。お詫びする。ことに学習の成果の社会的還元については、具体的に、たとえ例示的であろうと、地域社会づくりとか住民参加とかについて語らねばならなかったのかも知れない。しかし、それらの主題については、これから学ばれるこの講座のカリキュラムに、それぞれ取りあげられているから、そこで存分にご研究を願う機会があるはずである¹¹⁴。

そこで最後に、一般的に学習に参加するに当たっての心構えとでもいうべきものにふれて終ろう。昭和37年、永眠した郷土の碩学 柳田国男は、その最晩年、「戦後20年近く、この間に、私たちの失った大切なものは何か。新しくつくりあげた美しいものは何か。失ったものはとりもどさねばならず、新しく創りだしたよきものは、さらに充実させねばならない。この二つの方向の努力の結合こそ、これからの私たち日本国民の運命を定めるものである。」という意味のことをいい続けていたそうである。この考え方は、これから新しい教育体制を

考えようとするものの、基本的な態度でなければなるまいと思う。

こういう発想は、“モデルのない時代”といわれる現代、ことに必要なのではないか。たとえば、明治の改革には“脱亜入欧”というスローガンの示すように、ヨーロッパというモデルがあった。しかし、現代の教育体制づくりには西洋のモデルはないのである。『史記』に「前事不忘，後事之師」という。私たちはまさに、私たち自身の経験をたよりに、試行錯誤をかさねながら、新しい教育体制の創造を目ざさねばならないのである。

高村光太郎の詩に「私たちの前には、道はない。私たちの歩いたあとが道になるのだ」という一節がある。この「我より古（いにしえ）を作（な）す」という精神こそ、これからの婦人の学習に当って必要なものではないか。さきに、多くの婦人の自発的な学習の場に共通に見られる、新しい婦人の歴史を自ら創りあげようとする自覚を、高く評価した所以である。

思えば、昭和24年、新しい社会教育の理念を高く掲げて社会教育法が公布されてから30年余り、大小の改正を重ね、また46年には『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』と題する社会教育審議会の答申もあり、ときには当初の精神の形骸化、風化がいわれる。しかし、私は今、むしろ、法の当初の理念が、自覚され実現されるような物的経済的な基盤が、整備されて来たのだと思いたい。建設的に、市民が参加し、守り、育てる社会教育の学習の場が、今こそ実現しつつあるのではないか。眼前にみる婦人学習の盛況をそう理解し、それがやがては学校教育を刺激し、活力を与え、新しい教育体制づくり、いわゆる学習社会づくりへの基礎的エネルギーにもならんことを期待したい。「婦人学習の今日的意義」を説き、皆さんの学習の実り多からんことを祈る所以である。

5 質疑応答

(問1) 一般に現実認識が甘過ぎる。講師のいう「婦人学習の空前の盛況」とは、大小の教養産業資本の演出する学習ブームに過ぎない。主婦がその餌食になって、家事の手ぬきから、さらには家庭崩壊の悲劇にいたった実例さ

え、私は見聞しているが、どうか。

(答) たしかにそういう面もある。教養や文化、教育や学習が有利な金儲け事業の対象となっていることに問題がある。しかし、さればこそ、本来の社会教育が、そういう傾向に対抗し得るような自主的な人間の創造を旨としていることは、さきに力説したとおりである。少くとも、この種の講座に参加しているような皆さんには、そういう悲劇はあるまいから……。

(問2) いわゆる公的社会教育の果すそれなりの役割は、認めてもよい。しかし、それは、質的にも量的にも極めて限られているのではないか。たとえば、最も学習を必要とする子育ての最中の婦人は、実際問題として参加できないし、また量的にいても、この種の学習の場への参加者の数は、限られている。かつて、私も“九牛の一毛”だと冷笑された経験もある。

(答) お説のとおりである。しかし、それに対する対策も講ぜられている。たとえば、子育て最中の家庭婦人の参加を促進するために、保育室を併設している婦人生活大学もあるし、そこでのボランティア保母の努力もあって、まず保育室の幼児が仲良くなることから母親たちの仲間づくりが成立したという例も多い。

また、仲間づくりといえば、講座の終了後も、それぞれの主題によって、いくつかの学習グループが結成され、例会をもって活潑な活動を続けている例も、数多く見られる。公的社会教育に参加する人数は限られているという指摘であるが、講座で学習のキッカケを与えられ、グループの指導者としての力量を身につけた婦人が養成されるとすれば、その人たちを中心とする、地域に即した学習の輪の広がりも考えられよう。その核の分散の力に期待したい。

(問3) 教育を将来の進路と就職のための手段としてしか考えない教育観を批判し、学校教育が「……のための教育」になりさがっていると非難しながら、古めかしいベーコンの“知は力なり”などという言葉をひいて、問題解決のための学習を強調したのは、矛盾していないか。純粋にそのこと自身を楽しみ、好きになる教育もあってよいのではないか。

(答) 舌っ足らずの説明のため、誤解をまねいたことをお詫びする。私はか

つて、教育は一人の人間のなかに、①職業的能力、②市民的能力、③文化的能力の三つを統合的に育てあげねばならないと書いたことがあった。あなたのご発言は、私が③の文化的能力の養成を軽視しているという批判ではないかと思う。私は今も婦人が職業的能力（専業主婦の場合は、家事のプロとしての能力）をもつとともに、自立した主権者として、正しく投票権を行使し、地域社会の一員としての役割を果たす市民的能力をそなえ、さらには、芸術文化を愛し、創造し、人間性を豊かに向上させてゆくための文化的能力を養成することが、必要であるということ、を、変りなく主張したいと思う。美しいものに素直に感動できる能力を育てることは、民主主義教育の目標の一つでもあろうから。

ただ、問題はこの三つの能力が、相互に結びついて、強い豊かな人間をつくりあげるのではなくて、いわゆる文化的能力が、たとえば一部のオケイコごとに見られるように、現実から遊離し、グロテスクに肥大して、社会的阿片のような役割を果たすことを警戒したいというのみである。

（問4） “一部のオケイコごと” という言葉で思い出したが、また（問1）に関係するかとも思うが“学習社会”、“生涯教育”といわれる時代に、なぜ婦人の学習のみが問題となるのか。いわゆる生涯学習時代の学習の場が、婦人だけの“聖域”になっているのは問題ではないか。

（答） ご発言の意味がよくつかみかねるが、いわゆる生涯教育の名のもとに、公立私立さまざまな講座や学習の場が、設けられていても、仕事に疲れた男性はゴルフに酒、麻雀と散ってしまうから、利用者は婦人ばかり。こうして学習の場は、婦人の聖域となる。働く男性を排除して、何が“学習社会”か、ということか。もし、そうなら、これは、本日の主題に即して、“専業主婦”と定期的な職業をもった“働く婦人”との関係に置きかえて考えられようか。56年1月発表の厚生省の実態調査によっても4軒に1軒は共働きというとき、このことは大切な問題であろう。

この二つの婦人の間の対立の問題は、もとより、そう簡単に解けるようなものではない。私はむしろ、これから1年間にわたる講座の間に、皆さんに考えていただきたいと思う。関係する主題も多く取りあげられているようである。た

たとえば、“地域社会づくり”という主題に3、4回もさかれている。その地域という生活の場で全日制住民としての専業主婦と定時制住民としての働く婦人が、いかに共存し得るかなど。この地域社会づくりなどという、具体的な問題を中心として考えるとき、働く婦人の実態をとおして、職業人としての男性の問題にも考察が及び、学習の場に、男性も参加させる方向が見出せるかも知れない⁽¹⁹⁾と思う。

(問5) 一般に、“学習”とか“社会教育”とかいう言葉が、多義的に使われ過ぎている。この際、講師の明確な“社会教育”の概念規定を聞きたい。

(答) 終了予定時刻がせまったところで、大切な問題が出された。法概念としての“社会教育”が、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」(教育基本法第7条)と規定され、一般に学校教育以外のさまざまな教育の総称(社会教育法第2条)として使用されることは、ご承知のとおりである。社会教育を一般に「何らかの意味で役所が世話する教育活動だ」とし、その「官庁的」な性格を強調する立場と、さきの枚方テーゼのように「大衆運動の学習的側面」としてとらえようとする考え方を両端に置けば、その間にさまざまな立場が見られよう。いや、この「官庁的」という言葉をどうとるのが問題かも知れない⁽²⁰⁾。

時間の関係もあるので、誤解をおそれず、ズバリいえば、私はさきにふれた『社教審答申』のいう「社会教育という観念」を「狭いわくの中でとらえる傾向」から脱して、「ひとびとの日常生活の中でのあらゆる学習活動に対する教育的配慮として広くとらえる必要」を認めることが、生産的であると思う。

たとえば、この婦人生活大学のように、公費を使える行政だからこそできること。また企業がその基本的な意図はともあれ、それぞれにふさわしい学習企画をたてて市民に呼びかけること。民間のエネルギーで、それぞれ自主的な学習が組織されること。いろいろな形の学習活動が豊かな成果を競い合うことは、すばらしいことであろう。市民が自主的に、自発的にその学習に参加する以上は、それらはすべて社会教育の名に値するのではないか。ただ、公的社会教育への参加には、それが公費で運営される以上、ある程度の社会的責任が伴

うのではないかと思うが、どうであろうか。皆さんに対して、学習に当たっての問題意識の確認とその成果の社会的還元を、こと新しく、力説した所以である。

注

- (1) たとえば、文部省が、昭和53年5月発表した「生涯教育の実施状況に関する実態調査」によれば、どの年齢層をとっても、女性上位。ことに家庭婦人の学習率が最高で31.7%という。この頃より、「おお、このすごい知識欲」「主婦たち、一心に」「大学生顔負けの高水準」「私語一つなく、食い入る2時間」（『毎日新聞』昭和52年7月15日）のような、見出しをもった婦人学習講座の盛況を報じるレポートが、各紙に登場するようになる。
- (2) 「社会教育」ないし「社会教育的」という用語の意味については、「質疑応答」の（問5）を参照。
- (3) 文集『婦人のあした』（千里市民講座参加者の文集Ⅰ）。
- (4) 昭和38年枚方市で提示。これはその第5項。その他、1.社会教育の主体は住民である。2.社会教育は国民の権利である。3.社会教育の本質は憲法学習である。4.社会教育は住民自治の力となるものである。6.社会教育は民主主義を育て、培い、守るものである。とともに、社会教育行政の民主的なあり方を総体的に明示したものとして、よく知られている。井上隆成「社会教育と革新市政」『月刊社会教育』昭和46年3月号参照。
- (5) たとえば、川名紀美『密室の母と子』昭和55年 潮出版社。
- (6) たとえば、神田道子、女子教育問題研究会社会教育部会報告『ライフサイクル第三期の婦人の意識構造と社会教育に関する調査』1975年。ここでは、婦人たちがⅠ育てられる時代とⅡ育てる時代を経て、老後に至るまでの第三期で、無力感、孤立感、とりもどし感の三つを微妙に交錯させながら、女性の地位の向上を願い、社会教育に強い関心を示していく姿が描かれている。
- (7) OECD教育調査団 深代淳郎訳『日本の教育政策』朝日新聞社 昭和47年「日本社会には出生による階級はないが、18歳の大学入試によって階級が生ずる」と。degreeocracyと呼ぶ所以である。
- (8) 神戸市婦人団体協議会30周年記念誌『しあわせへの道・婦人教育篇』3ページ。
- (9) 神戸経済同友会 教育・人間問題委員会『企業と生涯教育—企業人の反省と提言』昭和52年。
- (10) 樋口恵子「婦人問題としての受験戦争」『毎日新聞』昭和53年2月24日。
- (11) いわゆる“脱学校論”について論及する余裕はないが、工場システムと並んで工業化社会を支えてきた“制度”としての学校が、根本的な反省をせまられていることは、世界的な傾向であろう。“生涯教育”（ユネスコ）といい、“リカレント教育”（O

ECD) といひ、あるいは“学歴社会”から“学習社会”へという提唱の基礎に、この反省のあることは明らかである。ことに学校という擬制社会・過保護施設のグロテスクな肥大によって特色づけられているわが国では、この反省が必要であろう。「現下世界教育の大きな方向づけを果している」といわれるユネスコの出した『フォール報告』(1972年)の中の「どこでも、いつでも、行いうるようによ教授活動を再配分することにより、生活経験という次元が教育に取り戻されねばならない。」といひ、「中断されることのない学習のみが、特に大学の段階で考え得る唯一の方法ではない。一つの教育の段階と他の段階の間で学習を中断すること、または一つの課程の中途においてさえも中断することが、だんだん受け入れられるようになってくるであろう。それは心理的にも教養的にも有利でさえあるかも知れない。」などという提言は、新しい学習社会の形成のために貴重な示唆となるのではないか。国立教育研究所内フォール報告書検討委員会訳『未来の学習』昭和50年 第一法規 参照。

- (12) OECD調査団報告、文部省訳『日本の社会科学を批判する』講談社 昭和55年。
- (13) たとえば、都留重人「日本の社会科学と政策決定—OECDの報告を読んで」『朝日新聞』昭和51年6月24日(夕刊)。
- (14) この種のカリキュラムの多彩な内容は、たとえば、それぞれの事務局の発行している『兵庫県婦人生活大学のあらまし』、『神戸婦人大学のあゆみ』などで具体的に知ることができる。
- (15) スーパーマーケットの進出の目玉商品として文化教室の併設が、うたわれる時代である。“学習”が、営利事業の対象となる危険性はいうまでもない。しかし、母親たちが“教育ママ”から、“学習ママ”に転化すること自体は、よろこばしい傾向でもあろう。社会教育の観念をできるだけ広く考えたいという所以である。
- (16) たとえば、西宮市教委の実施している婦人生活大学の保育室の例など。55年度は1歳～4歳の幼児20人が、新聞応募者やOBのボランティアによって保育されている。「今、保育室を利用しているか否かにかかわりなく、全受講者の問題として、保育室を見守りご協力いただきたいと思います。」と『婦大だより』第1号にある。一見識であろう。
- (17) たとえば、前記の『兵庫県婦人生活大学のあらまし』(55年度)によれば、全県下で37のOBグループがあげられている。
- (18) 前掲『企業と生涯教育』7ページ。因に、この「提言」の原案は私の執筆である。
- (19) 拙稿「余暇と地域社会づくり」(兵庫県企画部婦人対策室編『婦人の学習』昭和53年所収)、「婦人と地域社会づくり」(同『婦人ニュース』80年秋冬号)参照。
- (20) 津高正文『社会教育論』新元社 昭和31年。
- (21) いわゆる“官庁的”を、私たちの日常生活を「外から」「上から」とらえる“オカミ”と考えないで、私的な生活領域の中から、自発的、内発的に析出された“公共”として、とらえなおすところから、新しい展望も開けるのではないかと考えるが、どうか。拙稿「一般教育における教材としての家族」(『神戸外大論叢』第25巻4号)参照。

コミュニティカレッジと日本の課題

原 田 敬 美

(SEC計画事務所)

はじめに

生涯教育のニーズが高まる中、現行制度では広く市民を対象とした学習について、十分市民サービスに応じきれない面が現われ、その再検討を迫られている。問題点として次のような内容が指摘されよう。

まず、公的な社会教育は、市民の学習ニーズが多様になっているにもかかわらず、その学習内容が旧態依然としている。

第2は、施設中心主義で、コミュニティセンターと称する類いの施設は整備されてきたが、運営のソフトウェアが十分開発されていない。

第3は、民間資本による市民学習は、利益追求主義である。

第4は、様々な学習活動が色々な組織によって運営されているが、その間の相互関連性がない。

第5は、学びたい時、いつでも、だれでも、どこでも、なんでも、学べるという状態ではない。

第6は、学習内容があくまでも個人に焦点があてられ、地域社会への還流サイクルがない。

都市と市民の学習を考えると、学習は、都市コミュニティ自律のための道具とならねばならない。つまり、生活に必要な知識を吸収し、また、生産活動に必要な技能・技術を身につける場といった視点で捉えてゆかねばならない。

こうした問題を考える手掛りとして、アメリカのコミュニティカレッジは一考に値する。

本論では、都市と市民のかかわり合いの中で、学習活動がどのように変質してゆかねばならないか、そうした観点に立ち、コミュニティカレッジを紹介し、さらに日本での課題についてふれたい。

1 コミュニティカレッジとは

コミュニティカレッジは、一般に、公立の短期大学レベルの高等教育機関である。低廉な費用で、18歳以上の市民なら誰でも入学できる。学習内容は、大きく分類すること、一般教育、職業教育、成人教育（継続教育）の三つであり、2年制のカリキュラムをベースにしている。

学習目的で分類すると、次の6項目が挙げられる。(1)地域社会の雇用状況に対応した職業教育 (2)4年制大学編入コース、(3)一般教育 (4)カウンセリング進路の定まらない人の指導 (5)コミュニティサービス・地域で生活する人々に様々な文化活動を提供する。(6)継続教育・成人向けの一般教養や転職を望む人を対象とした高度な技能教育である。

コミュニティカレッジのきっかけは、第2次大戦後、国内立て直しのための政策を検討していたトルーマン大統領の諮問に対しまとめられた報告書に、その起源を見ることができる。

その中には三つの考え方がある。第1は、コミュニティ全体に対するサービスとそのため多様な機会を提供する教育機関としての考え方。第2は、教育の経済的・地理的障害を取り除き、低廉で接近し易く、個人の才能を見い出し、発展させ、大学レベルの教育を供給するという考え方。第3は、成人教育の活動センターであり、また、地域社会のトータルな教育ニーズに対応するという考え方である (A Report of the President's Commission on Higher Education, 1947年)。

既存の類似の学校が、答申の理念を取り入れ、コミュニティカレッジへと変容し、一方で新しいコミュニティカレッジが作られ、1960年には、521校、学生数45万人、1970年892校、学生数225万、1977年1155校、学生数404万人(U. S. National Center for Education Statistics)と発展し、今日に至っている。

発展の過程で法律上の裏付けもされた(高等教育法第10章1018条, 1956年)。
 財政的にコミュニティカレッジを見ると, 表-1, 表-2のとおりである。これ

表-1 コミュニティカレッジの財政事情 (1)

歳 入 (1,000ドル)			歳 出 (1,000ドル)		
総 額	2,278,553	100%	総 額	2,171,259	100%
授 業 料	352,380	15.5	研究教育費	1,313,684	60.5
連 邦 政 府	105,968	4.7	公共サービス費	45,481	2.1
学 校 税	1,816,048	79.7	図 書 費	86,595	4.0
基 金	1,616	0.1	施設管理運営費	249,352	11.5
寄 付	2,500	0.1	事 務 費	476,147	21.9

1971~72年度 調査対象 学校数 697校, 学生数1,585,553人
 U. S. Department of Health, Education and Welfare, Office of Education,
 Financial Statistics of Institution of Higher Education p. 766.

表-2 コミュニティカレッジの財政事情 (2)
 (学生1人あたりの歳入・歳出)

歳 入		歳 出	
総 額	1,437ドル	総 額	1,369ドル
授 業 料	223	研 究 教 育 費	828
連 邦 政 府	68	公 共 サ ー ビ ス 費	29
学 校 税	1,144	図 書 費	55
基 金	1	施設管理運営費	157
寄 付	1	事 務 費	300

出典は表-1に同じ

は1971~72年の1年間, 697校, 学生数 158万人を対象に調査し, 平均的数字を求めたものである。特筆すべき点として, 表-1で, 歳入全体の79.7%を学校税(School Tax)と称する地方税収入が占めているのがわかる。次に, 授業料が

15.5%である。連邦政府あるいは州政府に頼る率は非常に低い。

学校税は固定資産を根拠としている。筆者が研究対象としたヒューストンの場合、次のとおりである。

仮に市価2万ドルの家と土地を持つ人は、評価額（市価の53%）の1.7%つまり180ドル20セントとなる。ちなみに、市税は159ドル、郡税（日本の県に相当）は97ドル、州税は11ドルである。学校税の持つ意味が理解されよう。また、その税率は、そこに生活する市民が決める仕組みである。

公立学校であるコミュニティカレッジを運営する母体は、教育庁（School Board）である。教育庁は市という自治体とは全く独立した組織で、教育行政だけを担当する自治体である。また、その行政管轄域は学校区（School District）と呼ばれ、市役所の行政管轄域と全く異なる。

教育庁は学校区毎に設立され、最高意思決定機関として公選による市民代表から構成される理事会（Board of Trustees——日本における教育委員会に相当）がある。理事会は、学校区の人口規模にかかわらず5～9名である。理事会の下に教育長が事務を執り、学校税を徴収したり、コミュニティカレッジの学長を指揮、監督する。

2 オープン・ドア・スクール

学びたいという意欲はあるが、様々な障害にはばまれることが多い。コミュニティカレッジは、そういう市民のために、立ちほだかる障害を取り除く手助けをする。

その障害とは、学びたい時に学べないという時間的障害、子育て中の主婦・老人・身障者・サラリーマンであるといった理由で、学習の機会が制約されてしまう社会的・経済的障害、学びたくても近くに施設がないという空間的障害、学びたいと思ってもその科目がないという選択的障害である。

コミュニティカレッジは、いつでも、だれでも、どこでも、なんでも、というその運営形態からオープン・ドア・スクールという呼び方ができる。

時間的障害については、学びたい時に学べるようにすることである。入学時

期の問題、修了期間、授業時間等の問題が含まれる。例えば、ヒューストン・コミュニティカレッジの場合、授業時間は朝7時から夜10時までで、土曜も日曜も講座が開かれる。こうすることで、生活時間の異なる様々な市民が均等に学習機会を持つことになる。

社会的、経済的、能力的障害については、学習上のハンディを持つ人に対して相当の配慮をしている。身障者のためには車椅子用のスロープ、通常より低めの水飲場、聾啞者のためには学校が手話通訳を手配する。老人のためには様々な趣味的な科目が用意され、また、リラックスして講義が聴けるよう快適な椅子が用意される。子育て中の婦人には学内の保育室で子供の世話をする。興味深いのは、その保育室はコミュニティカレッジの保育科の実習室を兼ねている。図-1～6は、ヒューストン・コミュニティカレッジの学生の属性を示す。結婚、年齢、就業時間、人種、性別、年収から見ると、様々な市民が学んでいることがわかる。

空間的障害については、だれもが30分から1時間位いでアクセスできるように施設が配置されている。ロスアンゼルス市内には9校のコミュニティカレッジがある。また、同じ大都市でもユニークなのはヒューストンで、コミュニティカレッジは1校しかないが、キャンパスを市内15カ所に分散させ、市民の便宜を図っている。

図-1 在学生の結婚の状況

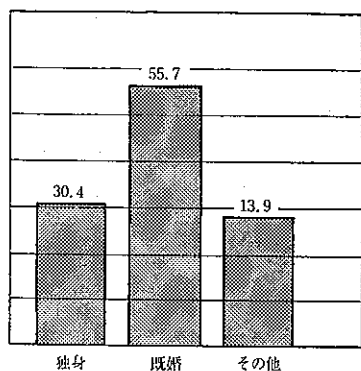
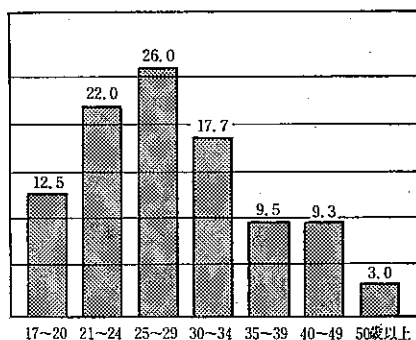
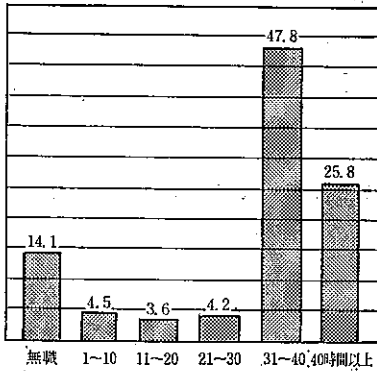


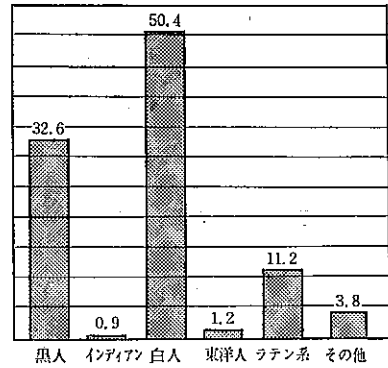
図-2 在学生の年齢



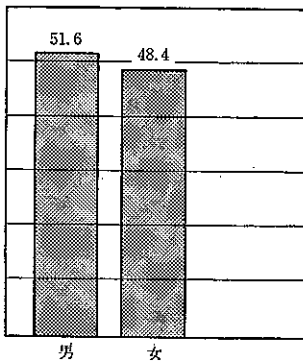
図一 3 在学生の就職状況
(1週の労働時間)



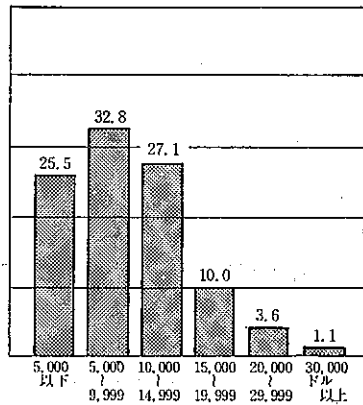
図一 4 在学生の人種区分



図一 5 在学生の性別



図一 6 在学生の年収



以上は A Report of Progress. Beginnings Houston Community College System 1977年版より筆者作成

選択的障害については、可能な限りあらゆるコースを設け、市民ニーズに応じている。日本流に言えば、大学、専修学校、公共団体が主催する社会教育、職業訓練校が行なう技能教育などを併せ持った内容である。

内容として、一般教育、職業教育、成人教育の三つの分野があることはすでにふれた。一般教育には、自然科学、社会科学、人文科学、芸術系のコースがある。職業教育には、自動車修理工科、旋盤科、空気調和科、印刷科、獣医助手

科、看護科、医療検査科、保育科、美容科、航空整備科、航空パイロット科、スチュワーデス科、簿記科、事務科、ホテル科、調理科などがある。また、警察官、消防官、自治体の専門職（例えば、建築確認を担当する建築主事）などの養成課程もある。成人教育には、美容体操、手芸、園芸、各種セミナー、講演会などがある（表-3）。

表一 3 ヒューストン・コミュニティカレッジで行なっている様々なコース（部分）
1980年度版パンフレットより

1 職業教育（継続教育含む）

*印は準学士（2年制）が与えられる

経理* 銀行事務* 経営 経営管理* 事務 販売* 不動産実務* 管理職実務 弁護士
助手* 裁判書記 司法書士 医療事務* 建築指導主事* 警察* 消防* 警備・保安・防
犯 保育* 空気調和 自動車整備 自動車車体修理 航空エンジン整備* 電気工事*
船舶エンジン 旋盤機械 溶接 家電修理 オフセット印刷 ラジオ・テレビ修理
家具・木工 獣医助手 栄養指導 看護助手 放射線医療* 手術助手 心理療養 リ
ハビリ介護 胸部治療 看護* 調理 コマーシャルアート 運輸・流通* 製図* 建設
工学* 写真 学校事務 実験・教務補助 理容 美容

2 継続教育

成人基礎教育 高卒資格取得コース 一般教養 外国人用英語 美術・工芸 自己能
力開発 芸術 各種セミナー 講演会 企業出張訓練

3 一般教育（2年制）

準学士コース（短大コース）と4年制大学編入コース

芸術 ジャーナリズム 演劇 英語 外国語 家政 音楽 哲学 語法 生物 化学
地学 工業 数学 保健体育 物理 人類学 経済 地理 政治 歴史 人間開発
心理学 社会学

学ぶ市民の立場になり、学習意欲の前に立ちはだかる障害をできる限り除く
という観点で、コミュニティカレッジが運営されていることがわかる。

3 コミュニティの核施設

コミュニティカレッジは、オープン・ドア・スクールであると同時に、コミ
ュニティの核施設でもある。

その理由として、(1)都市の生活機能と生産機能を結びつける場であること、

(2)市民が深くかかわり合うこと、(3)企業が深くかかわり合うこと、などが挙げられる。

まず、コミュニティカレッジは都市の生産機能と生活機能を結びつけている。一方で、都市の生産機能つまり都市のマンパワー供給機関として技能教育を行なう。他方で、都市の生活機能つまり都市市民としての自律のための教育を行なう。市民は生活のための道具（知識とか技術）を身につける。

これまでの教育は、この双方のバランスを欠き、生活機能かあるいは生産機能のどちらか一方に、重点の置き方が偏っていた。それがために都市経営を誤った自治体がある。例えば、ニューヨーク市はその典型例で、一般教育のみ教える市立大学ばかりふやし、コミュニティカレッジを作らなかつた。市民育成・マンパワー政策・教育財政で大きな失敗をしたのである。これが、ニューヨーク市の財政危機の一因でもある(T.Gross, Academic Turmoil 1980年)。

コミュニティカレッジは、都市の中にあつて生活機能と生産機能を結び、市民の間に太いネットワークで結ばれたトータルなシステムを持ち、コミュニティ自律のための施設である。

次に、市民との深いかかわり合いである。まず、コミュニティカレッジの設立そのものが、市民の発意と投票によって進められる。どのコミュニティカレッジの案内書を見ても、第1ページに、「当校は19××年×月×日市民投票によって設立された」と明記されている。

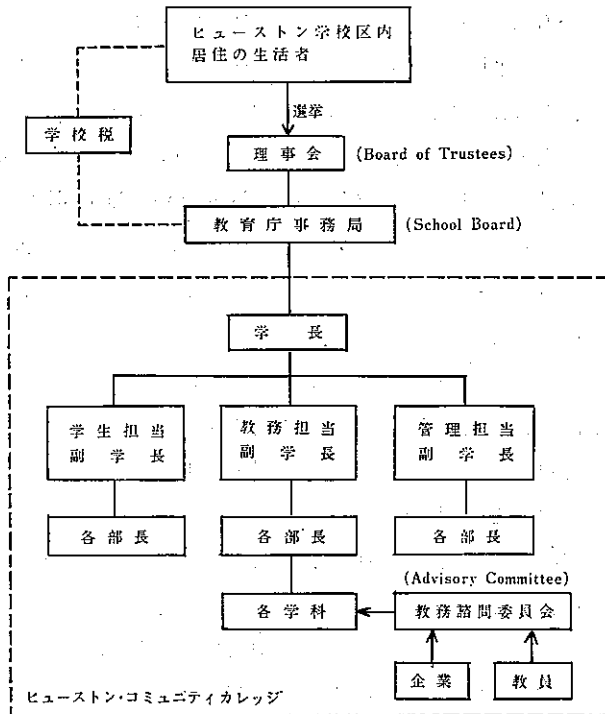
また、多様な階層の市民が高い目的意識を持って集まり、都市社会の中でトータルな個人の確立を目指しながら学ぶ所である（学生の属性を参照）。そして、市民による自主的な管理運営が行なわれている。最高意思決定機関である理事会（日本の教育委員会に相当）は、公選による各地区代表の市民によって構成される。理事の任期は4年である。ヒューストン教育庁の場合、理事は男性5人女性2人の計7人で、理事長（教育委員長）はその中の女性で、家庭の主婦である。理事会は月に1回開催され、コミュニティカレッジの教育内容、教員人事、経理などの細部にまで目を光らせている。

また、コミュニティカレッジは市民にとってオープンな施設である。様々な

権物会場として利用したり、地域に何か問題が発生するとタウンミーティングや勉強会の場ともなる。

さらに、保育科の実習室が保育園としてコミュニティに開かれ、あるいは、美容科実習室は市民にとっての安上がりの美容院である。市民にとっての身近な施設であることがわかる。

図-7 ヒューストン・コミュニティカレッジの組織図 各種資料より筆者作成



次に、企業の深いかわり合いである。都市内の生産機能に対応するための職業教育では、企業の全面的なバックアップがある。コース別に設置されている諮問委員会 (Advisory Committee) にメンバーを派遣し、科目の新設、廃止、教育方法、教育内容について、検討を行なう。

以上のように、市民も企業もコミュニティカレッジの運営に深くかかわり合
い、都市の中心的施設として役割を果たしている。

4 行政の熱意

コミュニティカレッジが市民の中に根づく上で、運営に対して払う行政側の
努力には特筆すべきものがある。

多くの市民に利用してもらうためには、PR活動が欠かせない。例えば、ロ
スアンゼルス郊外のトーランス市を主な学校区としているエルカミーノ・コミ
ュニティカレッジ (El Camino) の場合、授業内容と授業時間表を印刷したパ
ンフレット (A-4判80ページ) を学区内居住者の全世帯 (約3万世帯) に郵送
している。

次に、カウンセリング業務である。市民一人ひとりがコミュニティカレッジ
で学習することによりどのような利益が得られるか、また、それがコミュニ
ティにとってどのような利益になるか、見極めるシステムである。単なる趣味的
講座は別として、それ以外の科目についてはカウンセリングや適性テストを行
ない、応募者の希望、能力、家庭環境、そして外部の経済社会環境を考慮し、
専攻分野を指導するのである。

次に、執務時間である。市民に少しでも多くの学習機会を与えようと授業は
朝7時から夜10時までで、土曜、日曜も開校している (ヒューストンの事例)。
これはコミュニティカレッジに勤務する教員、職員の情熱と努力と言えよう。

ヒューストン・コミュニティカレッジの場合、市民に学習の機会を与えよう
という努力は、ユニークな形となって表われている。通常コミュニティカレ
ッジは一校で一つのキャンパスを持つが、ヒューストンは単一のキャンパスを持
たず、学習意欲を持つ市民の所へ出向くという方式である。それも、小学校・
中学校・高等学校・民間企業の既存の施設をできる限り有効に利用するやり方
である。

現在、市内に15の分散したキャンパスがある。市中心部には、全キャンパス
をネットし市民に情報サービスを提供する管理情報センターがある。これは、

市中心部の人口減少から廃校になった小学校を修復したものである。

ヒューストンは人口140万で全米で5位の大都市である。発展する産業と増加する人口、つまり、コミュニティの生産と生活の両方の機能に応えるため、専門技能者として必要な職業教育と市民として必要な知識・教養のための一般教育の学習ニーズが高まった。1971年設立以来、今日全学で3万人の学生を擁している。こうした市民のニーズに正面から対処するには、歴大な財源が必要となる。しかし、現在15のキャンパスの総面積10万平方メートルの施設のうち、7万平方メートルは既存の公立学校等の施設を借り受け、こうすることで市民サービスを低下させず財政支出を押えている。同様の建築施設と設備を購入する場合と比較して2300万ドル（約50億円）の節約となっている。こうした形の行政努力は、日本でも検討に値する。

5 日本での課題

コミュニティカレッジのような教育施設が都市社会の中で望まれるとしても、行財政制度の異なる我が国で直ちに取り入れることは困難である。

しかし、コミュニティカレッジが掲げる基本理念は、すぐにも取り入れるべきではないだろうか。

つまり、(1)市民の学習意欲に積極的に対応する (2)学習を個人のレベルでとどめるのではなく、その成果を地域社会へ還流する所まで高め、コミュニティを自律させる (3)コミュニティの生産機能と生活機能の結合を図る (4)数ある既存の学習活動のネットワーク化を図る。その際、市民にとって一番身近な自治体がコーディネーターとなる、の4点である。

具体的な最初のステップは、市があらゆる学習情報の管理者となり、そして学習意欲を持つ市民の相談相手となり、学習機会の選択のチャンネルとなることである。市民にとって、学ぶということにおいて、運営母体が市でも、県、国あるいは民間のどこであっても、関係はない。社会教育、民間の学習活動、同市内にある県や国の教育、警察の防犯教育、消防の防火防災教育など、これまで個別に行なわれてきた学習を、市民学習の場という観点から同一次元で取

り扱うことである。

市がコーディネーターとなって行なう学習情報の一元化と相談業務は、学習機会を求める市民にとって有益なものとなる。

表一 学習機会の選択のチャンネル（一例）各種資料より筆者作成

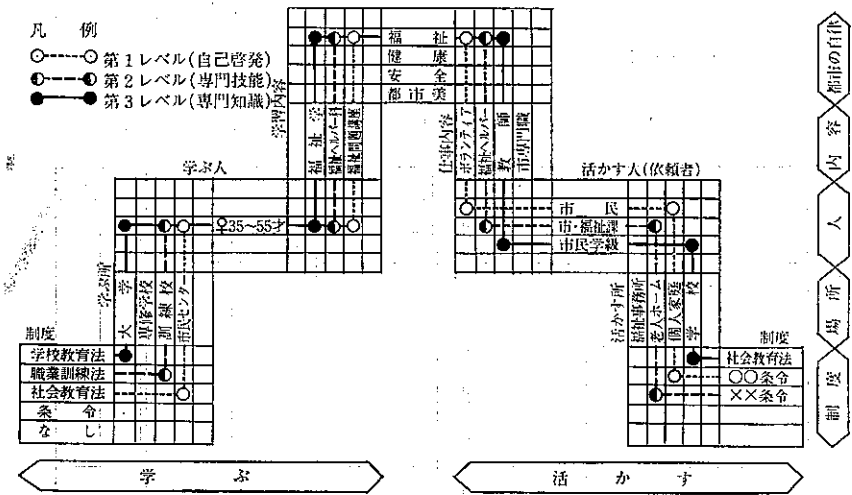
教育プログラム	学習の場	制 度	取得資格	期 間	レベ ル	
大学専門講座	大 学	制 度 あり	学校教育法	有 り	2～4年	専 門 的
専門技能・知識	専修学校		学校教育法	有 り	2年	
技能訓練専修課程	職業訓練法		職業訓練校	有 り	1年	
◇ 向上訓練	◇		◇	◇	3日～6日	
◇ 転職訓練	◇		◇	◇	6ヶ月	
◇ 高令者訓練	◇		◇	◇	6ヶ月	
◇ 婦人訓練	◇	◇	◇	6ヶ月		
◇ 身障訓練	◇	◇	◇	1年		
社会教育成人学級	市民センター	制 度 なし	社会教育法	無 し	随 意	意 識 啓 蒙 的 ・ 初 歩 的
市民大学	◇		◇	◇	◇	
リーダー養成	◇		◇	◇	◇	
老人学級	◇		◇	◇	◇	
婦人学級	◇		◇	◇	◇	
PTA学級	◇		◇	◇	◇	
文化学級	◇		◇	◇	◇	
体育学級	◇	◇	◇	◇		
文化団体教室	随 所	制 度 なし	無 し	無 し	随 意	意 識 啓 蒙 的
地域団体教室	随 所		◇	◇	◇	
防火・防災教室	消 防 署		◇	◇	◇	
防 犯 教 室	警 察 署		◇	◇	◇	
家庭電気教室	〇〇電力営業所		◇	◇	◇	
省エネルギー教室	XXガス営業所		◇	◇	◇	

現行の様々な学習活動のネットワーク化を図り、さらに、ヒューストン・コミュニティカレッジのように、既存施設の有効利用を図ることが、日本でのコミュニティカレッジの第一歩である。

これはさ程費用もかからず、実現性も高い。こうしてできたものは、市民の学習の場、即ちコミュニティキャンパスとなる。

次のステップは、都市自律のため、個人から社会への還流、つまり、学習成

図—8 都市の自律・学ぶ所と活かす所のネットワーク化（一例）筆者作成



果の活用が可能となるネットワークづくりである。これまでの市民の学習は、個人が学ぶという段階にとどまっていたが、都市自律のためのサイクルが考えられねばならない。

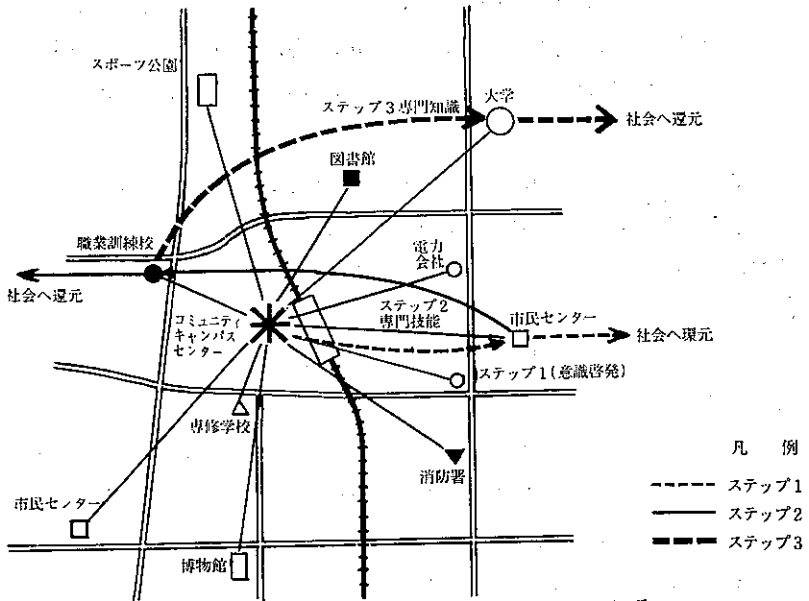
例えば、ある主婦が市民講座で源氏物語を学習したとする。次にそれをテープに吹き込んで盲人の人に源氏物語を聞かせてあげるといふ、言わばコミュニティケアという福祉のサイクルを創り出すことである。また、ある主婦が園芸を勉強し、自分の庭を良くすることで町並を美しくすることが考えられる。

生活と生産の連携システムの形成である。

次のステップは、動機・目的に応じた学習の場と学習の内容のネットワーク化である。

例えば、ある主婦が社会教育講座で福祉問題を聴講し、意識啓発されたとする(第1段階)。通常はこの段階でとどまるが、ネットワーク化により、さらに高次の学習を続けることが可能となる。意識啓発を受けた後、自らボランティアで福祉活動に従事するための必要な技能を身につける。例えば、市の紹介(コミュニティキャンパス・センター)で市内の職業訓練校の福祉ヘルパー科で福

図-9 コミュニティキャンパス：学ぶ場のネットワーク筆者作成



Aさんの例

- ステップ1 (1次的学習—意識啓発) : 市民センターで福祉問題講座を聴く
↓
社会への還流—盲人のため源氏物語をテープ吹込み
- ステップ2 (2次的学習—専門技能) : 職業訓練校福祉ヘルパー科で専門技能を習得
↓
社会への還流—福祉事務所を通じ福祉ボランティア
- ステップ3 (3次的学習—高度専門知識) : 大学で福祉学を聴講
↓
社会への還流—市民センターで市民講師

社の専門技能を身につけ、それをコミュニティの福祉活動に活かしてゆく(第2段階)。

さらに高度な専門知識を身につけた場合、同様に市の紹介(コミュニティキャンパス・センター)で市内の大学の福祉科で聴講生となり、福祉問題をトータルに学習する。その後、成果をコミュニティの福祉活動に再び活かしたり、あるいは、この段階で、第1段階、第2段階の人たちのために市民講師になっ

たりもする（第3段階）。

以上のようなネットワークの形成は、現行のものを有効に再編活用することで可能である。特に、今日のように財源的に余力がない時、好ましい手法の一つであろう。たいした財源も必要とせず、市民の学ぶ場「コミュニティキャンパス」が形成される。

市は、市内のあらゆる市民学習情報のまとめ役となり、市民にとってチャンネルの役割を果し、コミュニティの生産と生活を結ぶ媒介となる。

また、市内のいろいろな場所に立地している既存の施設のネットワーク化で、市民の身近な所に、市民のキャンパスが存在することになる。

さらに、初心者から専門コースまでに互る学習レベルの多様なニーズに応えることができる。

こうして作られたキャンパスは、コミュニティカレッジのようないつでも、だれでも、どこでも、なんでも、というオープン・ドア・スクールとなる。様々な市民が集い、学び、そして学習の成果を社会へ還流していく拠点となる。

こうすることによって、教育が真の自律ある都市づくりの要となるのではないだろうか。

5章日本での課題の内容については、同僚笠川慶道氏の助言に負う所が大きい。紙面を借りて謝意を表したい。

主な参考資料

『毎日新聞』'78年11月11日

『スペース・デザイン』鹿島出版会 '79年7月号

『毎日新聞』'80年6月10日

『技能と技術』（社）雇用問題研究会 '80年10月号

学校と地域社会

石 田 靖 夫

(神戸市教育委員会指導部長)

1 学校と地域社会との関係

公立の小学校、中学校、高等学校は、そもそもが地域社会に設立されたものであり、地域社会の学校である。明治以来、学校は市町村や府県が設立し維持してきたものであり、「村の学校」、「町の学校」であった。したがって地域住民は学校をわがものとして愛着を持ち、いろいろな負担も背負ったのである。また、学校も地域社会との関係を深く保ちながら、地域住民の子女を教育してきた。

ところが、都市化・工業化が進み、社会が著しく変貌するなかで、地域社会も学校も大きく変化し、学校と地域社会との関係もまた変わってきた。土地開発が進み、人口が流動し産業構造が変わって、住民の生活の様相が一変すると地域社会の住民意識も次第に変わってきた。開発の進む新しい町はもちろん、古い町でもマンションが建って、見も知らぬ人々が移り住むようになると、伝統的なわが村、わが町は崩れ、新しいムードが生まれる。そのなかにあって、学校は地域にありながら地域ばなれをし、校区から通ってくる子どもを年齢相当の学年に収容して、学齢相応の教育を施して次の段階へ送り出す。つまり、変貌する地域社会、受験態勢のなかで、どの学校も、学校制度の一段階を受け持って、次の段階へと送り出すことを任務とし、地域住民の要望に応じて、地域社会に役立つ若者を育成するという、かつての地域社会学校の様相は消えつつある。地域社会の住民も「おらが学校」という情緒的な学校観よりも、上級学校へ進学するための一段階としての学校観、すなわち「バス乗客論」的な意識が濃厚になってきた。

学校と地域社会との関係は、都市化・工業化の進展にともなって、疎遠にな

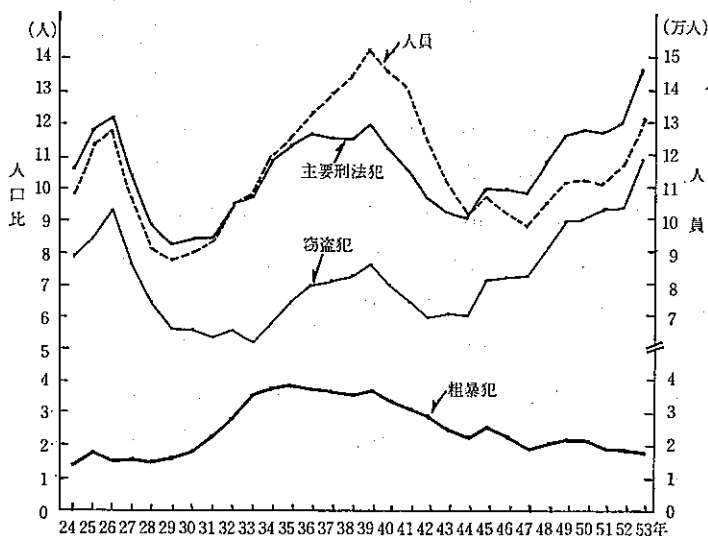
りドライになっているのが現状である。

2 青少年の非行と教育

このような学校と地域社会の関係のなかで、青少年の非行が増え、全国的にも全市的にも大きな問題となっている。青少年の非行は図-1の示すとおり、戦後第3のピークの頂上にあり、その特徴は、しだいに低年齢化して、中学生の非行が最も多く、小学生へも移行しつつある。また、女子の非行もかなり多くなっている。内容的には、窃盗が最も多くそのほとんどが万引である。また学校内外における暴力が毎日のように報道され大きな問題となっている。特に教師反抗が各地でおこって、学校の秩序さえおびやかされている現状である。さらに、車社会を反映して暴走族が多くの悪質な問題を惹起しているし、性非行も多い。青少年の非行は、日常化、広域化、集団化、低年齢化、悪質化しており、大きな社会問題になり、政治課題ともなっている。

これらの非行の原因は複雑で一概にいききれないが、まず、家庭での教育や

図-1 主要刑法犯少年等の人口比及び補導人員の推移
—昭和54年度版警察白書より— (昭和24~53年)



しつけが欠如していることに起因するものが多い。社会・経済の発展とともに家庭生活は豊かになり、親は子どもに対して過保護になる。そして、子どもの欲する物は何でも買い与え、欲求を満たしてやろうと努力する。また、学歴社会を盲信して、子どもの能力や適性を無視し、よりよい上級学校をめざして塾へ子どもを通わせる。家庭における“しつけ”や勤労体験は念頭にもおかず、ひたすら子どもの学習成績に期待をよせる。その結果、子どもを甘やかし、欲しいものは何でも手に入れないと気がすまないわがままな子になってしまう。そんな子どもが集まって万引をするのである。

また、人が行くから我もと塾へ通うが、主体的な学習をしないので成績はあがらない。学校でも同様に、自ら落ちこぼれる者も少なくない。親は子どもの教育について、自立する方向で鍛えようとしなければかりか、基本的な生活習慣すらしつけようとしないので、肉体的にも精神的にもひ弱な子どもしか育たない。そのひ弱な子どもに学歴をつけるために、親は学校に対して様々な要望をおしつける。

表一 神戸市民の意識調査

昭和54年9月実施 N=987 (無作為抽出・面接)

Q 1 近ごろの子どものしつけについてどのようにお感じになりますか。一つ選んで○印でかこんでください。	
1 十分にできている	5.6%
2 あまり十分にできていない	94.0%
Q 2 しつけが十分できていない理由を一つ選んで○印でかこんでください。	
1 両親とも忙しく、子どもと接触する機会が少ないから	21.2%
2 しつけについての考えがいろいろあって、どれがよいかとまどいがあるから	38.7%
3 勉強の方がたいせつで、しつけは自然と何とかなると考えているから	29.1%
4 学校でのしつけが十分でないから	5.6%
5 つき合っている友だちやまわりの環境がよくないから	4.2%

学校は、徳・体・知の調和のとれた人間の育成を志向しながらも、現実の受験態勢のなかで、質量ともに過重な学習を子どもに強制せざるを得ない。その

上、体力づくりから道徳教育、子どもたちの多様なニーズを満足させるための特別活動や学校の行事に追われて息つく暇もない。こういった新幹線教育の反省から、教育課程が改訂され、「自ら考え、正しく判断できる人間」の育成をめざし、「ゆとりのある、しかも充実した教育」を展開する運びになったのである。しかし、これも緒についたばかりで、その真価が発揮されるには数年を要するのではなかろうか。

こうした学校教育の過渡期にあって、過保護に育てられたわがままな子どものなかには学校生活のなかでもわがままをおし、自ら苦勞して学習し、困難に堪えて自らを鍛えようとはせず、安易に欲求のみを追い求め、学校生活に不適應を起こして非行に走る者がかなり出てきた。学校は必死になって非行を防止し、非行から立直らせようとするが、度が過ぎた甘えっ子に手こずっているのが現状である。集団で暴力をふるったり、教師に反抗したりして学校の秩序さえ乱してしまうことも屢々ある。もちろん、家庭、子どもだけでなく、学校側にも原因はあった。

前述のように、受験態勢に巻き込まれた学校は、それが大切であることの自覚を持ちながらも、生活指導や道徳教育を十分してきたとはいえないし、多様な教育観のもとで、指導の歩調が揃わないことも往々にしてあった。また、軟教育の風潮のなかで、学校自体が臆病になり、子どもを甘やかして、学習にしても生活にしても中途半端な指導に終始していた感が強い。指導不服従、教師反抗の裏を返せば、教師の権威、学校の権威が失墜していることの証拠なのである。

他方、地域社会は、学校に非行問題がおこり世間のニュースになると、心配もし、気にもかけるが、前述のように、学校と地域社会との関係が希薄である場合には、どうすることもできない。現実に、PTA以外の地域団体が学校を援助しようとして立上がったたり、学校が地域団体に協力を求めたりした例もあるが相当の時間と労力が必要であった。

それよりも、地域社会がコミュニティとしてまとまり、自らの地域をよりよい地域にするための組織・機能を持つならば、地域の子どもが地域社会のなか

で、監視され、指導され、保護されて、問題行動を起こすことはないはずである。つまり、市内の各地域（校区）がコミュニティとして発達しているところが少ないだけに、地域社会として当然機能するはずの教育力を持つ地域も少ないということである。

このように、基本的な生活習慣をしつける家庭教育に問題があり、地域社会もコミュニティづくりがおろそかになっていて、地域の連帯意識が希薄で、地域のなかで地域の子どもを健全に育成しようとする態勢は乏しい。ひとり学校は、「調和のとれた、人間性豊かな児童・生徒の育成」を目指して努力するのであるが、非行問題について四苦八苦しているのが現状である。

3 地域社会における青少年の教育

このような概況のなかで、家庭や地域社会が子どもの教育にかかわっている状況を今少し明らかにしながら、学校と地域社会との関係を考えてみたい。

まず、子どもの教育に関連して家庭へアプローチするのは学校である。学校は家庭訪問や保護者会、PTAの行事などをとおして、機会あるごとに学校の教育方針を説明するとともに家庭教育の大切さを説き、その内容や方法について、個々の問題として、あるいは一般論として親に訴える。そして、問題行動の矯正や健全育成について協力を求める。これがPTAの活動となると、家庭教育についての研修会、講演会などとなる。また、補導委員会とか愛護委員会の活動として校外補導になったりする。そして、個々の家庭教育にはねかえらせるとともに、校区における子どもの生活を見守ろうという連帯感へと発展させている。事実、学校が非行問題で揺れた場合に、PTAがその組織を生かして活動し、問題の解決や防止について学校に協力した例は多い。また、PTAが子どもや地域の実態に合わせて「愛の一声運動」、「ワンポイントメモ」などユニークな活動もしている。

また、PTA連合会もここ数年、組織力を生かしていろいろな活動を展開している。小学校PTA連合会では「よその子供も叱る運動」を昭和53年より提唱しており、それが全国のPTAにも拡大しようとしている。また、中学校

連合PTAでは、たくましい中学生を育てようと昭和55年より、「車内で立つ運動」を提唱している。さらに、市内の中学校に非行問題が浮上するや、「青少年の非行対策PTA会議」（昭和55年12月）を開催したし、「未来をみつめる中学生の主張」（昭和56年2月）を作文で募集し、健全育成の面で中学生を導こうとした。このように小学校・中学校のPTAは、校外つまり地域社会における子どもの指導に積極的である。しかし、これらの提唱がなかなか地域社会や家庭に浸透しにくく、よその子供を叱ることがむずかしかったり、中学生の非行の情報提供すらむずかしい実態もあり、PTAの姿勢がそのまま実効につながらない面もある。

家庭教育を充実させるねらいでは、社会教育の面から多くの事業がある。多くの学校には「家庭教育学級」があつて月1回の学習をしているし、各公民館勤労市民センター、働く婦人の家、婦人大学の講座にも家庭教育は多くとりあげられているし、婦人会の活動にもこの方面の内容は多い。

以上は、学校教育、社会教育など教育委員会の主管事項が主であつたが、次は市長部局での青少年対策からながめてみよう。

市民局生活部青少年課は、勤労青少年を対象としながらも広く青少年対策事業を推進している。「神戸市青少年会館」を昭和55年4月にオープンするとともに、「神戸市青少年対策推進要綱」を作成し、青少年の健全育成に尽力している。その目標は、①青少年に関する施策を確立する。②あたたかい家庭環境を育てる。③青少年を守り育てる市民運動を展開する。④青少年の自主活動をすすめる。となつており、青少年の健全育成のためのマスタープランの策定（策定中）、神戸市青少年文化研究所の設置（昭和55年4月）、家庭教育講座青少年育成キャンペーンなど充実した施策を推進している。また、神戸市青少年問題協議会の窓口となつており、3,900名の青少年育成委員による補導・育成活動も展開している。青少年問題協議会の各支部は、各小学校単位に設置され、小・中学校と連携して活動しているが、支部によってその活動は様々であり、今後のあり方が注目されるところである。

その他、防犯協会が中心になつている補導委員(780名)や青少年補導センタ

一に属する指導員(120名)も地域社会の青少年の補導に当たっているし、市内に多くの子ども会(650団体、60,000人)が組織されていて、スポーツや野外活動、映画会などの行事を実施しながら地域の子どもの健全育成に当たっており連合子ども会も組織されている。少年団や青年団も地域社会の中で青少年の異年齢集団(たて割り社会)を組織して、その活動を通して健全育成に貢献するのであるが、都市化の進むなかでは、西北神の農村地区以外は組織率が低い。

以上、地域社会における青少年の育成に関連する組織や活動をとりあげてみたのであるが、かなりの組織や活動があるにもかかわらず、その成果があがりにくいのは、参加しない親や子どもが多いからであり、組織の整備・充実、各組織間の連携等とともに、コミュニティづくりのなかで考えていかなければならない問題であろう。

4 学校開放と地域社会

神戸市においては、昭和34年より学校開放事業を発足させ、現在では表一2

表一2 学校開放実施状況

数字は施設数 昭和55年度

開放形態		項目	～60年度	55年度
			全体計画	現況
学校公園	運動場	運動公園	35	35
		児童公園	55	52
		夜間開放	30	28
	体館育	休日開放	10	10
		夜間開放	25	23
		休日開放	10	6
		プール	70	65
	市民図書室	夜間開放	7	7
		教室開放	50	38
		教室開放	70	65
	特開放	運動場	25	9
体育館		25	10	
プール		25	10	
計			437	358
幼児のひろば			5	5
合計			442	363

学校数 { 小学校 157校
 中学校 69校
 高校(全日制) 9校

のとおり学校園の施設を開放して、市民の体力づくり文化教養づくりの場として利用しているこの学校開放は神戸市の学校公園構想に端を発し、「学校の施設や空間を単なる学校教育の場にとどめることなく、コミュニティづくりの中心として発展させるべきである」という宮崎市長の発想によるものである。もちろん過密化した都市のなかで、学校施設や空間の効率的利用や

安全な遊び場の確保、防災等の意味も含めての構想であった。

しかし、大切なことは、学校を近隣住区の核とし、物理的にも精神的にも地域生活の中心広場にしようとしたことである。地域住民が開放された学校を活用することにより接触し、話し合いを深めながらコミュニティ意識をつくり、連帯感を強くすることをねらっているのである。従って、神戸市における学校開放とは、単なる学校の開放ではなく、市民の手による学校開放管理委員会が結成され、自主的管理運営形態ができた地域にだけ開放されるものである。

では、学校開放によって、学校と地域社会との間にどんなつながりができ、それが子どもの教育にとってどのようなプラスとなったのであろうか。地域住民が学校へ集まってくることで、また、子どもとともに施設を利用することで子どもの指導や監督がなされるようになった。また、「われわれの学校」という意識も育ちつつある。

しかし、「地域の子どもの教育をわれわれの手で」という意識まで育っているとは言いがたい。学校開放が、単に地域住民の個人的欲求に応えるだけであっては、社会教育の一端は消化できても、コミュニティづくりや、教育環境づくりまでにはなりにくい。水泳やテニスを楽しみにくる住民、読書にくる住民や講習会にくる住民に対して、行政機関や自治会をはじめ地域団体は、地域の情報を流したり、課題をなげかけたりして地域活動を呼びかけて、コミュニティづくりに引き込むことが必要であらう。学校も、せっかく学校へくる住民に学校の状況や教育方針をPRし、地域の子どもの健全育成について訴え、協力を要請するべきであらう。そうすることによって、学校は「地域の学校」となり、協力が得られるのである。

5 学校の地域化

以上、学校と地域社会との関係についてその概要を述べたが、学校が地域社会の子弟を教育する場合、受験態勢下の知育偏重の教育から脱して新教育課程が志向する「自ら考え、正しく判断して行動する人間」「徳・体・知の調和のとれた人間」を育成するには、学校の教育計画を十分吟味して、ゆとりのある、

しかも充実した指導を展開するとともに、家庭や地域社会の協力を得なければその目的は容易に達成することはむずかしい。学校は今までの学校聖域論の殻を破って地域社会との連携を図り、地域社会の学校としての役割を果たすべきである。具体的には次のような姿勢や計画が必要であると思う。

① 地域社会へ奉仕する活動

子どもに地域社会の一員であり、自分たちの地域を自分たちの手で良くしようとする意識や態度を養うこと。そのために学校は地域社会に役立つ奉仕作業を積極的に組んで、教育の場を地域へと拡大することである。これは勤労体験を啓発することや道徳的な実践ともからんで、新教育課程の方向でもある。

② 地域社会の活動や行事への参加

地域社会の諸団体が行う子ども向けの健全な活動や行事には、子どもを積極的に参加させることが大切である。平素は接触のない様々な人々に交って、共に楽しんだり、社会的訓練を受けたりすることは学校ではできない教育の機会となる。

③ 学校に対する協力依頼

学校は地域社会に対して、学校の教育目標なり教育方針、努力目標を公表して、地域住民に学校の理解者、協力者になってもらうとともに、地域における子どもの指導について具体的な協力を求め、地域社会が地域の子どもの教育する機能を呼びもどすきっかけをつくるべきである。学校はPTA以外の諸団体や学校開放に参加する人々にも情報を提供して協力依頼をするのがよい。地域社会で子どもに注がれる眼の数は期せずして数倍にふくらむ効果が得られよう。

④ 教師の社会参加

教員は、学校において児童・生徒の指導に当たるのが本務ではある。しかし教員自身が地域社会の実態を知らないでは、地域に即した教育は行えない。また、教員の備えている様々な指導力は、地域社会の立場からは見逃せないパワーである。したがって、教員が地域社会に出て地域住民の指導に当たることは学校、地域社会双方からみて有意義なことである。

6 地域社会の学校化

地域社会がコミュニティとして未成熟な場合は、子どもの教育などには無関心であるが、地域住民が自分たちの地域をより住みよく、より豊かなものに発展させようと組織的な活動を始めると、「地域社会の子どもは地域社会のなかで守り育てよう」とする意欲や活動が必ず生まれてくる。これが地域社会の教育力となり、学校教育とタイアップして教育効果を高める。地域社会が教育力を回復し、地域社会のなかで子どもの教育が行われるようにするために次のことが大切である。

① 「大人は子どもを指導する責任がある」ことの自覚

地域の子どもは地域の大人が見守り、導いて行かねばならないという自覚を住民が持てば、「よその子供も叱る運動」は常態化され、子どもはどこにいても保護され、指導されて非行に走ることはない。大人の自覚をあらゆる方法で促すことが先決である。

② 子ども会、少年団、青年団の育成

地域に子ども会、少年団、青年団、さらには、ボーイスカウトやガールスカウト、BBSやOAAなど多くの青少年団体があって、魅力的で健全な活動をすれば、年齢相応にそれらに参加して楽しみ、学校では受けられない社会的な訓練を受けることができる。また、地域社会人としての意識や態度も自然に培われ、次代のコミュニティづくりの基礎になる。子ども会、少年団、青年団等の青少年団体の育成に行政と地域社会は尽力すべきであろう。

③ 地域社会における教育環境の整備

子どもは地域社会のなかで育つのであるから、地域社会そのものが子どもの健全育成をする良い環境でなければならない。地域住民が協力すれば有害環境を撤去することも可能であろうし、積極的に子どものための施設や設備を整えることも必要である。また、子どもが参加できる活動を計画して、地域社会自体が健全育成に乗り出すべきであろう。

④ 学校への協力

地域社会の子どもの健全育成は地域住民の責任である。したがって、地域住

民は、その子弟が在学するか否かは別として、地域の学校に関心を寄せ協力しなければならぬ。そのために、学校の教育方針なり、学校の当面する課題については理解を深め、学校の要請に協力する姿勢がほしい。例えば、学校の生徒指導の方針なり、規則なりを知っておれば街頭で子どもを指導することもできるし、学校への情報提供も可能なわけである。

また、学校に対する関心・理解・協力の姿勢から、学校に対する意見・要望も当然生まれてこよう。地域住民が地域の子どもの育成しようとするための意見・要望なら、学校も傾聴するであろうし、学校と地域社会の共同教育態勢が生まれるきっかけとなる。

何れにしても、地域社会は、積極的に学校と連携を深めて学校のPRや援助の方法を工夫すべきであろう。

7 学校と地域社会を結びつける施策

学校教育は地域社会の協力を得て、その教育目標が達成可能となり、子どもを危険や非行から守ることができる。また、教育内容にしても教育方法にしても、地域社会の実態の上に立つ必要がある。地域社会に密着せざるを得ない。地域社会は地域社会の子どもの健全育成を図るには、学校との連携を深めなければならない。要するに学校と地域社会は、子どもの教育をめぐって相互補則的な関係にある。この両者が望ましい方向で接近するには、各々の自主性にまつだけでなく、積極的な施策によって関係を促進する必要がある。

まず、各学校は、学校聖域論を捨てて、地域に開く学校経営を目指し、学校の教育目標や教育計画を公表して地域住民に理解と協力を要請する必要がある。また、学校開放の充実や、地域社会への参加を通して学校と地域住民の心理的接近を図り、相互扶助態勢を確立するよう努力すべきである。また、教育委員会は、以上の学校への指導援助とともに、社会教育の立場からは、地域住民が連帯感を持って地域社会の発展に寄与しようとする態度、特に子どもの教育に関心をもち、自ら子どもを育成しようとする態度を養う施策を講じるべきであろう。特に、無関心であったり、社会参加ができていく人たちへの趣旨徹底を

工夫すべきである。

また、子ども会、少年団、青年団等の青少年団体の育成を図り、どの地域においても子どもが参加できるようにし、異年齢集団のなかで社会的訓練が受けられるようにすべきである。

さらに大切なことは、コミュニティづくりである。地域住民が「われわれ感情」を持って地域に立ち向かい、子どもの教育に立ち向かうのでなければ実効はあがらない。あらゆる面からコミュニティづくりを行うなかで「地域連帯感」を育て、「地域連帯感」が育つなかでコミュニティが形成される。そしてコミュニティができあがれば、学校と地域社会の有機的な関係も相互連関して相乗効果的に実効をあげることができるであろう。

老人の健康と社会教育

永 田 八 重 雄

(社団法人神戸市老人クラブ連合会理事長)

1 はじめに

「老人の健康と社会教育」について皆さんと一緒に考えてみたい。

敗戦後35年、世界各国から経済大国と言われる迄に立ち直った日本人は優秀な民族である。老人福祉も欧米先進国より遅れてはいるが、年々良くなりつつある。

今更勉強でもない。先が短いから呑気に楽しく暮せたらよい、と一笑に付し聞いてくれぬ連中もあり、いや死ぬまで勉強をしなければ時代に遅れ若者に馬鹿にされると意気込む人もいる。70, 80, 90歳ともなれば個人差はあるが心身ともに多少は衰えるだろうが必ずしも病弱で苦しむ必要もない。

泉 重千代さんの様に 116才になっても元気な人もあり、90代の老人会長もいる。すべての動物は成長期の5倍生きると言われている。生れて二・三時間で成虫になるフユウという蛾は朝生れ夕方死に、「儚いかなフユウの命」と言われている。人は25歳まで成長するため 125歳が寿命、オマセでも百歳まで生きられる。但し病の種を蒔くと早死する。

さて教育の場は家庭、学校、社会と三通りある。大学の優等生も社会人として、案外駄目なのもいれば、義務教育のみで社会に出て立派に活躍、成功する人も少なくない。

私に与えられた本論、老人の健康と社会教育につき皆さんとともに研究したい。世の中は日進月歩、時代に応じた教育が必要だ。即ち生涯教育を怠ると時代に遅れ、子や孫にまで馬鹿にされる。われわれ老人といえども機会あるごとに勉強を続けなければならない。概ね60歳以上の男女が地区毎に集まって、老

人クラブを作っている。出来るだけ狭い町や部落毎に、相い寄り、相い助けやすい50人から100人位が理想だとされている。今、神戸では417クラブ、5万人足らずしか入会していない。

市老連、区老連の幹部は拡充強化に務めているが何分自由加入で強制権がないので指導者も気長にやる他ない。

研修と健康、社会奉仕と趣味、グループ活動を重点施策としている。

社会と言っても隣保から町内、部落、区市県、国と広がる。社会教育には区民、市民、県民、国民と巾広く、存在価値を認められ、敬愛される老人に育てあげる狙いが必要だ。

市老連、区老連では老人大学制を取り入れ、毎月又は隔月に講演、ディスカッションなどを行っている。単一クラブで出来ない事は、近隣数クラブが一体となり実施している。講師は市老連が派遣や斡旋もする。時には市と老連が共催する事もある。又指導者養成のため全老連や各ブロック毎にその道の専門家を講師として招きたびたび研修会を開催している。

しかし、病弱では何も出来ない。まず健康だ。

私は全老連の灘尾会長の片腕、すなわち副会長時代に、誰でも百歳まで病気をしない「健康長寿法」を出版したことがある。この中で次の六条件を守れば誰でも無病元気で楽しく明るい老後生活が出来ると書いたことがある。それは①老人食、腹八分 ②感謝の心、明るく豊かな和の精神 ③自分に適したこれが生甲斐だと打込める仕事に熱中すること ④適度の運動と安眠 ⑤深呼吸 ⑥禁煙である。

では順を追って具体的に説明してみよう。

2 健康長寿六カ条

(1) 老人食一

若者は抵抗力があるから余り心配はないが、われわれ老人は甘いとか好きだからなどと口だけ愛さず胃腸など内臓もいたわってやらねばならない。消化吸収しやすい食物を選び、よく噛むこと、満腹せず腹八分、食べ過ぎはいけな

肉、魚（小魚はよい）、動物質の油、白米、白砂糖など酸性食物は血を濁し、内臓の働きが衰え、コレステロール過剰でバイ菌が湧き癌等になり易い。高血圧、心臓病、糖尿病などの恐れもあり、また血液が酸性になると内臓が弱り、消化不良で胸がつかえ、胃が重く気分も悪く諸病の素になる。

蛋白は大豆が第一、肉や魚より二割も多く、植物質だから消化吸收もよく弊害もない。ニンニク野菜（生程よい）果物、海藻類等アルカリ性食品を主食にすれば内臓の働きが活発になるので消化吸收を良くするから細胞の新陳代謝も盛んになる。白米は粕だから甘い栄養分は少いのみならず白米と塩分を食べ過ぎる秋田県に若死と寝たきり病人の多い事は、近藤博士の多年に亙る実地調査の結論である。米偏に健康の康を書くと糠になる。米麦は搗きすぎて真白にするとうまいが栄養分は少い。ハウザー博士発見の大切な養分、胚芽は糠と共に飛んでしまう。85歳の私は玄米と生野菜、果物、海藻類を主食にしているから健康で艶もよく十年も若く見られる。野菜も生程よい。煮過ぎるとビタミンを破壊して効果が薄くなるので生が嫌ならサッと煮る程度でよい。又、悪質農薬のかかった物や洗剤は毒だからよく水洗いする。果物も少し厚目に皮をむく。竹輪、カマボコ等練成品は防腐剤が毒だから注意する。糖分、塩分、刺激物はなるべく少くする。

(2) 心がけ一

病は気からと言われている通り精神修養が大切である。クヨクヨ、イライラ愚痴や小言や悪口を言えば自分が病気になり寿命を縮め、人に嫌われるだけである。人や物に感謝する心、豊かな明るい心、喜びを分かちつ心、譲る心、闘争せず、家庭でもクラブでも町内社会でも、先輩顔して、いばらず低姿勢で、笑顔で、四角張らず真心から軟かく接する心と心のフレ合いが大切である。家庭でも心が通わず、ギスギス、コチコチではうまく行かない。

(3) 何か打込める仕事をする一

何もせず隠居気分では老化も速く、3年くらいで彼の世行である。グループを作って趣味に生きる。俳句、川柳、短歌、詩吟、書画、手芸など、何でもよい。その仕事が欲をはなれ、少しでも世の為、人の為になる奉仕活動なら、さらに

よい。金儲けはうまく行けば悪に走ったり、失敗すれば失意、病む恐れもある。老人は物欲、名誉欲をはなれ、金で買えぬ健康欲に専念することである。身も心も健康になる様お互いに工夫努力が必要である。隠居気分でもすることのない人程気の毒なことはない。孤独では淋しい。老人よ夢を持って、希望を持って、何でもよい、趣味でも仕事でも、これが自分の生甲斐だと打ち込める場を作ることである。

(4) 適度の運動と安眠一

人間は脚から枯れると言われている通り階段の上り下りが辛い様では先は短い。急ぐ時は別だがエレベーターや車に頼るばかりでは脚はますます駄目になる。と言っても歩け歩け、走れ走れも心臓と相談せず、度が過ぎると逆効果である。ハアハア言わぬ程がよい。誰でもいつでもどこでもできる軽い運動がよい。ランニングや冷水摩擦などは老人には不向きである。耳や目の運動をすればよく聞え、よく見える。頭、頸、胸、腹、背骨、手足、特に体育家の知らぬ内臓の運動、腹や胸を叩いたり押えたりさすったり、指を逆に曲げる運動、親指は肝臓を若返らせ、人差し指は胃腸をよくし、中指は血の循環によく、薬指は心気一転、子指は性生殖器、神経、肺臓などにより。アキレス腱、足の裏の土踏まずなどの運動もすること。快食、快眠、快便も健康の三条件だと言われている。ところが老人は寝付きが悪くなったり、夜中に目覚め眠られぬと言う人も少なくない。睡眠、学者が一番よい熟睡を除波と言ひ、体は眠りでも精神がさめているのを逆説と言ひ、これは夢を見たり寝言を言ったりするので疲労回復効果は半分だそう。眠りにくい時に、眠ろう、眠られぬなどと考える程余計目がさめるから、気楽に目をつむって居れば知らぬ間に眠ってしまう。もし眠れなくても半分の効果はある。心配無用、それでも眠れぬ時は静かに目をつむり一つ二つとゆっくり数えてみることだ。知らぬ間に眠ってしまう。恍惚の人、植物人間、老人性痴呆、など言う人もあるが私は絶対百歳まで大丈夫、ヒマさえあれば毎日何回でも頭や頸の運動を行っている。学校の体操くらいでは駄目、静かに目をつむり頭中を軽く叩き廻る。立って頭を心臓より低く下げ脳への血行をよくすれば脳細胞が若返り常に頭がはっきりして絶対呆けない。心

臓も楽になる。読み書き研究等、頭は使う程よい。ただしこれも余り過ぎてはいけない。

口腔には悪ガスがたまり易い、煙草吸いや、酒飲み近付くと口が臭い。正しい呼吸の仕方は先ず腔中の毒素を全部はき出してから酸素を十二分に吸うことである。

(5) 深呼吸 —

毎日何回でもすることである。青々とした草木の前で行うことである。人間は無意識に毎分、十五、六回しているがそれでは酸素不足で五葉の肺に十分行きわたらない。汚れた血がキレイにならず栄養不良で病気になる易い。私は原口元神戸市長の指導を受け毎日何回も深呼吸をするから血液が清く若返り、百歳迄元気で老人福祉の為東奔西走できそうである。腐った血や汚れた血は駄目だが鮮血に限なく全身を巡れば栄養十分で全細胞が若返り病気などしない。

(6) 酒、煙草について—

アルコール類は適量なら血の循環をよくするが、度が過ぎると駄目、まして酔うてくだまく様では話にならない。酒は楽しく少量でガマンすること。煙草は百害あって一利なし、人の迷惑も考えず車中や会議中にスパスパやられては他人迷惑だ。灰をこぼしたり、壘を焼いたり、火災を起すなどもっての外だ。煙毒で喉を痛めたり、気管支炎、心悸高進、食道癌、肺癌などになって苦しむのは自業自得だが同席者は困る。禁煙するには最高品を買い一口か二口吸って捨てさせることだと神戸医大の友永博士が言われた。

酒のまれ、煙草スワレ程見ともないことはない。気の毒と言うか憐れというか、アレでも人間か人の親かと下げすまれる迄になり下らない様、お互に心掛けることだ。ミュンヘン大学のシメルト博士は煙草一本で寿命が1~2分縮む、毎日20本、20年で3、4年早死する。又、すわぬ人の50倍も癌になり易いそうだ、心臓病にも2、3倍なり易いといわれる。

タバコの毒は世界中に知られ、全国はもとより、禁煙運動は世界的に広がりつつある。以上、六カ条を完全実行すれば誰でも、百歳位までは病気せず老後を楽しみ人々からも敬愛される。一つ欠けても寿命は縮む。注意すれば交通事

故にも逢わないし、風邪をひく必要もない。喉がカラカラになると咳が出る。私は風邪は嫌いだから絶対ひかぬことにしている。怪しいと思えばすぐウガイするから喉は潤うし菌は吐き出してしまふ。家族中が風邪でも私は85歳の今日まで一度も風邪をひいたことはない。一分間のウガイを不精して風邪が進行すれば手遅れで、癒するには日数もかかり余病併発の心配もある。

さて不摂生不規則な我がまま気ままな生活の為だが、運悪く罹病した気の毒な人々をどうして救うか。医者や洋薬のみでは駄目、悲観したり徒らに病や人を恐れたりする様では病気は進み、ノイローゼや恍惚の人、植物人間になる恐れがある。

卒中、中風は、付添いの人の協力と、本人自身の意欲により、根気よく機能回復運動を続けることと自然食により90%以上全快する。私の指導した中風患者は全部全快した。

高血圧、心臓病などは、前述6カ条を守れば大部分全快する。

糖尿病は野菜嫌いで、肉、魚など酸性食物の食い過ぎですい臓が衰え、インシュリンが出なくなり、糖分が血にならず体内に溜ることによる。

アルカリ食品を主食にすればすい臓が丈夫になり、インシュリンが増え、全快する。

自然食と深呼吸により血をキレイにし、全身隈なく配給すれば、すい臓も丈夫になり、インシュリンの自家製造が活発になるから薬等飲む必要はなく、甘い物を少々取っても心配ない。糖分はインシュリンの力で分解され、完全に血となり肉となり、糖尿病などにならない。癌、高血圧、心臓病、糖尿病、中風など医師に見放され余命いくばくもない重病者を入院させ、薬を飲ませず自然療法により、十数年にわたり、九割まで全快させた岡山の成田健康会館の実績を見ればわかる。

日本の長寿村やソ連のアゼルバイジャン、グルジャ共和国、イタリア、南米のエクアドル等、百歳以上の長寿者の多い所は粗衣粗食、白米などは食わず、薬に頼らず、麦、粟、稗、ポーミー、コンフリー、羊乳など、決して満腹せず、腹八分でよく働き、ノンビリ暮すから病人は少ない。

医療費無料化は結構だが、薬公害で病気を重ならせ苦しんで早死する人の多いことを反省しなければならない。

要するに、年と体力相応の食事と仕事と運動、何事も無理せぬよう、気に病まず、呑気に、朗かに、誰とも仲好く暮すことが一番である。それが何よりの健康法である。

3 おわりに

学校と異なり社会にはいろんな人が居り、種々の生き方をしている。私達の子供の頃は、自転車が珍しくらいで自動車も飛行機もなかった。社会は多種多様、複雑微妙で、とすれば老人は取り残されそうになる。

老人会長の在り方、幹事の立場、全会員それぞれ社会教育が必要だ。研修会、趣味グループ活動、社会奉仕、友愛訪問など、為すべきことはたくさんある。家庭円満の摂取、隣保や町村内の世話、市、県、国と政治的にも経済的にも活動する場所はある。指導者は同志を集め団体で国内各地の名所旧跡の見学視察はもとより、遠く海外まで脚を延ばし、長所を取り入れ地元の活動に資することが必要である。子を殺す親があるかと思えば親を殺す子もいる。生徒を殴る教師もあれば、先生を殴る暴行生もいる。外国では、4、50年から100年もかかって民主国になっているが、日本は、敗戦後、強制的に自由を与えられたため、自由と我がままの区別をわきまえぬ無茶者が出てくる。情けないことだ。老人には遠慮なく非行少年とも話し合い善導する勇気が欲しい。その為にも老人に対する社会教育が大切だと思う。

高 寄 昇 三
(神戸市企画局主幹)

1 適用除外事項

情報公開は旧来の官庁システムへの改革であるだけに大きな問題点を片付けていかなければならない。たとえばこれまでは原則が非公開であって例外が公開であったが、今度は逆になる。その問題点は、具体的には適用除外事項、機関委任事務、救済機関、公開システムなどである。機関委任事務に関しては前号でふれたので、本号ではそれ以外の点についてふれる。

まず適用除外事項について、神奈川県『情報公開の制度化をめざして』（昭和55年8月）は、次のように一般的基準を示している。

「ア 条約及び法令によって明示的に非公開とされているもの。

イ 公開することにより、個人のプライバシーを不当に侵害するおそれのあるもの。

ウ 当該情報を得るに当たって非公開を条件とされているもの。

エ 行政機関内部で意思決定過程において作成された文書等で、公開により公正な意思決定が妨げられるおそれのあるもの、及び事業執行中の文書等で公開により当該事業の公正円滑な執行が妨げられるおそれのあるもの。

オ 犯罪の捜査、司法手続の公正な執行及び個人の生命の安全保持のため非公開とすることが必要であるもの。

カ 法人、団体等に関する情報で公開することにより、当該法人等に重大な不利益を与えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)社会一般の利益からみて必要と認められる情報 (ロ)法人等の行為による公害の発生等生活環境への影響を知るために関係人が必要とすると認められる情報 (ハ)法人等の反社会的行為を未然に防ぐため必要と認められる情報

キ 前各号に該当し非公開とされる情報であっても、次のいずれかに該当するものは、

公開しなければならない。

(ア)一定時間の経過により 非公開とする 要因が解除されたもの。(イ)部分的に非公開とすべき情報を含む文書等にあつては、当該情報を分割し、若しくは除いた残りの部分」(神奈川県報告書21頁)

一般的には以上のように考えられるが、その制定、適用にあつては次のような点が配慮されることがのぞまれる。第1に、行政情報を公開することは、“草の根民主主義”の土壌を豊かにし、また、行政の民主・科学化に寄与するものであるから、公開の拡大という姿勢がなければならない。そのためには個々のケースによって官僚が決定する裁量が出来ただけ少ないことがのぞましい。この点、滋賀県の報告書は次のようにふれている。

「従来は、県の側で、その都度指定者が秘密事項である旨の指定をすれば、それで情報は秘匿されたのであるが、公開の制度化に当たっては、あらかじめ、行政上保護すべき価値と県民の知る権利が保有する価値とを比較考量し、保護すべき価値を限定し、特定化する必要がある。しかも、その比較考量は、条例化の段階で可能な限り特定し、条例で、なお特定できない具体的事項については規則で定めることとし、非公開基準の適用時に執行レベルで、指定者が、ケース・バイ・ケースの比較考量をすることはできる限り避けなければならない。」(滋賀県『開かれた県政へのみち』昭和55年3月、34～35頁)

第2に、行政内部の意思決定過程で、決定以前に行政情報の公開を控えるべきであると次のようにいわれている。

「行政部内の意思決定の過程で出る意見を、その決定前に公開することは、外部からの圧力がかかるなど、機関内部での自由な意志決定が阻害されるおそれがあるので、これを防止するためである。したがって、意思決定後は公開されることになる。また、これらの情報であっても、その中に含まれる事実に関する部分は、公開の対象とすべきである。合議制の行政機関、附属機関等の会議の審議過程で作成された会議録は、公開の対象とする。ただし、合議制の機関の自由な意見交換を保障するためには、意思決定後も、なお非公開を要するものがあると思われる。」(滋賀県前掲報告書35頁)

しかし純然たる内部事項の意思決定、たとえば人事、職制、財務などはともかく、一般市民に影響を与えるところの政策・事業決定にあつて決定まで情報

を公開しないことは適切とはいえない。たとえば市民ホールの位置が3カ所のうち何処に決定するかについて、事実に関する部分のみならず、決定過程の意見も必要に応じて公開されなければならない。

本来、アメリカのような住民投票制度が普及し定着している自治体においては、決定そのものが住民に存在するのであるから、行政情報を住民に提示しその判断を求める。日本の場合、市民参加といっても責任なき参加であるから、行政は責任ある行政をなすため情報の公開をなすことによってもたらされる結果との比較によって公開の度合を決定していかなければならない。しかし、政策選択の可能性が大きく、緊急・必要度の少ない事案については当初から公開が行われるべきである。

ただ秘密裡に計画・立案をなしたことによって、どれだけ行政の安定・効率化に寄与したか疑問なケースも少なくないのではなかろうか。住民の反対運動を後にずらしただけとか、行政内部はもちろん各関係先からの意見聴取の機会を喪失したことは、縦割行政にみられる計画の失敗がなきにしもあらずである。

なぜなら行政のみの決定がすべて常に“最適決定”をなす保障はない。地下鉄建設、海面埋立、文化ホール建設について首長のみの判断でなすより、議会さらには市民も含めてなすのがより民主的である。もっとも公開化によって最適決定にいたるという保障もないという逆説も成立するが、決定権をもっているのは首長であり、公開によっても決定権まで崩れることはない。したがって責任ある決定をなすが故に公開化の必要がないというのは独裁と同じである。

一方、公開によって「自由な意思決定が阻害されるおそれがある」そのため意思決定過程の公開は避けるべきであるという原則は、原則と例外が逆転している。地方自治体におけるほとんどの政策決定において自由な意思決定が公開されたことによって阻害されることはないであろう。もちろん公開によって有形無形の圧力は加わる。議会の質問、住民の陳情、市民の監査請求、対案の発表などさまざまな手法が考えられるが、それらは民主主義のルールとして合意形成のためのゲームでもありうる。もしこのような圧力・批判に対して寛容で

ないとしたら、それは閉された官僚制そのものであり、政策決定にあって決して最適解をなすことはない。

2 企業秘密の公開

第3に、個人のプライバシー、法人の企業秘密などで公開することによって著しい利益の侵害を受ける情報は非公開とするとされている。これらの非公開の利益も公開を要する公益とのバランスの関係で決定されるべきで、常にプライバシー、企業秘密であることによって非公開となるのではない。

したがって政治家の所得、公益企業の商品原価は当然のこと、公害、環境などに関連の深い生産関連データの公開はなされなければならない。個人・企業のプライバシーは尊重されなければならないが、同時にそのプライバシーが公共的価値を帯びるとき、それは公私の利益の比較によって公開・非公開が決定されなければならない。

ことに企業の情報は単に一企業の営業活動に関する情報でなく、国民生活と深くかかわりあっているからである。すなわち、「大企業は今日、“社会の公器”とよばれ、国民生活になくしてはならない社会的存在になっている。しかし同時に、大企業の手集中された巨大な経済力は、もしわれわれがそれを正しくコントロールしえない場合には、公害をはじめ、買占め、売惜しみ、不当値上げ、不正取引、欠陥商品など国民のいのちと暮らしを危うくするものへと転化する恐れが大きい。また、ロッキード事件をはじめとする贈賄、政治献金脱税、裏金、使途不明金など、大企業にまつわる一連の不正腐敗が大きな問題になっている。」（角瀬保雄『企業秘密』はしがき1頁）からである。

企業秘密については、行政秘密と同じように単に企業側が企業秘密であると認定したからといって行政側がそのまま秘密扱いとすることは必要でない。「行政機関が企業から得た『情報』は、もはや私的な情報ではなく、国民のための『行政情報』として『公の財産』に転化したと考えるべきである。」（角瀬前掲書 191頁）という考えは極論としても、公益上、必要とみなされるデータはやはり公開されなければならない。そのことによって企業からの的確な情報提供を

受けられなくなるという反論があるが、そのような事態に対しては法令を改正するなどの対応措置をとることによって事態を収拾することは可能である。

基本的には企業会計にもみられるように、企業秘密を公開していこうとするディスクロージャーは世界的な流れである。しかも「ディスクロージャーは固定的なものではないし、歴史的にみれば明らかなように、かつては『企業秘密』とされていた多くのものが、今日では公開されるようになっており、将来さらにこれが拡大されることは確実である。重要なことは、『完全なディスクロージャー』ということの名実ともに備わったものとしていくことである。」(角瀬前掲書 196頁)といわれている。このように市民運動によって企業秘密のヴェールを徐々に拭き去っていかなければならない。秘密であるか否かは「公共の福祉」と同じように抽象概念を判例・実例・事案などで固めていく方法が正攻法であろう。

3. プライバシー保護

自治体が行う行政のなかには、税務・民生・医療・教育など個人のプライバシーに関する情報が無数に収められている。情報公開という「知る権利」と個人のプライバシーをどう調和させるかという問題がある。

ただ、プライバシーの内容は、漠然として確立された権利として定着していないが、「憲法の基礎にある『人間の尊厳』を維持するために不可欠なものであり、判例が認めるように『幸福追求権』の一環をなすもの。」(神奈川県前掲報告書20頁)と考えられている。この権利を行政との関係でみると、プライバシーを行政に恣意的に利用されないという消極面とともに、行政に保管されている個人情報を市民が個人としてコントロールすることができるという積極面をもっている。

行政が行政処理の必要上、行政情報をコンピューターに入れ、オンライン化することはやむをえないとして、問題なのは果して市民サイドに立ってそれが処理・保護されるかである。いわゆるプライバシー8原則といわれる(1)公開の原則、(2)個人アクセスの原則、(3)個人参加の原則、(4)収集制限の原則、(5)使

用制限の原則，(6)提供制限の原則，(7)情報管理の原則，(8)責任の原則が，よく遵守されるかどうか为核心を握るようになる。

地方自治体にあつては，昭和50年3月，東京都国立市で「電子計算組織の運営に関する条例」が制定され，現在までに30団体をこえている。内容は堀部政男教授によって表—1のようにまとめられているが，すべての項目が充足されているとは限らない。

表—1 地方公共団体における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の概要

主 な 規 定												
収集の制限	記録の制限	処理の規制			データ提供の制限	職員等の義務			個人の権利		審議会の設置	処理委託の制限
		他機関とのオンライン禁止	個人番号使用の制限	データ保護措置		処理状況等の公表	個人の秘密保護	運営の適切性 正確性の保持	閲覧請求	訂正・変更・ 廃止等の請求		

堀部政男『現代のプライバシー』 164頁

このような電算処理がどのような問題をはらんでいるかについては，昭和53年9月，東京都杉並区が「個人情報保護条例案」を公開したのに対し「国民総背番号制に反対し，プライバシーを守る杉並の会準備会」の次のような反対・批判をみるとよくわかる。

- (1) 第4条によれば，区のもっている情報はすべて入力され，入力項目の制限はない。区の行政の中で電算機を無制限に使用しようとする区の姿勢がうかがえる。
- (2) 第9条では，外部への提供を一応禁止としながらも，『福祉の増進その他公益のために必要である』ことを口実に，制限が空洞化されている。公益のためとは，警察や自衛隊，国などをさしているとすれば，ここにも国民総背番号制の黒い影を見ることができる。
- (3) 審議会は，区長の諮問機関であり，会の自主的な活動は期待できず，区民にひら

かれた審議会ではない。審議会は、区長に答申を出すか、『意見をのべることができる』とされているだけで、何の権限ももっておらず、区民の個人情報を守るための活動はやれない会だといわざるをえない。監視機関などと区は大見えを切っているが、どこで区民の人権が守られるのか。

(4) 外部への業務委託については、審議会に『意見をきく』だけであり、審議会の審議すべき基本事項からも除外されている。事実上制約はない。全国各地で外部委託による情報もれが出ているという事実があるのに、杉並区は全く情報の保護について無責任である。

(5) 他の区で制定された保護条例と比較してみても、『使用目的を明示する』『使用に当って業務担当の範囲をこえてはならないこと』『記録保存の期限』『不必要になった情報の廃棄』『閲覧の禁止』などの重要な項目が欠如している。』

(堀部前掲書176～177頁)

「便利さか、人権侵害か」とマスコミは簡潔に要約しているが、気になるのは、区当局が、「杉並の会」の広報への意見掲載、公開討論会の開催要請を拒否していること、30,200人の署名を集めた直接請求にもとづく独自案が、議会で否決されていることである。

行政情報のコンピューター入力を一切拒否するのはたしかに時代錯誤であり、菊地区長が「洗たくひとつとっても、たらいから電気洗たく機へと進歩している。電算化は一つの文明です。」(堀部前掲書 175頁から引用)と答弁しているのは当然といえる。

ところが吉武輝子「守る会」代表がいうように「プライバシーということは自体も定着していない日本社会で、情報の機械化だけが進んでいる。非常に不安だ。」(堀部前掲書175頁から引用)という批判も無視できない。

これらの対立は何もコンピューターへの行政情報の入力に関する問題のみでなく、使用料値上げ、迷惑施設の建設など一般的にみられる自治体、市民の対立関係である。これらの問題処理をめぐって常に気懸りなのは行政のかたくなな態度である。それでも近年では下水処理場、ごみ焼却場などの建設にあっても、反対住民代表も加わった対策協議会を設けるとか、建設後の管理運営につ

いて自治体・住民間で覚書を締結するとかの柔軟な対応がみられるようになった。

情報公開およびコンピューター情報処理などにあっても、異議申立の市民グループを公益団体とみなして、一種の批判・監視装置として受け入れる雅量を行政側はもたなければならない。その理由は入力当初はともかく、行政の警戒心がゆるむ時期が何時かは到来する。それは官僚制の避けられぬ宿命でもある。財務処理でも同じであって、何らかの監視機構が必要であり、しかもそれは可能な限り行政に同調的でない第三者が関与することがのぞましい。

4 住民背番号制

それにしても国民背番号制も今や、架空の問題ではなくなりつつある。情報公開制よりも早く制度化されようとしている。少なくとも住民背番号制についてはそうである。昭和56年1月10日の各新聞は、徳島県藍住町で今年4月から全町民を対象とした背番号制を実施し、住民情報30項目をコンピューターに入れ、事務のオンライン処理を始める計画のあることを報道している。

国民背番号制が自治体ベースでは意外と早く、功罪はともかく自治体が先導したことは確かであり、また、今日の地域福祉を考えると単なるプライバシーだけでコンピューターに住民に関する生活情報を内蔵することを反対することは時代錯誤ともいえる。要は如何に市民がコントロールし、行政がどのように使うかである。

個々の事案によって評価は異なってくるであろうが、藍住町のケースでは、新システムでは、20,000人の住民を6ケタの数字でコード化し住所、氏名、生年月日、年収、土地登記などをコンピューターに記憶させ総務、住民、福祉、税務、出納、水道の各課に端末機を置いて国保、年金、税金、水道料金などの処理をオンライン化する。福祉関係では身体障害者の級数が記憶させてあるなど、個人のプライバシーにかかわる部分もある。

このような処理に対して障害者年金をもらっているかなど身障者のことまでデータに入れてあり、住民の一部から「データの入れ過ぎではないか」という

声が起きているが、山本町長は「役場の事務に必要な項目ばかり。障害者であるかどうかについては“弱者救済”の立場から税の減免措置を考える場合などに必要だ」（昭和56年1月9日読売）と反論している。

いずれにしてもデータ保護の観点からみだりに外部に出さないような慎重な取扱いがのぞまれるが、この点につき神戸新聞は次のように報道している。

「同町ではプライバシーを守るという点から『藍住町電子計算組織の運営に関する規則』を設けた。これにより『端末機を扱う担当職員を各課に一人おき、担当者だけしか知らないキーコードを入力しないと端末機が作動しない仕組みにし、得た情報の守秘義務を改めて成文化した』と強調している。山本町長は『5年間の経験を踏まえ、計画を進めた。これまで台帳にあったものをコード化し、簡単には閲覧できないので、むしろプライバシーが守れると思う』と話している。しかし同町内では反対の声はほとんどなかったというものの、全国的に背番号制は賛否が激しいだけに、今後論議を呼ぶことになりそうだ。自治省は『人口20,000人規模の町で事務処理をオンライン化する例は珍しい。情報の集中化が進んでいるだけに、データ管理に十分な措置をして、住民サイドに立った運用をして欲しい』と慎重な姿勢だ。」（昭和56年1月10日神戸新聞）

コンピューターとプライバシーの問題は、自治体にとっては財務監査と同じで、公務員がその義務を守るかどうかではなく、第三者がチェックする必要がある、それは内部チェックだけでは心もとないのであり、どうしても外部チェックが必要である。まして、金銭出納と比べて行政情報に関する公務員の感覚はルーズなのではなからうか。

もっともプライバシーの問題もそれを要求する市民の側に旺盛な権利意識が存することがのぞまれる。今度の国勢調査でも密封封筒による回収分には誤記、脱漏はもちろん脱落、白紙など調査上、きわめて好ましくない事例が多くみられたことも事実である。今後、自治体・市民の双方にあって行政情報の取扱いについて真剣な討議がなされることが、情報公開へのよき刺激を生むであろう。

5 公務員の守秘義務

プライバシーとの関連で問題となるのは、公務員の守秘義務である。地方都市政策 No.23

務員も「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」(地方公務員法第34条)。しかし問題はその守秘義務の範囲であり、行政上の秘密は表-2のように分類されるが、個々の公務員が行政上の秘密であるかどうかを判断して公開するかどうかを決定していくことになる。

表-2 公務員の守秘義務の類型

行政上の秘密 (地方公務員法第34条の守秘義務の範囲)			
内容的に みた区分	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 実質秘 (だれがみても秘密扱いする必要性が明白なもの) 法令秘 (法令により秘密に指定されたもの) </td> <td style="vertical-align: top;"> 形式秘 (文書の内容から、秘密扱いすべきことが直ちに明白にはならないが、指定による秘の表示がされて、初めて秘密扱いされるもの) 指定秘 (行政目的、公益目的の観点から裁量で、上司の命令等により秘密の指定をされたもの) </td> </tr> </table>	実質秘 (だれがみても秘密扱いする必要性が明白なもの) 法令秘 (法令により秘密に指定されたもの)	形式秘 (文書の内容から、秘密扱いすべきことが直ちに明白にはならないが、指定による秘の表示がされて、初めて秘密扱いされるもの) 指定秘 (行政目的、公益目的の観点から裁量で、上司の命令等により秘密の指定をされたもの)
	実質秘 (だれがみても秘密扱いする必要性が明白なもの) 法令秘 (法令により秘密に指定されたもの)	形式秘 (文書の内容から、秘密扱いすべきことが直ちに明白にはならないが、指定による秘の表示がされて、初めて秘密扱いされるもの) 指定秘 (行政目的、公益目的の観点から裁量で、上司の命令等により秘密の指定をされたもの)	
<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 個人秘 (個人(法人)のプライバシーを保護するために秘密にすることが必要なもの) </td> <td style="vertical-align: top;"> 公的秘 (適正な行政の執行、県民全体の利益のために秘密にすることが必要なもの) </td> </tr> </table>	個人秘 (個人(法人)のプライバシーを保護するために秘密にすることが必要なもの)	公的秘 (適正な行政の執行、県民全体の利益のために秘密にすることが必要なもの)	
個人秘 (個人(法人)のプライバシーを保護するために秘密にすることが必要なもの)	公的秘 (適正な行政の執行、県民全体の利益のために秘密にすることが必要なもの)		
時間的に みた区分	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 永久秘 (時間が経過しても秘密性の失われないもの) </td> <td style="vertical-align: top;"> 時限秘 (時間の経過により秘密性の失われるもの) </td> </tr> </table>	永久秘 (時間が経過しても秘密性の失われないもの)	時限秘 (時間の経過により秘密性の失われるもの)
永久秘 (時間が経過しても秘密性の失われないもの)	時限秘 (時間の経過により秘密性の失われるもの)		

滋賀県『開かれた県政へのみち』昭和55年3月、27頁。

この秘密の解釈に関し、「国家公務員法第 100条第 1項にいう秘密であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘密の指定をただけでは足りず、非公知の事実であって実質的にそれを秘密として保護することに値すると認められるものをいうと解すべきである。」(昭和48年最高裁判決要旨)としている。また、「外務省機密漏えい事件」に関する東京地裁判決においても秘密を同意義に解している。国公法第 100条第 1項と地公法第34条の規定は、同趣旨の規定であり、国公法の守秘義務の規定の解釈は地公法にも該当するので、地公法第34条で保護しようとする秘密は実質秘ということになる。したがって単にマル秘扱いとなっているだけでは法律上、保護すべき秘密とはならない。

しかし、判例でいう秘密の解釈は、秘密を漏らしたときに刑罰の対象とすることがどうかに関してのものである。刑罰の対象にするかどうかの解釈は別としてこのほか、「公務員には上司の命令に従う義務があり、上司の命令により秘密

事項とされたときは、当該命令が法令に違反していない限り、職員はこれに従わなければならない、従わないときは、職務命令違反となり行政処分の対象となる。従って地方公務員の守秘義務の範囲は、「実質秘はもとより形式秘を含めた広範囲のもの」（滋賀県前掲報告28頁）と解されている。

したがって職場にあって形式上秘密扱いとなり、また、上司が秘密事項とした情報を公務員個人が実質的に判断して公開することはきわめて危険で、違法性を問われやすい。そのため職場にあって判断に迷うとき、消極的に非公開となり、形式的秘密がますますひろがるメカニズムが浸透してしまう。

自治体にあって情報公開がなされていない真の原因はこの官僚制の属性にある。情報が外部に漏れたとき担当課長などが、公務員社会にあって最も重要な秘密保持という資格を疑われる破目になるから、どうしても個人としてはともかくあらゆるケースを考えると慎重にならざるをえない。情報公開制のメリットはこの個人の危険負担を除き、一般的な基準の下に解消しようとするところにある。

すなわち「情報公開制度の導入により、公開できる情報と公開できない情報の範囲を定め、公開できない情報を条例によって、適用除外事項にすれば、当該事項が職員に課せられた守秘義務の範囲となり、その範囲が明確化される。したがって、適用除外事項とされている情報を開示したときは、地公法第34条に規定する守秘義務違反となるが、開示することができる情報を開示請求に応じて開示しても地公法違反とはならない。」（滋賀県前掲報告書28頁）と説明されている。

具体的には公開基準は、「『行政の公正な運営の確保』と情報公開の趣旨である『県民の知る権利の保障』とを比較衡量しながら厳正な秘密指定」（神奈川県前掲報告書18頁）が行われるであろうが、情報公開への取扱いは個人の勇気にまつのでなく制度的保障へと質的レベルアップされ、仮りにその基準は不十分なものであっても、自治体内部の行政環境は格段に風通しのよいものに変貌していくであろう。

6 救済機関

情報を公開するかどうかは、第一次的には行政が判断するにしても、それでは他の多くのケースと同じように「行政が必要とする限度」においてしか行われない。それでは情報公開制度は有名無実であり、行政が公開を拒否した場合第三者救済機関に判断を求めて公開・非公開を具体的に決定していくシステムをつくりださなければ効果がない。

しかしながら機関委任事務の文書の公開と同じように現行法上、かなり厄介な問題が介在する。一応、救済機関としては、次の三つの方法が考えられている。

〔1〕 附属機関としての救済委員会

地方自治法 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として救済委員会を設けるものである。普通附属機関は執行の前提としての事務を行うことができるにすぎないと解されているが、附属機関の機能として不服審査機能までを含め得るかは今後検討しなければならない。一種の諮問機関としてとらえるならば救済の実効性は弱いものと思われる。

〔2〕 特別の第三者的審査機関としての救済委員会

行政不服審査法 5 条 1 項 2 号の規定により特別の第三者機関を条例で設けるものがあるが、委員会の決定が直接、執行機関を拘束することとなるので、請求者の救済としては、より実効性が担保されることとなる。しかし、地方自治法上、独立した第三者的審査機関を設けることについては、疑義があるので、引き続き検討を加えていく必要がある。

〔3〕 行政不服審査法による不服審査請求

行政不服審査法 5 条及び 6 条に基づき、処分庁への異議申立て及び上級行政庁への審査請求を行う方法であるが、執行機関内部の判断に委ねられることとなるので、第三者性が確保されず、救済の担保が弱いものと思われる。」

(神奈川県前掲報告書 26 頁)

救済機関問題の核心は、諮問機関としてではなく、執行機関を拘束する決定を申請にもとづいてなしうる機関を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に

もとづき設置できるかどうかである。本条の附属機関とは、「執行機関が直接住民を対象とした行政の執行権を有するに対して、これら執行機関の要請により、その行政執行のための必要な資料の提供等いわばその行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査等を行なうことを職務とする機関である。したがって、直接住民を対象とした執行権を有しないものである。」（長野前掲書 391頁）と解されている。

しかし本条の趣旨は、首長への権限集中を防止し、行政の民主的統制を図るために多元主義を採用しているのであり、附属機関とは全くの諮問機関と限定すべきとは必ずしもいえない。人事・監査・選挙管理委員会の如き、純然たる執行権をもった委員会とはかく、第三者の申請にもとづいて審査し、拘束力ある命令、しかもそれが当該行政庁に限られる内部的命令に過ぎない場合、あえて執行機関とみなすこともない。

同条同項の文理解釈として、自治調停委員が例示としてあげられていることについて、次のように解釈されている。

「ただ、本条が調停の附属機関として、たとえば、自治紛争調停委員を挙げているが同委員は直接調停案を作成して関係者に公表する権限をもつのであって（法251）、したがって、同委員はその限りでは直接外部に対して自己の名により活動しうるわけであるから、それをなお附属機関であるとするのは些か疑問があるともいえるが、これについては、同委員の調停の開始は、もっぱら執行機関たる都道府県知事の要請に基づいて行なわれ、調停は、当事者が都道府県知事に受諾の意思を表示して始めて成立するという点において、なお附属機関の範疇に属するものと解されたのである。」

（長野前掲書 391頁）

以上のような条文、解釈からみて、不服審査機能までもった附属機関の設置は必ずしも不可能ではないが、疑義が多すぎるともいえる。しかし、附属機関が単に執行機関の諮問などに応じて審査するような機関のみと限らない。地方自治法別表7は、市町村の附属機関として建築審査会をあげている。

建築審査会は不服申立の審査のみならず行政処分の認可など強力な権限をもっている。したがって附属機関を諮問機関と同類にみなす必要はない。ただ建

築審査会は法律にその根拠を有しているから、附属機関であるにもかかわらず拘束力ある審査決定権限をもっているともいえる。

問題は条例で首長からの諮問などではなく、直接、住民の申請を審査するような権限のある附属機関を設置できるかどうかであるが、形式的には執行権をもたない限り附属機関であるので設置は可能であるが、実質的には固定資産評価委員会などが執行機関とみなされているので、地方自治上、やはり疑義が残る。

しかしながらひるがえって考えてみると、法律に明らかに違反しない限度で、地方自治体が附属機関を設置する組織編成権は、団体自治の裁量権の範囲内であって、情報公開についての第三者救済機関は設置できるとの解釈は成立する余地がある。

7 公開システム

情報公開への実務上の阻害条件として、公文書保管システムのいちじるしい立遅れがみられる。なぜこのような事態になったかを十分に反省しなければならない。

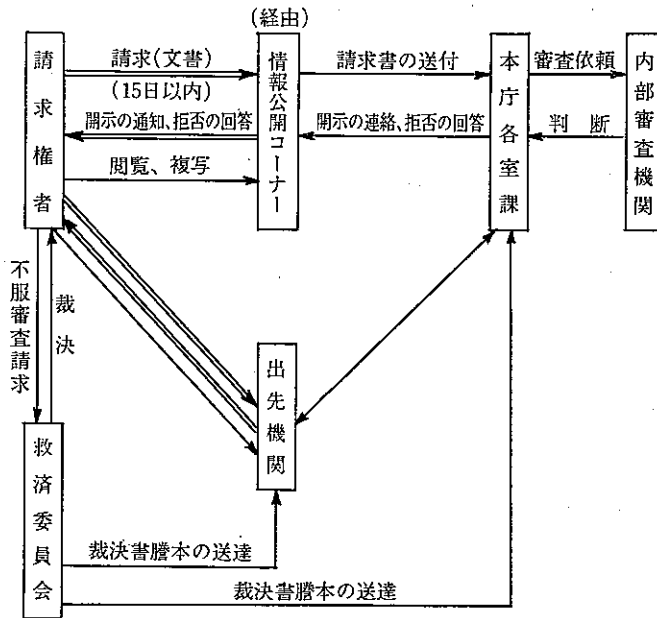
第1に、公文書に対する認識の浅さである。

「公文書は、道路や橋等と同様に県民の負担によって作られたものであり、県だけが、独占するものでなく、県民との共有財産である。公文書は、一度失われると再び得ることのできない貴重な財産であり、文化遺産でもある。従来事務能率の向上のみにとらわれて、ともすれば、公文書の文化的、歴史的価値の側面が軽視されてきたきらいがある。また、情報公開制度を導入するに当たっては、公文書を災害等から安全確実に守るという防災的視点も必要である。」
(滋賀県前掲報告書4頁)といわれている。

すなわち公文書が住民の財産であり、また、政策決定にあって将来とも貴重なデータであるとの認識は公務員には欠如している。

第2に、情報の私物化である。本来、公務に関連して獲得された情報は公物であるが、個人、課別などタテ割の保存体系が行われている。このことは文書

図一 公開のシステム図



神奈川県『情報公開をめざして』昭和55年8月，25頁。

保管システムの立遅れと裏腹の関係にあるが、個人が、日常の業務として情報を利用できればよく、他部局などがそれを参照して政策立案を行うという前提に立っていない。

第3に、情報管理・検索システムの未整備である。これまでファイリングシステムなどが導入されたが、何時の間にか崩れてしまう、これは文書管理体制が不十分であるため個々の公務員がファイリングシステムによって共有化することを嫌っているからである。

また、公文書館・文書センターなどの未整備のため引継文書も各部局が保管する破目になっているが、各局保管体制では、その時点での業務の関連という点から整理・保管がなされ、管理体制としてきわめて不十分な体制にある。

一方、情報公開制度がその目的を達成するためには公開のためのさまざまな

システムを整備していかなければならない。請求から開示までの流れは、神奈川県報告書によると図一1のとおりである。

公開システムの第1の懸案事項は、情報公開コーナーなど、請求のための窓口である。神奈川県報告書は、「県がどのような情報を保有しているのかを県民に明示し、県民が情報を請求しやすいシステムをつくらなければならない。このため、情報公開の対象とする文書について、保存文書引継表及び製本文書の目次を活用して情報目録を作成し、後述の情報公開コーナー（仮称）及び県民相談室に備置し、県民の閲覧に供する。」（神奈川県前掲報告書22頁）とのべている。

第2の懸案事項は、内部審査機関の設置で次のように説明されている。

「開示又は拒否についての判断は、適用除外事項の基準細目（全庁共通の細目及び各部署ごとの実施細目）によって行われることとなるが、個々の文書についての判断の決定は文書の保管責任者が各主務課長であるところから、第一義的には各主務課長が行うこととなる。（出先機関の場合は、その長。）しかしながら、基準細目をもってしても、なお判断が困難なものについては、専門的立場において統一見解が出し得る審査機能を内部組織として設置する必要がある。この場合における内部組織としては、全庁的統一判断ができるセクションを設置して、必要に応じて専門家（法曹実務経験者）を活用して最終的判断を行うものとする。」（神奈川県前掲報告書23頁）

第3の懸案事項は、公文書の管理・検索システム、保存文書の目録作成など、膨大な作業が必要となる。このため公開化の反対論の根拠ともなっているが、公文書の管理・利用システムの整備は、情報公開の如何にかかわらず、内部事務管理の必要上からも当然に行われなければならない作業である。

権威主義とタテ割方式で特長づけられ、運営されてきた現在の行政システムは、情報・文書管理にあっていちじるしく立遅れている。これは行政の非民主・非科学化のためであり、今後、情報公開の必要性とは別にしても行政自身の効率的行政のためにも文書の管理システムの整備は緊急の課題ともいえる。

8 情報公開の効用

情報公開の制度・法律上の問題点についてこれまでふれたが、公開化への壁を崩していくためには、公開化への意義・効用などへの意識改革が不可欠である。

まず、効用として、公開化は行政改革の推進力となりうることをあげなければならぬ。

さて自治体改革を公開化という迂回的方法で図っていくとする方向は、如何にも改革の核心を回避したかの印象を与えるかも知れない。しかし、決して実効性のない方法ではない。そのような誤解をとくために科学化・民主化の一環としての情報公開の効果について考えてみればよい。

改革のための推進力を一体、何処に求めるかについて、外部的圧力と内部的自覚力があるが、後者にあまり期待できそうもない。それは執行部のみでなく労働組合も含めた組織防衛本能の強じんさに思えば、よほど例外的ケース以外は変革力とはなりえない。

どうしても外部的圧力、なかでも市民を中心とする圧力に期待せざるをえない。何故なら中央省庁はすでに自分達が必要とする情報はかなりの程度入手しており、しかも中央統制の圧力はかなりの程度に影響力を及ぼしているからで、むしろ、より一層の改革のためには、市民統制にインセンティブを与えるための情報公開がのぞまれる。

自治体をめぐる行財政運営の過程で発生するムダの淘汰についても、議会、執行部、労働組合ともそれぞれ利害関係が相互にからみ合っているため、メスを入れることができない。自治体運営はいわば閉回路システムになっており、ムダは時間とともに充電される状況にある。

このようなシステムを市民という第三者的検査機能が働くような開放路回とするためには情報公開という配線が必要である。もし情報公開がなされていかならば、それはサービスの選択的供給とかムダの制度化へのメスとなって作用するはずである。

たとえば個々の施設運営のための財務会計が算出され、公開されていくな

ば、市民は果してそのようなサービスを将来とも求めるかどうか、また、管理運営につきコストの負担を求められたとき、逆に運営費のコストダウンを迫らるだろう。さらに補助・負担・融資などの公開がすすむと、その施策の見直しを避けられないはずである。

しかも官庁内部の個々の組織にあっても、自ら制度・事業の改廃を言いたすことは既得権の喪失につながるから沈黙をまもっているが、もし、外部からの指摘があればやむなしというケースも決して皆無ではない。まして、より住民ニーズの高い、行政効果の大きい制度・事業への転換は決していとわないであろう。

情報公開の圧力は行政自身への自己抑制力という自制力となるであろうし、また市民の政策参加のベースや行政監査のデータともなる。そして何よりも行政財政運営が密室で行われることによってムダの制度化の温床となってきた行政機構のなかに、合理性という厳しい淘汰の嵐を吹き込むことになる。

このように情報公開は民主化の先兵でもあるが、同時に科学化への布石でもある。情報の管理・検索システムの完備によって、政策選択への判断データをより豊富かつ正確に提示することによって、政策決定の最適化へ寄与することは疑う余地はないからである。

9 公開への阻害要因

しかし、このような外圧による慣習を無視した改革に対して行政側が自己防衛本能から拒否反応を示すのは当然であり、情報公開化には基調としては消極的であり、公開への拒否反応は強い。その否定的反応は、次のようにいわれている。

「公開を阻む要因としては、①情報公開をすると、それがかえって住民の反対、エゴを触発する、悪用されるという不安感、②長年の守秘という役所体質、先例踏襲、事なかれ、煩雑さの回避、などの職員意識、③タテ割、セクト主義で庁内ですらよその情報はわからないという庁内体制、さらに④公開に耐えるよう情報の整理、保管をするには膨大な人員とか経費がかかるが、それだけの負担をかけてメリットがあるか、その他

⑤市議会及び議員の体質、行政のトップの姿勢、また⑥国の機関委任事務や国庫補助事業については、国の側からの制約等があげられている。」

(坂田期雄『明日の都市』第9巻148頁)

要するに市民意識が未成熟であるためどのように利用されるかわからないという不安が、保守的な職員意識、役所体質によって増幅され、公開化への目に見えないブレーキとなっている。このような阻害要因のうち、第一のコストについては、情報公開による行政改革効果を考えてみればよい。公開のためにはおそらく議会費にも匹敵するような文書管理費が必要となるであろうが、文書システムの完備によってもたされる行政事務の効率化とか、公開にともなうムダの制度化の淘汰によってもたらされる行政費の節減はコストを上回るはずである。

拒否反応の二つは、行政混乱である。行政秘密の公開によってもたらされる無秩序化への杞憂である。しかしこの点も本来、欧米諸国にみられるように外交、警察、プライバシーなどは公開から除外され、そもそも混乱の原因となるような秘密は容易に公開されない仕組みとなっている。

もっとも行政の混乱は何処に価値基準をおくかによって変ってくる。たとえば補助金などの一覧表の公開は、一時的には批判を生み、補助金統廃合をめぐる紛糾するが、公開の下の市民的合理性をろ過した新しい補助金体系へとやがて収斂していくであろう。いいかえれば市民統制という監視メカニズムが作用することによって、議会、労組、圧力団体の間にも相互牽制作用が働くようになる。そのような改革への陣痛を行政混乱とみなすことはできない。

拒否反応の三つは、市民の利用度・方法への疑問である。しかしこの点も公害・環境・薬害などの面であって、すでに市民運動グループは行政データであるにもかかわらず、企業秘密という理由だけで公開を拒否されている。

また近年の国の外郭団体である公団・第三セクターなどの放漫運営、会計検査に関する経費の不当支給なども、個々の内部告発という非常手段が発端となっているが、このようなインフォーマル、しかも個人に多大の犠牲を強いるような方法は必ずしもベターといえない。情報公開によって制度的に市民的コン

トロールが作用するようなシステムが形成されなければならない。

幸い近年、自治体への数多くの住民監査請求などの行政監視を目的とする市民参加の噴出にみられるように、真に必要な行政情報が公開されるならばそれが刺激となって情報の活用は次第にひろがっていくであろう。

少なくとも現在の自治体行政情報の外部への伝達のされ方は、断片的でありしかも歪められて拡がっているケースも決して少なくない。正確かつ科学的に市民が情報を把握するためにも情報公開の制度化がのぞまれる。

10 難行する情報公開

しかし自治体の情報公開は、首長自身がかなりの開明的決断と実践力を示さない限り、行政サイドからの公開は、まさに官僚が必要とする限度の情報公開に止まる。情報公開が如何に困難な改革であるかは、次の二つの事件についてみれば、ある程度は推測がつく。

一つは、昭和55年9月24日、大阪地裁で判決のあった大阪府箕面市の教育委員会会議録公開で、住民側が勝訴した事件である。

事案は、箕面市と同市教委が50年暮れ、同市百楽荘1丁目、市立箕面小学校にプールを造るため、敷地内にあった忠魂碑を用地代を含め約8,000万円で原告宅に近い市立西小学校前に移した。原告10人は51年2月、「軍国主義の象徴である忠魂碑に、公費をつぎ込むのは憲法違反」として碑の撤去などを求める住民訴訟（地方自治法242条）を大阪地裁に起こした。これまでの口頭弁論で天皇制信仰の自由、政教分離などをめぐって激しいやりとりが続けられていた。

教育委員会会議録公開は、この裁判過程で、忠魂碑移転を審議したと思われる委員会分の議事録公開コピーを文書申請したが拒否されたため起った。

公開の理由として原告は①会議と情報の公開は民主主義の前提で主権在民の憲法原理からも教育基本法の原則からも市民には「知る権利」が保障されている②箕面市教委会議規則（2条）で「会議は公開する」と定めており、これは当然市民の会議録閲覧、コピー請求権も含む③しかも不許可を決めた市教委臨時会は「会議の3日前までに議事日程を告示する」（同会議規則3条）との手

続きを省略、事実上非公開で開かれ違法だ、と主張していた。

一方、箕面市教委側は①委員会の会議規則は会議の公開を定めているが、会議録の公開までは定めていない②会議録は内部文書であり、公開するかどうかは委員会が決める③委員会の委員は市長が任命するもの（任命制）だから、住民に対して直接責任を負う地方議会とは事情が違う——などと反論して52年夏の提訴以来激しいやりとりを展開してきた。

この日の判決で古崎裁判長は「まず箕面市教委が会議公開を決めている以上その原則は尊重されるべきだ。会議公開の原則を満たすためには、会議の傍聴を許すだけでなく、会議録の閲覧も許可することが必要。それによって住民は教育委員の解職請求や監査請求、住民訴訟など、地方自治上の権利を行使するきっかけをつかむことができる。この住民の直接民主主義の制度は教育委員の恣意や独断を排除するのに役立つ」として、会議録閲覧請求の正当性を大幅に認めた。

そのうえで「会議録閲覧不許可は教育委員会の自由裁量だ」とした委員会側の主張をしりぞけ、「閲覧請求権には、謄写請求権も含まれる。閲覧請求が乱用にあたる場合をのぞいて、その目的のいかんにより、閲覧の許否が左右されるものではない」とのべた。要するに公開は、審議が公正に行われることを保障するため、住民に会議の状況について知る機会を与えることが目的であり、さらに直接民主制の前提であり、「公開」「非公開」は行政の自由裁量ではない。また「閲覧はできるが謄写はできないとの合理的理由は見当らず、もしコピーを認めなければ、不正確な記憶に基づく情報が流布される恐れがあり、閲覧請求権は謄写請求権をも含むと解される」と住民の主張を認めた。

さらに最後に同裁判長は、会議公開の原則の一般論についてふれ「昭和31年地方教育行政法の制定に伴い、各教委が会議公開の原則を撤廃したのは違法ではないかとの疑問を持つ。公開の原則は地方自治法上重要な規定であり、箕面市のように明文がある場合、これを尊重しなければならず、市教委の裁量権が入り込む余地はない」とのべた。

結局「地方行政で行政情報にアクセス（接近）する“知る権利”は、住民参
都市政策 No23

加を成立させる具体的、現実的な権利として保障されている」と、情報公開を訴えた住民側の全面勝訴となった。

二つ目の訴訟は、昭和55年10月13日堺市の団地新聞の発行者が、堺市議会の傍聴を拒否されたことが「知る権利の侵害」として賠償請求訴訟を起したものである。朝日新聞（昭和55年10月13日）は次のように報道している。

訴えによると原告は今年3月26日の総務委員会と先月12日の「泉北ニュータウン対策特別委員会」取材しようと傍聴許可を申請したが、拒否された。同市議会は委員会の傍聴に許可制をとっており、拒否の理由として「委員会の傍聴は原則として堺市政記者クラブ、在堺記者クラブ加盟の報道機関には許可する」が、「議事運営に関する申し合わせ」に基づき「原告はこれに該当しない」とした。

しかし、原告は①委員会の傍聴許可制は、本会議の公開原則を定めた地方自治法の趣旨などに照らし望ましくない②記者クラブへの加盟の有無で傍聴を「許否」するのは、記者クラブへの加盟を事実上強制することになり、団体に加入するかしないかの自由を侵害する③クラブ加盟を基準にするのは公権力による報道機関の選別につながり、行政における平等原則にも反する——などと主張。不当な差別によって取材の機会を奪われ損害を受けたとしている。

原告は「泉北ニュータウン住民を読者としている以上、市議会の取材は欠かせない。議場の広さなどからある程度の制約はやむを得ないとしても、こんな傍聴制限が違法だということを市、市議会に認識してほしいと思ひ提訴に踏み切った」と話している。これに対し山本英行堺市議会議長は「差別するようなことはしていない。委員会室のスペースに物理的制限があるため、こうした措置を便法としてとっている。当市議会の委員会については委員会記録の公開やマイク放送を通じての公開などあまり例のないことも実施しており、一部の制約はご辛抱願いたい」といっている。

地方議会で委員会、特別委員会の一般傍聴を認めているのは、神戸市議会や高槻市議会などごく一部に限られている。しかし、多くの議会は「議場が狭く、多人数を入れることは物理的に無理」「慣例でない」などの理由で住民の傍聴に門を閉ざしており、大阪府議会でも2月の定例会で傍聴申請が出されたが、拒否した。

議会委員会、審議会などにしろ時間、空間、事項・資格などさまざまな条件によって非公開となるのはやむをえない場合もあるであろう。しかしこれも

技術的には解決可能であり、基本は公開で、非公開は例外である。議会委員会の公開化にしてもメリットとデメリットがあるが、基本姿勢としては公開化でなければならない（拙著『市民統制と地方自治』44頁参照）。

11 情報公開の認識

このようにみえてくるとき情報公開は、技術よりもまず思想の改革、認識の水準の問題である。

情報公開への基本的認識について、長洲神奈川県知事は、それは必要であり不可避であり、かつ可能である。しかし、またそれは大事業である」（神奈川県『情報公開の制度化をめざして』昭和55年8月）とのべている。このような基本的認識が成立せざるをえない理由について、神奈川県の前掲報告書に沿って説明してみる。

第1に、それが何故に不可避であるかについて、世界的すう勢であり、かつ基本的人権であるからである。

日本ではごく近年、社会的関心と呼ぶことになった情報公開制度は、西欧諸国にあっては多くの市民による数限りなき努力の成果として「知る権利」として成熟してきた。そして昭和41年12月第21回国連総会で採択された国際人権規約のB規約（通称自由権規約）である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第19条2項の「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由の権利を有する。」との規定にも、明瞭に表現されている。

そして日本政府も昭和54年6月21日に国会で批准し、9月21日で国内での効力が発生している。「知る権利」の保障は、今や逆流をゆるさない歴史的流れであり、国内的にもその声は次第に高まりつつある。

第2に、情報公開がなぜ必要かについては、それはさまざまな理由が考えられるが、何よりもまして政治参加の必須の前提条件である。参加する権利が保障されても、十分な情報が与えられなければ的確な行使ができない。それでは参加する権利がないのと同じであり、ケースによっては却って支配者に道具として使われるだけである。

今日、情報は氾濫しているが、PR情報ばかりであり、真に必要な行政情報は知らされていないと、次のように長洲知事はのべている。

「瑣末な情報の洪水のなかで、実は本当に必要な情報を入手し、利用することがだんだん難しくなっているのが、今日の情報社会のもう一つの側面なのです。『ブラック・ボックス』という言葉がありますが、政治や行政の面で、自分の運命にかかわる重大な意思決定がどこか遠い暗室、あるいは密室で行われている。そこでどんな情報がどのように処理され、うみ出されているか、一向に知ることができない。そこへ参加しようにも、どうしたらいいか手がかりがない。しかも、この密室は、倫理的に腐食しているのではないか。——こんな不安そして不信を、多くの国民が抱いているようです。」

(神奈川県前掲報告書1～2頁)

情報を行政が独占して公開しないことは、行政をして市民への支配者へと転化さす土壌を醸成してだけでなく、行政自身を腐敗さすような濁った空気をつくりだしやすい。しかも、行政が独占しただけの情報で、しかも専決的に政策決定していくことは、選択を誤まるおそれが多い。少なくとも“最適解”への接近をより遠ざけることになる。そのためにも情報公開をする必要があると、次のように説明する。

「その第1は、行政情報の公開は、それを求める市民の自主的努力と相まって、市民の生活の向上に資するものである。その第2は、行政機関が市民の利益を守っているかどうかを市民が知ることによって、行政に対する市民の理解を拡大するものである。その第3は、行政にたずさわる者の、情報の公開に耐え得る職務の遂行をうながすとともにそれを阻害するような要因を回避する気運を醸成し、公正な行政の推進に役立つものである。」

(神奈川県前掲報告書17～18頁)

12 情報公開の可能性

第3に、情報公開、それは何故可能かについては、すでに欧米にあって制度化されており、また、80年代の大きな政治的潮流として上げ潮にあるからである。さらに自治体にとっては容易であり、また、先導する使命もあることは、アメリカの事例からも推定できると、次のように説明されている。

「アメリカ合衆国において注目すべきことは、州政府レベルでの取組みである。すなわち、アラバマ州が1945年に制定した州法典第41章145条で『全ての市民への公的記録の閲覧と複写の権利付与』の規定を設けたのを皮切りに、1947年には、アイダホ州でほぼ同じような規定を設けており、1950年代には、いくつかの州がこれに続き、現在では5州のうち49州が法制化している。このように地方政府である州政府が、連邦政府より2年も先行して『知る権利』の法制化を実施し、地方から中央へと波及していったという事実は、我が国にとって貴重な示唆を与えるものであろう。」

(神奈川県前掲報告書 12頁)

アメリカ合衆国の情報公開への道程は長く、幾度かの改善を経て、段階的に整備されてきたが、先にみたように先導したのは自治体であった。そしてこのことはまた当然ともいえる。本来、新しい行政改革は、比較的小規模で組織の柔軟性に富む自治体で先導的に行い、その成果をみて国が改めて法制化し導入していくプロセスをたどるのが、最もノーマルな経過であり、その故にこそ自治体の存在価値が認められているからである。

ひるがえって考えてみると、昭和40年代、自治体は環境・福祉行政などにあって先導性を発揮し、法律化への露払いの役割を果たした。環境アセスメントなどにみられるように、国は五度も流産の憂き目をみている。情報公開も国が実施することはかなりの問題点があるから、まず自治体で実施し、その実験のデータを十分に参酌してから国も実施するのが、制度の健全な発達のためにもぞまれる。

第4に、情報公開がなぜに大事業なのかについては、それは情報独占によって成立している官庁の優越性を根底からくつがえすことであり、また、秘密主義という官庁の体質を払拭する「官庁革命」（長洲一二）であるからである。

今日まで奇妙なことであるが、税金で集めた情報であるにもかかわらず、行政は“公”の情報であるという名分の下に、“私”の情報として私物化してきた。すなわち、「情報について、役人には三つの『……たがる』傾向があるといわれています。すなわち、『集めたがる。隠したがる。都合よく使いたがる。』ということです。これまでは、情報は行政の財産としてだけ考えられて

きました。行政側の利用目的だけを基準に、内部規定で収集、作成、配布、保管、廃棄ができたのです。住民から要求があっても『見せてはならない』という規定もないかわりに、『見せなければならぬ』という規定もないということで、担当者の自由裁量で、いわば恩恵的に見せていけば済む時代が、長く続いてきました。」（神奈川県前掲報告書3頁）といわれている。

しかしこのような行政が行政情報を独占するシステムは国家主権の統治原則の下では成立するかも知れないが、市民主権の統治原則の下にあっては、市民は行政がもつ施設と同じように、行政情報の提供に協力する義務を負担すると同時に、それを知り、入手し、利用する権利を有する。すなわち行政情報は主権者たる市民の「共有の資産」なのである。

このようにしてみると、情報公開の意義は、一つは、「開かれた行政」が住民自治の充足の必須条件であることである。行政を統制し、政策決定に住民が参加しようとする限り、市民は必要とする行政情報を得る権利を保障されなければならない。

二つは、市民の基本的人権の保障である。「知る権利」は言論・出版の自由に加えて、情報に関して市民が真に自由になるためには不可欠な権利である。なぜなら、知らされたことだけで自由に表現するのではなく、知るべき情報を知らなければ表現の自由も空洞化した権利に過ぎないからである。

13 公開への戦略

情報公開は明治以来の権威的官僚行政を破る一里塚をつくることになることは確かであり、それだけに大きな期待がもたれているが、この点について長洲知事は、次のようにふれている。

「最後にもう一点だけ申し上げます。『環境アセスメント制度』の場合も同様ですが『情報公開』についても、一方で『過剰期待』があり、他方に『過剰恐怖』があって、それが微妙にiriまじっているようです。私の考えでは、この制度ができればなんでも知ることができるという期待も、丸裸にされて、仕事が円滑にできなくなるという恐怖も、どちらも幻想にすぎません。一つの制度ができただけで、政治や行政への不信が一

掃されるものでもありません。この制度は、民主主義を活性化させるための、重要ではあるが一つの手法にほかなりません。この制度を、その限界をわきまえた上で、どう活用し、育てていくかということが大切です。」（神奈川県前掲報告書 5頁）

情報公開は市民参加や行政民主化・科学化のための手段で、それが完備されたとしてもそのことによって市民参加が成熟するとか、行政水準が飛躍的に向上するものではない。しかしこれらのための不可欠の前提条件であることは否定できない。しかも官僚の優越的地位を崩す官庁改革であるため、制度化の抵抗はきわめて大きく、実施については慎重な政策配慮がのぞまれる。

第1に、完全主義を戒めざるをえない。長洲知事は次のようにのべている。

「はじめからパーフェクトなものを求めるのも、現実的ではありません。いまのところ57年度に条例化、58年度から実施という目標で準備を進めていますが、当面は、公文書の公開が中心、そして、意志決定過程の途中にあるものは、非公開事項に含めることになりましょう。したがって、はじめに生れるのは、欧米諸国に比べればまだ幼い、赤ん坊にすぎないかも知れません。この赤ん坊が丈夫に立派に育つためには、私たちの努力とともに、県民の皆さんにも、またマスコミの皆さんにも、ぜひ理解あるお力添えをお願いしなければなりません。みんなで、育てることが大切です。プロセスを大事にし、ながら、漸進的に、しかし着実に、この制度を育てていきましょう。」

（神奈川県前掲報告書 5頁）

完全な制度化には抵抗も多く大きいのみでなく、実務的な課題も少なくない。したがってまず不完全でも制度化を図り、その上で試行錯誤を重ねながら制度の拡充をめざすという段階的公開化が実現へのプロセスとしてすぐれている。

第2に、情報公開条例の政治的効果である。その一つは、1980年代の混迷をつづける市民参加に一つの方向づけと勇気を与えるであろう。情報公開は市民参加の制度化へのまぎれもなき第一歩であり、また自治体改革の糸口ともなりその影響力は測り知れない。

二つは、国・地方との政策競争にあって、自治体の先導性が久しぶりに発揮されることである。今後、自治体の公開化への競争がおこるかも知れないが、

長洲知事はこの点について、「現在、本県の作業はかなり進んでいます。全国のパイオニアとして注目されてもいます。しかしもちろん、功名心からられた先陣争いをするつもりは毛頭ありません。スタンド・プレーが通用するような安直な問題ではないからです。この点は、私も十分自戒していくつもりです。しかし、『神奈川』の客観的位置を認識し、誇りと使命感をもって進む覚悟は、いささかもゆらいでおりません。皆さんも、どうかそのつもりで、これからもよろしく願います。」（神奈川県前掲報告書5頁）とのべている。

何処の自治体が先頭を切るかは、いずれにしても問題でないかも知れないが市民主権や基本的人権の要請により忠実であったという評価はその自治体には与えられるであろう。

第3に、広報・広聴の関係である。情報公開は主として住民側がイニシアティブをもって公開を迫るのであるが、本来、行政が市民に対して必要な情報を与え、また問題を提起していかなければならない。そして多くの場合、市民は広報から受ける情報の方が、はるかに大きい。

したがって情報公開の前提としては、行政広報のよき展開がなければならぬ。情報公開と広報との関係は、「質的に異なった、しかし密接に関係したものです。『提供』の方は、行政が『知らせたいものを知らせる』ことです。これに対して『公開』は、『知らせたくないものでも知らせる』ということです。しかし同時に、この二つは車の両輪の関係にあることも事実です。」（神奈川県前掲報告書4頁）といわれている。

今後、広聴も含めて、行政広報・広聴がレベル・アップしていかなければ、自治体をめぐる情報環境は歪められ、情報公開も情報システムからみて片肺飛行を余儀なくされる破目になる。

第4に、首長、地方公務員の情報公開への認識である。もっとも情報公開へのキメ手を握っているのは、首長の情報公開への決断であろう。地方公務員の認識の如何が、公開の制度化のキャスティングボードをもっているかの論評があるが、これまで自治体の政策決定についてみてきたように首長の秘める決定力は圧倒的に大きい。

まして情報公開は補助事業の申請などと違って、新制度の導入であり、費用が巨額にわたることはもちろん、既存制度との摩擦も避けられない。このような重大な決定を、それぞれの自治体職員の意識レベルの水準が少々高かったとしても、首長に決断を迫る要素とはなりえない。もっとも議会を初めとして世論が激しく情報公開を求めるとき、首長は政治力学の流に沿って公開化へと傾いていくであろう。

いずれにしても情報公開は首長の開明さにまたなければならない。そのように首長の意識の変革を迫るのは世論の胎動である。情報公開の前途は、ある意味では環境アセスメントと似ていると予想できるのではなかろうか。環境アセスメントも国に先がけ、まず川崎市が条例化、ついで北海道・東京都がつづいている。そして要綱方式ではかなりの自治体の追随がみられる。もちろんその内容は不完全なものであるが、次第に完全な制度へと手直しされていくであろう。

情報公開にあっても一つの自治体の実施が導入口となって、次第に数多くの自治体へひろがるだけの世論の高まりはみられる。神奈川県がすでに昭和57年条例化を定めているが、多くの自治体にあっても、首長の情報公開への認識の深化がまたれる。

情報公開への政策決定にあって大きなウェイトを占めるのは首長であるが、それを成功させるための鍵を握っているのは地方公務員である。膨大な準備作業に加えて、制度実施にともなうさまざまな実務ベースの課題を公開化の原則にそって処理しているか否かによって、公開制度の形骸化がもたらされることにもなるからである。たとえば官庁文書が住民の共有財産であり、市民が政策決定や生活要求のため見る権利があるという認識を行政のなかに浸透させていくことは容易ではない。

第5に、市民の行政情報の適正活用である。情報公開の制度を活かすも殺すも市民の利用法の如何である。制度化がなされても市民統制の風土のないところでは、なかなか活用されないのではなかろうか。そして稀れに利用されてもきわめて個人的利害のため目的のためにのみ利用されるようでは、やがて制度化

の反動がおこるであろう。

市民の側にとってある意味では、急がれるのは情報公開化よりもその活用のための市民集団であり、市民活動である。まして制度が当初から完全なものではない以上、市民の側には、行政情報を分析し、理解する能力も求められるであろうし、より完全な情報公開をめざしての運動も残されている。

潮流

ジョイント・バゼット方式 第二次臨時行政調査会 フェニックス計画 自治体の政策変更と損害賠償

■ ジョイント・バゼット方式

ジョイント・バゼット・システム (Joint Budgeting System) は、宮崎辰雄神戸市長が提唱し、同市の昭和56年度当初予算編成に当って、一部、試行的に導入された予算要求・査定システムである。

もちろん欧米の輸入経営システムではなく、神戸市独自の方式である。現在、伝統的予算編成方式の打破を旨として、ゼロベース予算 (Zero-Base Budgeting) 方式が唱えられ、神奈川県などにおいて、一部、採用されている。たしかにゼロベース予算方式は、伝統的な日本の増分予算方式 (Incremental Budgeting System) に比して政策選別基準として優れた点を多く内蔵している。

しかしこれまでのような欧米、ことにアメリカ経営方式の直輸入システムは、たとえばPPBS方式にしても、システム・アナリシス方式にしても、日本の行政経営風土には定着しなかった。その理由の一つは、あまりにも複雑な計数・帳票作成が求められたこと、従来の行政管理方式と絶縁し、新方式をいわば上から導入しようとしたところにある。

ジョイント・バゼット方式、いわゆる連合予算方式は、このような直輸入経営方式

の直接導入を避けて、これらアメリカの経営管理方式の発想・システムを活かしながら、現代の日本の伝統的予算方式に定着させていこうとする実践的改革方式である。

連合予算方式は、予算要求、ことに新規事業要求に当って当該年度の建設費 (財源内訳含む) のみを明記し、それにもとづいて査定していくという方式を廃止し、総事業費、財源内訳、償還計画、運営収支見込、組織・人員、運営主体、事業効果、代替方式など明記することになっている。

これらの方式はすでに部分的には各自治体において導入され、単年度建設費のみで査定されることはまずないともいえるが、概して施策選別に当っては建設財源中心の査定であって、完成後の経営管理に対する視点は欠落していた。

連合予算方式は、最近の自治体行政における施設建設、いわゆる“箱物行政”の増加に対応して、建設プラス運営という総合経営管理方式へのスライドを旨ぞうとしている。

しかも連合予算方式はシステムとしてはゼロ・ベース方式よりも劣るとしても、現行予算方式に沿った改革方式として、より实际的であり、弾力的であるため、執行部の意思が強固である限り、徐々に浸透していくはずである。

連合予算方式はいわば経常・臨時・長期・収支・組織・人員計画などの連結方式であるため、既存の施設・サービスにあってもその行政効果を毎年、明記せざるをえず、その点からも事業成果が上ってない施設・サービスは、サンセット方式と同じように、統廃合の洗礼を覚悟しなければならない。

今日、地方自治体の行政は、次第に画一的な機関委任・義務的行政から、単独で多彩な選択的行政へとひろがりをみせているが、このような多くの事業の選択をなしていくためには、従来の増分主義的予算方式では選択の誤謬は避けられず、新しい方式が求められる。ジョイント・パゼット方式はゼロ・ベース方式の亜流、サブ・システムという批判が与えられるにしても、より実効的予算編成方式として評価してよいであろう。

■ 第二次臨時行政調査会

経済の安定成長定着は、政府をして窮迫財政再建を緊要の課題とさせることとなった。

しかし、大平内閣が財政再建の即効薬として打ち出した新税導入等の増税策は、その前提として政府自らの人員整理、機構削減、そして行政の効率化を迫られる「行政改革」という副作用を伴うものであった。

又、時を同じくして発生した航空機疑惑事件、鉄建公団事件、KDD事件等、一連の政府関係機関における不祥事件は、行政責任、行政の民主化などの見地から行政改革の必要を感じさせるものである。

こうした世論の高まりの中で発足した鈴

木内閣は、財政再建とともに行政改革を中心的政策として打ち出し、その先頭に中曽根行政管理庁長官を置いた。以来、中曽根長官の積極的な行政改革推進の掛け声もあって、昨年9月12日には、いわゆる中曽根行革といわれる「行政改革大綱」が閣議決定されるに至った。

同大綱には、「今後の行政改革の検討課題」として、①行政サービス改革の推進 ②事務・事業の縮減と移譲 ③中央省庁内の自主的・計画的組織編成の推進 ④審議会等の廃止整理 ⑤公務員倫理の高揚 ⑥昭和55年度行政改革の推進 ⑦地方公共団体における定員の抑制などが盛り込まれており、そして、中曽根行革の「目玉商品」として、「80年代以降を展望した新たな臨時行政調査会の設置」が挙げられている。

これによって、昨年11月28日には第93臨時国会で「臨時行政調査会設置法」が成立した。第一次臨時答申から17年ぶりである。

臨時行政調査会（第2次臨調）は、「社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資する」（同設置法第1条）目的で設置され、総理府に付属する権威の高い強力な調査審議機関で、行政改革全般について首相に意見を述べ、首相の諮問に答申することを主な役割とするものである。

政府は向こう2年間で最終答申を得たい考えだが、その途中でも、結論が出た改革項目については答申を求め、逐次、実行に移すとの考えを打ち出している。

同調査会は、財界、官界、労働界、学界、言論界などから「行政の改善問題にす

ぐれた識見をもつ人」として首相が任命する委員(9人)、専門委員(21人)の他に、各省庁からの出向などによる調査員(63人)、事務局員(24人)で構成され、毎週1回以上審議を行うほか、行政の実情調査や国民の意見聴取などを積み重ねる答申案を練るものである。

審議内容は、発足後に正式決定されるが、行政管理庁は、同調査会に検討を求め「行政改革の新たな方向と臨時行政調査会の課題」として、①たばこ専売の民営移管など、多様な方法によって行政を減量 ②情報公開制度の拡充など行政制度を改善 ③資源の制約などに配慮した中長期的視点に立って、中央省庁の統廃合など行政を再編成、の三点を提示している。

検討事項の中心とも思われる「行政の減量」については、さらに、(i)官業と民業の役割分担の見直し (ii) 国と地方の機能分担の合理化 (iii) 行政サービスの合理化 (iv) 政府規制の緩和(デレギュレーション)、の四つの改革の方向が示されている。

又、会長に内定した土光敏夫経団連名誉会長は「①答申は三段階に分けて行う。まず57年度予算の概算要求に間に合うよう7月上旬までに第1弾を出し、次は58年度予算に反映するよう答申する ②当面、手をつけるものは官業の民営移管、会計検査院の強化、許認可の整理、特殊法人の削減などだ ③補助金ではとくに農水産関係にムダが多いのでメスを入れる」(56.2.8毎日)と、その決意のほどを明らかにしている。

しかし、こうした行政改革に対する政府の姿勢に対しては、「17年前の第一次臨調答申は、いまだに7割程度しか実行されて

いない。『行革のバイブル』と高く評価されながら、既得権を奪われまいとする官僚の抵抗で、答申を生かすきれないのだ。」

(56.1.28読売)、「いま、再び臨調を設置して答申をし直さねばならないほど行政は変質しているのだろうか」(56.1.28朝日)といった問いかけもなされている。

第二次臨調設置の是非については、「政府が財政再建に踏み出しているいまになって『行政改革の議論』を始めようというのは、いささかのんびりした話。いまずぐにも『安価な政府を』というのが、国民の気持ちだろう。」(前掲朝日)との批判もまぬかれない。しかし、財政状況も経済の国際環境も第一次臨調答申の時とは異なっており、又、行政管理庁の権限に大きな制約、限界があることも、行財政におびたらしいむだがあることも間違いのない事実である。

第二次臨調が、「従来の様構いじりは騒ぎばかり大きくて効果が薄い。これからは行政の実態に切り込む」との意欲を見せる中曽根行革の“時間稼ぎの場”、“隠れミノ”に終ることなく、「真の行政改革」につながることを期待する。

第二次臨調の3月16日発足を前にして「行政改革関係閣僚会議」(仮称)が設置された。これは、第二次臨調の答申実現を閣僚レベルで強力に推進することを狙いとするものであり、第一次臨調答申が「官僚の抵抗」で骨抜きにされ、改革案の多くがたなごらしにされていることの反省から、答申実現への組織を整えようとするものである。

先に退陣が決定された「行政監理委員

会」の轍を踏まないことを期待したい。

■ フェニックス計画

東京湾と大阪湾に新しい「夢の島」を造成しようと運輸、厚生両省が検討していた「広域臨海環境整備センター法案」（フェニックス計画）が閣議決定され、国会提出が決まった。同法案は、大量の廃棄物の最終処理場の確保に悩む大都市圏の地方公共団体が共同して「センター」を設立し、東京湾及び大阪湾に廃棄物を埋め立て処分しようとするものだ。

1 フェニックス計画の背景

大量消費生活様式、大量生産様式を反映して、大都市圏の都市や地方基幹都市には、いわば都市の排泄作用の結果として、膨大な量のゴミが集積し、しかも安全な処理が困難な化学製品や粗大ゴミが増大するなどゴミの質的構成の変化や清掃費の上昇という事態を招いている。ゴミの最終処理場の確保も、こうした現代都市の廃棄物処理に伴う問題の一つ——しかも重要な問題の一つ——である。

ゴミの処理方法には、①焼却 ②洋上処理 ③再資源化 ④埋め立て処分等の方法があるが、諸外国では埋め立て処分が多いのに対しわが国では焼却処理が多く、1977年度東京区部では54.3%、大阪市では77.6%を焼却している。しかし、清掃工場の公害問題の発生もあって、土地が高度に利用されている大都市圏では清掃工場の立地はきわめて困難となっている。また、清掃工場から排出される残灰の処理地のない衛星都市が市の区域を越えて処理しようとする結果、反対をうけてゆきづまるというケー

スも発生している。そして、現状のままでは昭和60年には大都市圏の自治体のゴミ処理能力はパンク状態になる（56.2.27朝日）と警告されている。フェニックス計画は、(1)埋め立て処分によってゴミを処理し、(2)単独では、経費の点で財政能力を越えるか、利害が衝突しやすい各自治体が、広域的に共同してゴミを処理して、前述のような事態を打開しようとするものである。もちろん、今後とも、焼却施設等の整備、廃棄物の再生利用等の有効利用等、要最終処理量の減量化が推進されなければならないことはいうまでもない。

2 フェニックス計画の概要

「広域臨海環境整備センター法案」によると、指定港湾圏の関係自治体、関係港湾管理者が「広域臨海環境センター」という特殊法人を設立し、その「センター」が廃棄物を適正な海面埋め立てによって処理し、また港湾の秩序ある整備を図ろうとするものである（同法案1条）。具体的にセンターの設立が検討されているのは、東京と大阪で、東京湾内に、1,200ヘクタール（事業費見積り4,500億円）を確保、2億5千万立方メートルの廃棄物を埋め立て処分、大阪湾には、800ヘクタール（同2,500億円）を確保、1億4千万立方メートルを処理しようとするものである。センターの設立は、関係地方公共団体の長、関係港湾管理者の長が発起人（10人以上）となり、定款等を作成、出資を募集する。

センターの業務は(1)港湾管理者から委託を受けて、廃棄物埋立護岸の建設や維持管理、埋立による土地の造成 (2)地方公共団体から委託を受けて、廃棄物の処理 (3)独

自の事業として、民間産業廃棄物の処理等を行うこととされている（同法案18条）。また、「センター」の管理運営は、出資した地方公共団体の長や出資した港湾管理者の長から互選された者などからなる管理委員会があたることになっている（同法案14条ほか）。センターの基本計画は運営委員会が作成し、主務大臣（運輸大臣及び厚生大臣）の認可を受けることとなっている。

同法案が国会を通過すれば、大阪湾の場合近畿の80の府県、市町村で組織する大阪湾圏域環境整備機構設立促進協議会は解散し、6府県と各府県所在都市で構成される発起人会を発足させ、発起人会で各自自治体の事業費の負担を決めることになる。建設費は2,500億円と見込まれているが、センターに起債は認められないこと、国庫補助（当面25%を予定されている）は、港湾管理者・地方公共団体に直接交付したとみなして、センターに直接補助、そして不足する財源は港湾管理者と地方公共団体が手当をしなければならないことになっている。自治体財政はどれも苦しいだけに、各自自治体の調整に手間どりそうである。各自自治体の負担率が決まると、基本計画が策定されることになるが、センターをどこに設置するかについて紛糾が予想される。

このように、国と自治体、自治体相互間の負担割合をどうするかという財政上の問題が一つの課題である。また、「廃棄物の埋め立て処理は、周辺環境への影響や波浪、潮流などの影響を考慮しながら、高度の技術上の検討を加えることが必要」（田中勝「収集、輸送から最終処分」『明日の都市』第6巻）とされている。具体的にど

こに設置されるにしても、綿密な計画の検討・策定と厳重な維持管理体制の確立が不可欠であろう。

フェニックス計画は、最終処理場の確保について決め手となるだけに、事業のスムーズな進捗が期待される。

自治体の政策変更と損害賠償

自治体の首長交代で企業誘致政策が変更され、工場進出準備を進めていた企業が損害を受けた場合、自治体に損害賠償の義務があるかどうかをめぐる争われてきた民事訴訟の上告審判決が下った。昭和56年1月27日、最高裁判所第三小法廷は「村には賠償の責任がない」として一、二審の判決を破棄し、審理を差し戻す判決を言い渡した。

この事件の原告は沖縄県那覇市の製紙会社で被告は同県国頭郡宜野座村である。

原告は宜野座村に製紙工場建設の計画を立て昭和45年、同村に陳情したところ同村は村議会に委員会を設置し、翌46年3月に製紙工場の誘致と村有地を工場用地として譲渡することを全会一致で可決した。当時の村長は会社側に全面協力を約束し、工場操業に不可欠な村管理の河川の使用・取水に同意した。

そこで原告は村の企業誘致姿勢を信じて、工場用地の整地を完了し、機械類の発注契約を結ぶなど工場建設の準備を進めた。

ところが村民の間に公害への関心が高まり工場建設反対運動が活発になり、昭和47年12月の村長選挙では当時の村長は破れ、反対住民の支援を受けた新村長が誕生し

た。新村長は翌48年1月、工場の建築確認申請に対し「予定地住民に反対の声が強い」との理由で不同意と回答した。そこで原告は村当局の協力を得られなければ工場建設は不可能として計画を断念した。この結果原告は先行投資した5,500万余円の損害を受けたとして村を相手取り49年「村の行為は信義則と公序良俗に反し、禁反言の法理からも違法性があり、民法上の不法行為に当たる」として損害賠償を求め提訴した。同時に建築確認申請書を県に送付しなかった前村長の行為は国家賠償法1条の違反行為だと国家賠償法の責任も主張していた。

これに対し第一審（昭和50年10月）、第二審（昭和51年10月）とも「村議会、村長の工場建設に対する協力は私企業の利益追求行為とは異なり、地域住民の福祉増進を目的にし、住民意思にそうことを前提にしている。工場誘致に批判的な勢力が支持する新村長が選出された以上、原告が前村長に対するのと同様の期待を要求することはできず、村の非協力を不法行為と言うことはできない」との理由で請求棄却の判決をした。

しかし、最高裁は「自治体の施策が社会情勢の変動に伴って変更されることがあるのは当然」としながら、特定の者がその施策を信頼して自治体の勧誘を受け工場建設などの活動に入った場合、「信義衡平の原則にてらし、施策の変更に当たってはその信頼に法的保護が与えられなければならない」とし、さらに「信頼に反して（企業などの）活動が妨げられ、見過ごすことができないほどの損害が出た場合、自治体が補

償するなどの措置をとらない限り、自治体の不法行為責任が生じる」との判断を示した。そして「本件の場合、村の協力拒否がやむを得ない客観的事情に基づくものか、または損害を解消するような（代償）措置がとられているのでない限り、協力拒否は原告に対する加害行為にあたる。地方公共団体が住民の意見に基づいて行動する場合には、その行動には何らの法的責任も伴わないことを意味するのではなく、かならずしも政治情勢の変化がやむを得ない客観的事情に当たるとは言えない。」と原告の訴えを認め高裁への差し戻し判決を言い渡した。

また、村長が建築確認申請の送付をしなかったことを理由とする国家賠償請求については「原告が所定の期間内に上告理由を提出しなかった」との理由で却下した。

1960年代、全国の自治体は国の高度経済成長政策に乗って企業誘致に熱中した。多くの自治体では企業誘致条例を制定し、工場用地の提供や固定資産税の減免などの優遇措置をとった。

しかし、1970年代前後から公害防止や自然保護への関心が高まるにつれて、各自治体では公害防止条例を制定し、企業誘致は水をさされ、企業の中には進出をあきらめ、その結果損害をこうむった例がかなりあったといわれている。

そういう場合でも、自治体と企業との間に、政策変更による損害の補償について特別な契約が結ばれていない限り自治体側に賠償責任はないというのが従来の自治省などの見解であった。

今度の最高裁の判決では、自治体と企業

間で政策維持を内容とした契約が結ばれていなくても、やむを得ない客観的事情がなければ、相互の信頼関係は保護されなければならないとし、個人や企業間で相手の協力行為を前提として進めた計画が相手方の都合で破算になった場合、信義則上、損害賠償が生じるという原則は国や自治体にも適応されることになった。

ただ判決は自治体の政策変更そのものを違法としたわけではない。自治体にとって住民自治は大前提であり、政治や社会情勢などの変動によって政策が変わるのは当然である。しかし、そのことと政策転換によって企業が受けた損害に対する賠償問題とは分けて考え、自治体を信頼し政策が持続されることを前提として進められた準備等について、その信頼に反した場合は信義誠

実の原則に照らして、自治体は損害賠償の責めを負うべきであるということである。

これまで自治体の政策変更による賠償責任を認めた例として市の公営団地の中に浴場を建設した業者が団地建設中止で受けた損害賠償を請求した訴訟で昭和44年4月熊本地裁玉名支部が一部を認めた例があるが、企業誘致をめぐる自治体の損害賠償責任に触れたのは初めてである。

今後、この判決を踏まえて自治体は批判が予想される政策を決定する場合には、自治体は住民の意見が現在どうであるか、将来それがどのように変化するかを見通す努力が大事であるとともに住民の前に政策を明らかにし、ガラス張りの政策決定過程を確立することが要請されよう。

教育に関する 市民意識調査報告書

昭和54年12月
神戸市教育委員会

I 調査の目的

昭和54年9月現在の神戸市における教育に関する市民意識を明らかにすることが、本調査の目的である。

II 調査の内容

神戸市民の教育に関する意識を明らかにするために、神戸の教育の3つの柱、徳育・体育・知育に関する具体的な問題を中心に、4つのカテゴリーを設定した。そのカテゴリーに属する質問項目をあげると、次のとおりである。

1 徳育に関する意識

- | | | | |
|-------|----------------|-------|--------------------|
| Q 1の1 | おとなと子どもの朝のあいさつ | Q 5 | 子どもの便所掃除についての意見 |
| の2 | おとなどうしの朝のあいさつ | Q 6 | よその子どもを叱ることが出来ない理由 |
| Q 2 | 小さい子どものしつけ方 | Q 7の1 | 近ごろの子どものしつけ |
| Q 3 | 父親の子どもへの接し方 | の2 | しつけが十分でない理由 |
| Q 4 | 子どもの忘れ物への対応 | Q 8 | 非行の原因 |

2 体育に関する意識

- | | | | |
|-------|-----------------|------|--------------------|
| Q 9の1 | 子どもの戸外での遊び | Q 11 | ハダシで運動させることの是非 |
| の2 | 戸外での遊びが不足している理由 | Q 12 | 子どものケガの責任の所在 |
| Q 10 | 子どもの体力づくりの進め方 | Q 13 | 子どもの事故に対する学校の教育的対応 |

3 知育に関する意識

- | | | | |
|------|------------------|------|------------------|
| Q 14 | 成績の下がった通知簿に対する態度 | Q 16 | 点取り競争が友人関係に与える影響 |
| Q 15 | 点数主義への態度 | Q 17 | 努力一効果観 |

4 教育全体に関する意識

- | | | | |
|------|------------|------|------------|
| Q 18 | 甘い先生が増えた原因 | Q 19 | 担任の子どもの把握力 |
|------|------------|------|------------|

Q20 近ごろの学校教育に不足しているもの

Ⅲ 調査の方法

- 1 調査時期 昭和54年9月8日～10日
- 2 調査地域と対象 神戸市全区に居住する有権者全体
- 3 調査単位 年齢満20歳以上の男女個人
- 4 抽出方法 層化多段無作為抽出法
- 5 抽出標本数 本サンプル 1,000, 予備サンプル 350, 計 1,350
- 6 実施方法 調査員による個別面接聴取法を主体に留置法を併用
- 7 有効回収数 987

Ⅳ 調査の対象者の概要

イ 調査対象者の区別構成比

	東灘区		灘区		葺合区		生田区		兵庫区		北区	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
調査対象者	140	14.2	113	11.4	47	4.8	37	3.7	116	11.8	104	10.5
全市有権者	131,392	14.0	108,342	11.5	47,857	5.1	34,745	3.7	109,778	11.7	99,692	10.6

	長田区		須磨区		垂水区		計
	実数	%	実数	%	実数	%	
調査対象者	128	13.0	102	10.3	200	20.3	987
	120,919	12.9	95,718	10.2	191,457	20.4	939,900

(注) 全市有権者の区別構成比は、昭和54年4月8日執行の神戸市議会議員選挙の選挙当日有権者による。

ロ 調査対象者の性別および年齢別構成

	男		女		計	20代		30代	
	実数	%	実数	%		実数	%	実数	%
調査対象者	331	33.5	656	66.5	987	187	18.9	280	28.4
全市有権者	451,651	48.1	488,249	51.9	939,900	248,145	26.2	224,980	23.7

	40代		50代		60歳以上	
	実数	%	実数	%	実数	%
調査対象者	260	26.3	170	17.2	90	9.1
全市有権者	197,275	20.8	124,365	13.1	153,440	16.2

(注) 全市有権者の男女別構成比は、昭和54年4月8日執行の神戸市議会議員選挙の選挙当日有権者による。同年齢別構成比としては、昭和50年国勢調査の結果を参考として載せておいた。

ハ 調査対象者の学歴別構成比

	初等学歴		中等学歴		高等学歴		計
	実数	%	実数	%	実数	%	
	200	20.3	459	46.5	328	33.2	987

(注) 学歴の区分は、次の基準による。

- 初等学歴……小学校，高等小学校，新制中学校卒業
- 中等学歴……旧制中学校，新制高校卒業
- 高等学歴……旧制高校，高専，大学卒業

ニ 調査対象者の職業別構成比

農林漁業		商工サービス		自由業主		管 理		専門技術事務	
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
8	0.8	85	8.6	52	5.3	49	5.0	145	14.7
販売サービス		現場労働者		主 婦		学 生		無 職	
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
59	6.0	63	6.4	441	44.7	36	3.6	49	5.0

(注) 職業の区分は、次の基準による。

- 1 農林漁業自営業主およびその家族従事者
- 2 商工サービス自営業主およびその家族従業者
- 3 自由業主
- 4 管理的職業従業者

- 5 専門技術事務官公保安的職業従事者
- 6 販売サービスの職業従事者
- 7 現場労働者（技能工，生産工程作業者，単純労働者，運輸通信従事者）
- 8 主婦
- 9 学生
- 10 無職

ホ 調査対象者の子どもの人数別構成比

0人		1人		2人		3人		4人以上		計
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
171	17.3	154	15.6	437	44.3	172	17.4	53	5.4	987

ヘ 調査対象者の子どもの成長度別構成比

就学以前		小学生		中学生		高校生		大学生	
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
138	16.9	180	22.1	78	9.6	71	8.7	81	9.9

初等学歴社会人		中等学歴社会人		高等学歴社会人		計
実数	%	実数	%	実数	%	
12	1.5	101	12.4	155	19.0	816

（注）社会人の学歴の区分は，ハで使用した学歴区分の基準と同様である。

ト 調査対象者の小学校頃の成績別構成比

上		中の上		中		中の下		下		計
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
214	21.7	370	37.0	341	34.5	50	5.1	12	1.2	987

チ 調査対象者の子どもの成績別構成比

上		中の上		中		中の下		下		いない		いえない		計
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
185	18.7	261	26.4	202	20.5	22	2.2	6	0.6	309	31.3	2	0.2	987

V 調査結果の分析

調査票の項目順に、A. 性・年齢別、B. 学歴別、C. 職業別、D. 子どもの人数別、E. 子どもの成長度別、F. 小学校頃の成績別、G. 子どもの成績別の考察を行なうが、その前に本調査の分析のキーとなった、F. 小学校頃の成績、G. 子どもの成績について、若干の分析をしておく。そして最後に、それらを総括して、今回の調査にあらわれた神戸市有権者の教育に関する意識の特徴や傾向を明らかにしよう。

F 調査対象者の小学校頃の成績

Q26 大変失礼ですが、あなたの小学校のころの学校の成績を思い出してお答え下さい。次のどれでしたでしょうか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

1 上 (非常によくできたほう)	21.7%
2 中の上 (普通より上位であった)	37.5
3 中 (普通)	34.5
4 中の下 (普通よりやや下であった)	5.1
5 下 (よくできなかった)	1.2

A 性・年齢別にみれば (第F-1表<略>)

- (1) 全体的にみて、小学校の頃の成績はよかったとするものが圧倒的多数を占め、「上」と「中の上」を合わせた上位が6割近くにも達している(59.2%)。中位だったとするものが $\frac{1}{3}$ 程度で(34.5%)、「中の下」、「下」の下位だったとするものは僅か6.3%にすぎない。
- (2) 男性と女性を比べると、男性は「上」とするものが多いが(27.2%)、「中の下」(8.2%)、「下」(2.7%)だったとするものもある。女性では「中」(39.0%)、「中の上」(38.1%)で8割近くになる。
- (3) 年代別にみると、年齢が高くなるにつれて成績がよかったとする人の割合が増える傾向がうかがえる。なぜならば、「上」の割合は年齢とともに上昇しているのに対し「中」の割合は年齢とともに下降しているのである。

B 学歴別にみれば (第F-2表<略>)

- (1) 学歴と小学校の頃の成績とは明らかに正の相関をしている。つまり、高等学歴層では「上」とするものが $\frac{1}{3}$ に達し(33.2%)、「中の上」と合わせた上位は7割を超えている(74.1%)。これに対して、中等学歴層では上位の2割近く少なくなり(56.0%)、初等学歴層では5割以下になる(42.0%)。また初等学歴層の下位だったとする人は1割を超え、他の層の2~3倍になっている。

C 職業別にみれば (第F-3表<略>)

- (1) はっきり「上」だったとするものは、管理職（36.7%）、自由業主（30.8%）、学生（30.6%）、無職（30.6%）などで多くみられ、いずれも3割を超えている。これに対し、現場労働者ではわずか7.9%にしか過ぎず、「中」とするものが5割を超えている（52.4%）。
- (2) ただ、管理職・無職では「中の下」だったとするものも1割を超えている（10.2%）。
- (3) 学生、販売サービス職、専門技術事務職で「中の上」だったとするもの、主婦層で「中」だったとする人が4割を超え、目立っている。

G 調査対象者の子どもの成績

Q27 また大変失礼ですが、あなたのお子さんの小学校のころの成績は、次のうちどれにあたるでしょうか。一つ選んで○印でかこんでください。

1 上（非常によくできたほう）	18.7%
2 中の上（普通より上位であった）	26.4
3 中（普通）	20.5
4 中の下（普通よりやや下であった）	2.2
5 下（よくできなかった）	0.6
6 子どもがいない（就学以前の子どものしかいない）	31.3
NA	0.2

A 性・年齢別にみれば（第G-1表<略>）

- (1) 子どもの成績の評価もかなり高いものである。表では「上」18.7%、「中の上」26.4%、「中」20.5%であるが、「子どもがいない」を除けば、その比率は「上」27.3%、「中の上」38.5%、「中」29.8%となり、自分の小学校の頃の成績よりも高く評価している。そして「中の下」は3.2%、「下」はわずか6人、0.9%しかいない。
- (2) 男性と女性を比較すると、女性の方がやや高く評価しているように思われる。これは自己の評価（第F-1表）と反対の結果になっている。
- (3) 年代別にみると、年齢が高くなるにつれて、子どもの成績はよい（よかった）と評価する傾向がはっきりしている。「子どもがいない」を除けば「上」と評価する人が20代で8.3%、30代で16.1%、40代で26.7%、50代で32.5%、60代で45.3%となり、年代が上がるごとに1割近くずつ増え、60代では5割近くが「上」だったとしているのである。

B 学歴別にみれば（第G-2表<略>）

- (1) 「いない」を除けば、子どもの成績を「上」と評価した人は、初等学歴層が23.3%、中等学歴層は25.0%、高等学歴層が35.4%となり、高等学歴層に「上」と回答する割合が多いことが分る。

(2) しかし、全体的にみて、自分の成績ほど学歴による差異ははっきりとしていない。

C 職業別にみれば(第G-3表<略>)

(1) 子どもの成績を高く評価しているのは、管理職と無職層で、「いない」を除けば7割以上の人々が上位(「上」と「中の上」)としており(76.2%; 71.1%), ずば抜けて多くなっている。

(2) 「中の上」とするものは商工サービス関係者(「いない」を除けば52.2%, 以下同様), 自由業主(42.9%)などで目立つ。

(3) 「中」は現場労働者(41.5%), 販売サービス職(33.3%)に多く, 現場労働者では「中の下」も多い(22.7%)。

(4) 「下」と評価した人は, 主婦層の4人(1.2%)と専門技術事務職の2人(3.0%)だけである。

D 子どもの人数別にみれば(第G-4表<略>)

(1) 子どもの人数が多くなるほど, 子どもの成績を高く評価する傾向がでている。すなわち, 子どもが1人の場合, 「上」と評価する人は22.6%だが(「いない」を除く, 以下同様), 2人だと26.5%, 3人では29.9%, 4人以上となると34.0%まで上昇する。

(2) 「中の上」, 「中」の比率に大差はないが, 1人の群では「中の下」と評価する人が1割近くいる(9.4%)。

E 子どもの成長度別にみれば(第G-5表<略>)

(1) 子どもが高等学歴を卒業した社会人の場合, また高等学歴の大学生の場合は「上」とする人の割合が非常に多い(47.7%; 39.5%)。

(2) 子どもが中等学歴を卒業した社会人の時, また中等学歴の高校生の時, 「中の上」と評価する人が増える(48.5%; 42.3%)。

(3) そして, 初等学歴を卒業して社会人となった子どもを持つ人, また今, 初等学歴の小学生や中学生の子どもを持つ人は「中」としている比率が高い(41.7%; 45.0%; 35.9%)。

F 小学校頃の成績別にみれば(第G-6表<略>)

(1) 自分の成績を「上」だとした人は子どもも「上」とする人が多く, 「中の上」の場合は子どもも「中の上」, 「中」の場合は「中」と親と子と同様に評価する割合が一番多いのがまず目につく。

(2) ただ, 自分の成績を「中の下」や「下」と低く評価している人は, 子どもは「中」とする場合が多く, 「下」とする人は皆無である。

第1章 徳育に関する意識

1の1 おとなと子どもの朝のあいさつ

Q1 おたくでは、朝起きた時におたがいどうし、いつも「おはよう」というあいさつをなさっていますか。1、2のそれぞれについて当てはまるものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

1 おとなと子ども

(1) している	59.6%
(2) していない	23.7%
(3) 子どもがいない	16.2
NA	0.5

A 性・年齢別にみれば(第1-1-1表<略>)

- (1) おとなと子どもでおたがいに朝のあいさつをしている人が約6割(59.6%)で、していない人(23.7%)の倍以上になっている。「子どもがいない」を除くと、朝のあいさつをしている人としていない人の比率はほぼ7:3となる(71.1%:28.3%)。
- (2) 性別では、女性のほうに「している」と答えた人が多く(64.8%)、男性では「している」が5割を割っている(49.9%)。「子どもがいない」を除いても、男性の「している」が6割程度にとどまるのに対し(61.7%)、女性では7割5分(%)を超えている(75.5%)。
- (3) 年代別にみると、30代の「している」の比率がとび抜けて高いのが目立つ(77.1%)。とくに、30代の女性では8割が「している」と答えている。また、「子どもがいない」を除けば、20代の女性、60代の女性も7割を超えている(78.2%; 74.3%)。逆に、50代、60代の男性では「している」が過半数を大きく割り(40.0%; 35.1%)、「子どもがいない」を除いても5割に達しない(46.4%; 48.1%)。これらの結果は、子どもの大きさと密接に関係しているように思われるので、第1-1-5表を参照していただきたい。

B 学歴別にみれば(第1-1-2表<略>)

- (1) 朝のあいさつは、中等学歴層でよくされており(65.6%)、続いて高等学歴層(56.4%)、初等学歴層(51.0%)の順になっている。
- (2) 「子どもがいない」を除けば、中等学歴層では4人に3人がしている割合になる(75.7%)。

C 職業別にみれば(第1-1-3表<略>)

- (1) 「している」と回答した率が高いのは、サンプル数の少ない農林漁業関係者を除けば、主婦(68.7%)、商工サービス関係者(64.7%)などである。逆に「している」

比率が低いのは、現場労働者（36.5%）、自由業主（42.3%）などである。特に、現場労働者では、「していない」が「している」を3.2%上回っているのが目につく。

D 子どもの人数別にみれば（第1-1-4表<略>）

- (1) 子どもの人数が4人以上の群で、「している」の比率が低くなっている（45.3%）のがまず目につく。
 - (2) 子どもの人数が1～3人群では、「子どもがいない」を除けば、いずれも7割台（70.9%；75.0%；71.3%）で大差はない。
- （注） Q1の設問でいう子どもは自分の子どもとは限定していない。また子どもがいても同居していなければ「子どもがいない」の回答となる。

E 子どもの成長度別にみれば（第1-1-5表<略>）

- (1) 大まかに言えば、子どもが大きくなればなるほど、朝のあいさつは少なくなるといえるであろう。すなわち、一番上の子どもが就学以前や小学生であれば、9割近い人があいさつをしているのに対し（87.0%；85.6%）、子どもが大学生や大学卒などの高等学歴の社会人になれば、朝のあいさつは4割台に落ち込む。特に大学生では「していない」が「している」を上回っている。

F 小学校頃の成績別にみれば（第1-1-6表<略>）

- (1) 子どもとの朝のあいさつをするかしないかは、自分の小学校頃の成績の認知によって違いがあるとは思われない。

G 子どもの成績別にみれば（1-1-7表<略>）

- (1) 子どもの成績によって、朝のあいさつをするかしないかの差はなく、小学生以上の子どもがいない人の群を除けば朝のあいさつを「している」は7割前後で一定している。

1の2 おとなどうしの朝のあいさつ

Q1 おたくでは、朝起きたときにおたがいどうし、いつも「おはよう」というあいさつをなさっていますか。1、2のそれぞれについて当てはまるものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

2 おとなどうし

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) している | 46.3% |
| (2) していない | 50.9 |
| (3) おとなは1人しかいない | 1.9 |
| | NA 0.9 |

A 性・年齢別にみれば（第1-2-1表<略>）

- (1) おとなどうしの朝のあいさつは、おとなと子どものあいさつほどされていないといえる。つまり、「していない」が過半数を超え(50.9%)、「している」(46.3%)を5%程上回っている。
- (2) 男性と女性を比較すると、女性では「している」と「していない」がほぼ同率のに対し、男性では「していない」が「している」より15%近くも多くなっており、女性の方が朝のあいさつをよくしているといえるであろう。
- (3) 年代別にみると、「している」が「していない」を上回っているのが20代(50.3%; 47.1%)と60代(48.9%; 41.1%)だけで、あとはいずれも10%近く少なくなっている。20代・50代・60代の女性においてのみ、かろうじて「している」が過半数を超えているが、男性では各年代とも「している」が「していない」を下回り、特に50代男性では4人に1人しかおとなどうしの朝のあいさつをしていない(24.6%)。

B 学歴別にみれば(第1-2-2表<略>)

- (1) おとなどうしの朝のあいさつは学歴が高くなるほどよくされているという傾向がでている。
- (2) 高等学歴層においてのみ「している」が過半数を超え、「している」比率が低学歴層より1割以上高くなっている。

C 職業別にみれば(第1-2-3表<略>)

- (1) おとなどうしの朝のあいさつを「している」と答えた人の比率が高いのは、販売サービス職で6割を超え(62.7%)、とび抜けている。
- (2) その他では、商工サービス関係者(49.4%)、無職(49.0%)でやっと「している」が「していない」を上回っている程度である。
- (3) 逆に、「していない」比率が高いのは、サンプル数が少ない農林漁業関係者を除けば、現場労働者(33.3%)、学生(38.9%)などで、3人に2人近くまでが朝のあいさつをしていない。

D 子どもの人数別にみれば(第1-2-4表<略>)

- (1) 子どもが4人以上の群で朝のあいさつを「している」と答えた人が5割を超え(50.9%)、一番多くなっている。これはおとなと子どもの朝のあいさつが4人以上の群で一番少なくなっていたのと好対照である(第1-1-4表参照)。
- (2) 続いて子どもが1人の群(49.4%)、子どもが無の群(48.0%)で「している」が「していない」を上回っているが、子どもが2人(43.9%)、3人(46.5%)になると「していない」が多くなる。とくに子どもが2人の群では「していない」が「している」より1割以上高い比率になっている。

E 子どもの成長度別にみれば(第1-2-5表<略>)

- (1) 子どもの成長につれて、朝のあいさつが一定の増減をするといったはっきりとした

傾向はみられないが、第一子の大きさによってかなりの違いがみられる。

- (2) 子どもが就学以前 (50.7%) や高校生 (54.9%) の場合は「している」が5割以上になっているが、小学生 (47.2%)、中学生 (37.2%)、大学生 (32.1%)、社会人 (3つ合わせて47.0%) ではのきなみ5割を割り、特に中学生や大学生の家庭では3割台と目立って少なくなっている。

F 小学校頃の成績別にみれば (第1-2-6表<略>)

- (1) 自分の小学校のころの成績がよかったとする人ほど、朝のあいさつを「している」と回答する率が高くなっているといえるであろう。
- (2) 成績が「上」としている群のみが「している」が「していない」を上回っているが、5割にも到達せずに、逆に「中の上」以下の群では「していない」がいずれも5割以上になっている。

G 子どもの成績別にみれば (第1-2-7表<略>)

- (1) 子どもの成績においても、高く評価している人ほど、よくあいさつをしている傾向がうかがえる。特に「中の下」や「下」と低く評価している人たちのあいさつをしている割合が極端に低くなっているが、サンプル数が少ないので確定的なことは言えない。

2 小さい子どものしつけ方

Q2 小さい子どものしつけ方について、次の二つの考え方があります。最近の親をごらんになって、どのように考えているとお感じになられますか。一番近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

- イ 小さいうちからきびしくしつけるのは、かわいそうだし、大きくなったら自然とわかると考えている。
- ロ しつけるべきことは小さいうちから、たたいてでもキチンとしつけておくべきだと考えている。

ここより 一つ選ん で下さい (以下同 様です)	1	イ	8.5%
	2	どちらかといえばイ	12.2
	3	どちらかといえばロ	29.4
	4	ロ	49.9

A 性・年齢別にみれば (第2-1表<略>)

- (1) 8割近くの人々が、最近の親は「キチンとしつけておくべきだ」と考えていると感じており (79.3%)、「きびしくしつけるのはかわいそうだ」と考えていると感じてい

る人 (20.7%) の 4 倍近くにもなっている。

- (2) ただ、子どもに十分なしつけが出来ているかどうかとは別問題である。Q7 のところで詳しくのべられたと思うが、子どものしつけが「十分にできている」とした人はわずかに 5.6% しかおらず、94.0% もの人が「あまり十分にできていない」としているのである。考えていること (態度) とすること (行動) とは全く異なった次元の問題なのであろうか。
- (3) 性別にみれば、男性に最近の親はしつけについて甘い考え方をしているを感じている人が女性より 1 割近く多くなっている。
- (4) 年代別にみると、年代が高くなるほど「きびしくしつけるのはかわいそうだ」と考えている親が多いと感じる割合が増える。特に 40 代男性 (32.6%)、50 代男性 (32.3%)、60 代女性 (28.3%) などが目立つ。

B 学歴別にみれば (第 2-2 表<略>)

- (1) 学歴によって、最近の親のしつけの考えについての感じ方に大きな違いはみられない。

C 職業別にみれば (第 2-3 表<略>)

- (1) 最近の親は「きびしくしつけるのはかわいそうだ」と考えていると感じている割合が多いのは、現場労働者 (34.9%)、管理職 (30.6%) など、3 割を超えている。販売サービス職 (28.8%)、学生 (27.8%) がこれに続く。
- (2) 逆に、最近の親は「キチンとしつけておくべきだ」と考えているとするものは、自由業種 (86.5%)、商工サービス関係者 (83.5%)、専門技術事務職 (83.4%)、主婦 (81.2%) に多く、いずれも 8 割以上になっている。

D 子どもの人数別にみれば (第 2-4 表<略>)

- (1) 子どもがいない群に、「きびしくしつけるのはかわいそうだ」と考えていると感じる人々がやや多い (26.9%) 外は、子どもの人数によって大きな差異は認められない。

F 子どもの成長度別にみれば (第 2-5 表<略>)

- (1) 最近の親のしつけについての考え方は甘いと感じている比率が高いのは、高校生の子どもを持つ群で 3 割近くに達している (28.2%)。
- (2) 逆に、最近の親はしつけについてきびしい考え方をしているとするのは、就学以前の子どもを持つ群で、9 割を超え (90.6%)、他の群より抜き出ている。

F 小学校頃の成績別にみれば (第 2-6 表<略>)

- (1) 自分の小学校頃の成績がよかったとする人ほど、最近の親のしつけについての考え方は甘いとする比率が高い傾向がみられる。
- (2) すなわち、「上」と答えた人では、「甘い」と感じている人が 25.2% いるのに対し

し、「中の下」では18.0%、「下」ではサンプル数は少ないが8.3%に過ぎない。

G 子どもの成績別にみれば（第2-7表<略>）

- (1) 子どもの成績の評価によって、親のしつけ方についての感じ方に大きな違いはない。
- (2) ただ、子どもの成績を「中の下」と評価した群だけは、ややサンプル数は少ないものの、最近の親のしつけについての考え方は甘いとする割合が非常に高くなっている（36.4%）。

3 父親の子どもへの接し方

Q3 中学生くらいの子どもに対する父親の態度について、次の二つがあるとします。あなたは、どちらがより望ましいとお考えになりますか。あなたのお考えに一番近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

- イ 一人の同じ人間として子どもを対等に扱い、親しい仲間としてつき合う
- ロ 人生の経験をつんだ男として指導的な立場で、きびしい忠告や助言を与える

1	イ	20.6%
2	どちらかといえばイ	25.4
3	どちらかといえばロ	29.6
4	ロ	24.1
	NA	0.3

A 性・年齢別にみれば（第3-1表<略>）

- (1) 全体的にみると、父親は指導的立場で子どもに接するべきだという意見がわずかに過半数を上回った(53.7%)が、親しい仲間としてつきあうべきだという意見も少なくなく(46.0%)、しかも、どちらの意見も強い賛意を示すものと弱い賛意が相半ばしており、父親の子どもに対する態度についての考え方はさまざまであるといえよう。
- (2) 男性と女性を比べると、男性では「きびしい忠告や助言を与える」が6割以上で(60.1%)、女性の場合より1割近く多くなっている。
- (3) 年代別にみると、20代では6割以上が「親しい仲間としてつき合う」べきだとしている(60.4%)、これに対して、30代以上になると「親しい仲間」が半数以下になり、40代、50代では3割になる(38.1%；38.8%)。特に40代～60代の男性では少なくなると、「きびしい忠告や助言を与える」べきだという意見が圧倒的になる。

B 学歴別にみれば（第3-2表<略>）

- (1) 学歴によって、父親の子どもに対する態度についての意見に差はないと断定してもよいであろう。

C 職業別にみれば（第3-3表<略>）

- (1) 「親しい仲間」の父親がいいという意見が過半数を上回っているのは、サンプル数の少ない農林漁業関係者を除けば、販売サービス職(52.5%)と現場労働者(52.4%)だけで、それもわずかにである。
- (2) 逆に「指導的立場」の父親がいいというのは、管理職で6割を超え一番多く(63.3%)、自由業主(59.6%)がこれに続いている。

D 子どもの人数別にみれば（第3-4表<略>）

- (1) 子どもがいない群においてのみ、「親しい仲間としてつき合う」べきだという意見が多数を占め、逆に子どもがいる群では、その人数にかかわらず「きびしい忠告や助言を与える」父親がよいという意見が過半数を上回っている。

E 子どもの成長度別にみれば（第3-5表<略>）

- (1) 小学生以下の子どもしかいない群では、「親しい仲間」の父親がよいとする人が多く、特に就学以前の群では6割近くが賛成している。
- (2) 対照的に、子どもが中学生以上の群では「きびしい」父親がよいとする意見が多数を占める。
- (3) 特に、設問の設定の対象となった中学生の子どもをもつ群では、7割以上の人が「きびしい」父親が好ましいとしているのが注目される。

F 小学校頃の成績別にみれば（第3-6表<略>）

- (1) 自分の小学校の頃の成績を「中」とした群においてのみ、「親しい仲間としてつき合う」べきだという意見がわずかに多数を占めたが、それ以外の群では、いずれも「きびしい忠告や助言を与える」べきだという意見が2割前後多くなっている。

G 子どもの成績別にみれば（第3-7表<略>）

- (1) 全体的にみて、子どもの成績を高く評価している人ほど、「きびしい」父親がよいとしているといえるであろう。
- (2) 特に、その傾向は子どもの成績を「上」や「中の上」と評価している群に強く、「親しい仲間」の父親がよいとするのは3割台に落ち込んでいる(38.4%;37.9%)。

4 子どもの忘れ物への対応

Q 4 最近の子どもたちは、学校での忘れ物が非常に多いということをよく聞きます。今かりにあなたのお子さんが中学生だとして忘れ物をした場合、あなたは親として先生に対してどうしてもらうのが一番好ましいと思われますか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

- 1 授業が抜けてもよいから家まで取りに帰らせる 13.6%
- 2 途中で事故が起きても困るので、電話をさせ親が学校まで持って

行くようにする	3.7
3 こらしめのために、その時間は教室に立たせる	28.7
4 友だちの教材を見せてもらったり借りたりさせる	29.4
5 忘れる子どもにも理由があるはずだから、理由を聞いてやさしく さとしてやる	24.0
NA	0.6

A 性・年齢別にみれば（第4-1表<略>）

- (1) 全体的にみると、一番多い意見が、「友だちの教材を見せてもらったり借りたりさせる」で3割近くがこれに賛成している（29.4%）。そして、「その時間は教室に立たせる」がわずかの差で続き（28.7%）、「理由を聞いてやさしくさとしてやる」も少なくない。「家まで取りに帰らせる」は1割強の賛成にとどまり、また「親が学校まで持って行く」はさすが3%しかない。しかし総体的に神戸市民の子どもの忘れ物に対する態度は寛容的であるといえるであろう。
- (2) 男性と女性を比較すると、男性では「やさしくさとしてやる」（29.3%）が一番多く、「取りに帰らせる」（18.1%）も女性の比率を上回っている。女性では「友だちの教材を借りさせる」がトップで（32.3%）、「その時間は教室に立たせる」がわずかの差で続き（30.5%）、これらはいずれも男性よりも多く賛成されている。

B 学歴別にみれば（第4-2表<略>）

- (1) 子どもの忘れ物に対する態度に学歴による大きな違いは見られないが、ただ、初等学歴層において、「親が学校まで持って行く」の回答が他の群の3倍以上になっているのが目立つ。

C 職業別にみれば（第4-3表<略>）

- (1) 「取りに帰らせる」は管理職（22.4%）に賛意を示す人が多く、現場労働者でも少なくない（19.0%）。
- (2) また現場労働者では、「親が学校まで持って行く」（9.5%）、「やさしくさとしてやる」（30.2%）も他群と比べて多くなっている。
- (3) 「その時間は教室に立たせる」という意見は、自由業主（32.7%）、主婦（31.5%）、商工サービス関係者（30.6%）で3割を超える。
- (4) 「友だちの教材を借りさせる」は学生にやや多く（38.9%）、主婦（32.0%）、専門技術事務職（30.3%）がこれに続いている。
- (5) 「やさしくさとしてやる」は前掲の現場労働者のほか、無職（34.7%）で多いが、主婦層のみが2割を切っている（19.7%）。

D 子どもの人数別にみれば（第4-4表<略>）

- (1) 「その時間は教室に立たせる」は、子どもが2人(33.6%)、3人(30.8%)群でやや多く、3割を超えている。
- (2) これと対照的に、「友だちの教材を借りさせる」は、子ども1人(33.1%)、無(32.2%)、4人以上(30.2%)の各群で3割以上となっている。
- (3) また、子どもが4人以上の群では、「やさしくさとしてやる」も目立って多く(32.1%)、「親が学校まで持って行く」が少なくなっている(1.9%)。

E 子どもの成長度別にみれば(第4-5表<略>)

- (1) 「取りに帰らせる」は中学生の子どもをもつ群に一番多く(25.6%)、 $\frac{1}{4}$ 以上になっている。
- (2) またこの群は、「友だちの教材を借りさせる」も他の群よりも多い(35.9%)。
- (3) 「その時間は教室に立たせる」は高校生をもつ人にかかなり強く支持されており(42.3%)、子どもが小学生の人々でもよく賛成されている(36.1%)。
- (4) 「やさしくさとしてやる」という回答は就学以前の子どもをもつ群で多く(32.6%)、子どもが既に社会人になっている人々でもかなり見られる(3群平均29.1%)しかし子どもが中学生や高校生の群では極端に少なくなり、1割前後になっている(10.3%; 7.0%)。

F 小学校頃の成績別にみれば(第4-6表<略>)

- (1) 子どもの忘れ物についての態度と、自分の小学校の頃の成績の認知との間に一義的な関係があるとは思われない。
- (2) ただ、「取りに帰らせる」は「上」の群に(17.8%)、「教室に立たせる」が「中の下」の群で(34.0%)やや目立つ。

G 子どもの成績別にみれば(第4-7表<略>)

- (1) 測定誤差を考慮に入れば、子どもの成績の評価による差異はなさそうである。
- (2) ただ、「親が学校まで持って行く」という意見が「中の下」・「下」と、子どもを低く評価している群で無皆であるのが目立つ。

5 子どもの便所掃除についての意見

Q 5 中学校における子どもの便所掃除について、あなたはどのようにお考えでしょうか。あなたのお考えにもっとも近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

- イ 自分たちの学校を美しくするために必要な子どもの役割分担として、便所掃除は当然すべきだと思う
- ロ 学校は勉強するところで、掃除などは専門にやってくれる人にまかせるべきである

1	イ	79.0%
2	どちらかといえばイ	15.8
3	どちらかといえばロ	2.7
4	ロ	2.2
	NA	0.2

A 性・年齢別にみれば（第5-1表<略>）

- (1) 男女とも全体の約80%が「自分たちの学校の便所掃除は自分たちの手ですべきだ」と回答している。「どちらかといえばすべきだ」が約15%あり、あわせて95%の人が、「便所掃除は子どもたちの手ですべきだ」と回答していることになる。
- (2) 年齢・性のちがいによって回答に大きな差異はなく、中学生が自分たちの学校の便所掃除をすることに肯定的な気持ちをもつ人95%、否定的な気持ちを持つ人5%が概略的な比率である。

B 学歴別にみれば（第5-2表<略>）

- (1) 学歴による差異はないといってよい。つまり、初等、中等、高等いずれの学歴の人でもその約80%が「便所掃除は自分たちですべきだ」と考え、約15%が「どちらかといえば自分たちですべきだ」と考えている。これら二つの考えをあわせると、「中学校の便所掃除は子どもたちの手で」と考える人が95%になる。そして、「どちらかといえば専門にやってくれる人にまかせるべきだ」と「専門的にやってくれる人にまかせるべきだ」をあわせて、子どもたちの手で便所掃除をさせることに否定的な考えの人は約5%である。

C 職業別にみると（第5-3表<略>）

- (1) 「便所掃除はすべきだ」と「どちらかといえば便所掃除はすべきだ」をあわせてみると、どの職業層も90%以上になる。農林漁業はサンプル数が少数なので割愛するが、一番高率は商工サービス業の97.6%で、専門技術事務職（91.0%）や学生（91.7%）との間に、ほんのわずかながらひらきが見られる程度である。
- (2) 「どちらかといえば専門にやってくれる人にまかせるべきだ」と「専門にやってくれる人にまかせるべきだ」をあわせてみると、この考えを支持する人は各職業層ともに10%以内である。ただ、商工サービス業が2.4%であるのに対して、学生は8.3%、自由業主7.7%、専門技術事務職は7.6%を示している。

D 子どもの人数別にみれば（第5-4表<略>）

- (1) 「便所掃除は子どもたちの手ですべきだ」と「どちらかといえば便所掃除は子どもたちの手ですべきだ」をあわせてみると、子どもの有無多少にかかわらず、各群ともほぼ90%かそれ以上になる。詳細にみると、子どもの数が1人から3人までの人がと

もに96%と高く、子どものいない人と4人以上子どものある人が、それぞれ90.6%、88.7%となり、回答傾向が類似している。

- (2) 「どちらかといえば専門にやってくれる人にまかせるべきだ」と「専門にやってくれる人にまかせるべきだ」をあわせてみると、子どもの数が1人から3人の人がともに約4%、子どものいない人と子ども4人以上の人がそれぞれ8.8%、11.3%になっている。

E 子どもの成長度別にみれば（第5-5表<略>）

- (1) 「便所掃除は子どもたちの手ですべきだ」と「どちらかといえばすべきだ」をあわせてみると、長子が就学以前から社会人にいたるまで、いずれの場合であっても便所掃除に対する考えに大差はないといえる。つまり、子どもが就学以前であっても、就学中であっても、初等の、中等の、高等の学歴を経て社会人になっていても、91%以上の人が、「便所掃除は子どもたちの手で」と考えている。
- (2) 「どちらかといえば専門にやってくれる人にまかせるべきだ」と「専門にやってくれる人にまかせるべきだ」をあわせてみても、長子が就学以前、就学中、社会人それぞれの条件で9%を超えることはない。
- (3) 今現在、長子が中学生である親は、その97.4%が便所掃除をすべきだと考えており（他に比べて最も高い割合）、専門の人にまかすべきだと考えている人は2.6%しかない（他に比べて最も低い割合）のが興味深い。

F 小学校頃の成績別にみれば（第5-6表<略>）

- (1) 「便所掃除はすべきだ」と「どちらかといえばすべきだ」をあわせてみると、回答者の小学校の頃の成績が「上」と自己認知している人は94.4%、同じく「中の上」96.5%、「中」94.4%、「下」100%となっており、「中の下」だったと認知している人達がやや低く、86.0%である。
- (2) 詳細にみると「便所掃除はすべきだ」と強く肯定する人は、小学校の成績がよかったと認知している人ほど多い（「下」はサンプル数不足で除く）。つまり、「上」84.1%、「中の上」81.4%、「中」74.5%、「中の下」68.0%というように報告する自己の成績がさがるにつれてその率は下降するのである。
- (3) 「どちらかといえば専門にやってくれる人にまかせるべきだ」と「専門にやってくれる人にまかせるべきだ」をあわせてみると、自分の小学校の頃の成績がそれぞれ「上」、「中の上」、「中」だったと認知している人は3%~6%程度であるが、「中の下」だったと認知している人は「専門にやってくれる人にまかせるべきだ」と考える人が14%になり、他と比較してやや多い。

G 子どもの成績別にみれば（第5-7表<略>）

（「下」と「いけない」群はサンプル数が少数のため割愛する）

- (1) 「便所掃除は子どもたちの手ですべきだ」と「どちらかといえばすべきだ」をあわせてみると、自分の子どもの小学校の頃の成績が「上」と認知している人、「中の上」と認知している人、「中」と認知している人、子どものいない人、すべて95%内外の割合である。従って、子どもの成績の認知には関係なく、「便所掃除は子どもの手ですべきである」と考えているといえそうだ。
- (2) 詳細には、子どもの有無、成績の認知には関係なく、ほぼ80%の人が「便所掃除はすべきだ」と考え、約15%の人が「どちらかといえば便所掃除はすべきだ」と考えていることになる。

6 よその子どもをしかることができない理由

Q 6 神戸市小学校PTA連合会は、昨年の秋ごろから「よその子供も叱る運動」をすすめています。しかし実際にはなかなかよその子どもを叱ることは難しいようですが、その理由と思われるものを一つ選んで○印でかこんで下さい。	
1 子どもが素直に聞いてくれそうに思えないから	22.9%
2 その子の親にさかうらみされるから	28.9
3 うまく叱れないから	19.8
4 余計なおせっかいをしたくないから	22.1
5 自分の子どもさえ叱らないのだから	5.6
	NA 1.6

A 性・年齢別にみると（第6-1表<略>）

- (1) 男女とも全体的にみて多いのは、よその子を叱ることの難しさを「その子の親に逆うらみされるから」（男29.6%；女27.3%）としている。約30%の人がそう思っているとは考えさせられる。次いで、男は「余計なおせっかいをしたくないから」（28.4%）が多く、女は「子どもが素直に聞いてくれそうに思えないから」（25.6%）が多い。
- (2) 20代は「余計なおせっかい」と考えている人が多く（32.6%）、「その子の親に逆うらみされるから」（23.0%）、「うまく叱れないから」（23.0%）が次に多い。
- (3) 30代、40代、50代では「余計なおせっかい」よりも、「その子の親に逆うらみされるから」（30代33.2%；40代29.6%；50代27.6%）が優位になる。
- (4) 「子どもが素直に聞いてくれそうに思えないから」と思う人は30代から増加の傾向をみせはじめ（20.7%）、40代（26.9%）、50代（27.6%）、60代（26.7%）とほぼ同じ割合が続く。

B 学歴別にみれば（第6-2表<略>）

- (1) 「子どもが素直に聞いてくれそうに思えないから」と思っている人は、高学歴の人よりも (18.3%) 低学歴の人に多い (29.5%)。
- (2) 逆によその子どもを叱ることは「余計なおせっかい」と考えている人は、低学歴の人より (19.5%)、高学歴の人に多い (26.2%)。文字通り「余計なおせっかいをしたくない」のか、それとも本心は他にあるのかは、わからない。

C 職業別にみると (第6-3表<略>)

農林漁業関係者はサンプルが少数のため割愛する。

- (1) よその子どもを叱っても「素直に聞いてくれそうに思えないから」という人が多いのは、主婦 (27.2%) と商工サービス業主 (27.1%) である。
- (2) 「その子の親に逆うらみされるから」という人は、販売サービス職業従事者 (35.6%) や自由業主 (34.6%)、商工サービス業主 (31.8%) に多い。
- (3) 「余計なおせっかいをしたくないから」と回答した人は学生 (41.7%)、管理的職業従事者 (32.7%)、専門技術事務職など (31.0%) に多くみられる。

D 子どもの人数別にみれば (第6-4表<略>)

- (1) 子どものいない人よりも、子どものある人の方が、「素直に聞いてくれそうに思えないから」他人の子どもを叱るのは難しいと考えている。
- (2) 子どものいない人よりも、子どものある人の方が、「親に逆うらみされるから」他人の子どもを叱るのは難しいと考えている。
- (3) 子どものある人よりも、子どものいない人の方が、よその子どもを叱るような「余計なおせっかいはしたくない」と考えている。

E 子どもの成長度別にみれば (第6-5表<略>)

- (1) 「子どもが素直に聞いてくれそうに思えないから」に回答率が高いのは、社会人になった子どもを持つ人と大学生・中学生の子を持つ人である。
- (2) 「その子の親に逆うらみされるから」と考える人は、小学生を長子に持つ人に多くみられる (35.6%)。
- (3) 「うまく叱れないから」という人は、高校生を持つ人 (26.8%) や就学以前の子を持つ人 (25.4%) に多い。
- (4) 「余計なおせっかいをしたくないから」は、就学以前の子を持つ人 (23.9%) と中学生の長子を持つ人 (23.1%) に多い。

F 小学校頃の成績別にみれば (第6-6表<略>)

「下」についてはサンプル数不足のため割愛する。

- (1) よその子を叱っても「子どもが素直に聞いてくれそうにないから」と回答する人は、自分の小学校の成績が「中」だったと報告する人にやや多い程度である。
- (2) 他の項目については、報告した自己の成績と明確な関係はなさそうである。

G 子どもの成績別にみれば（第6-7表<略>）

「下」と「いけない」群はサンプル数不足のため割愛する。

- (1) よその子を叱っても「子どもが素直に聞いてくれそうに思えないから」という人は、小学生以上の子どもいない人（16.5%）よりも、子どものいる人に多く、しかも、自分の子どもの小学校の成績が「上」だったと報告する人に多くみられる（28.6%）。
- (2) 「その子の親に逆うらみされるから」と回答する人と「うまく叱れないから」と回答する人の割合は、自分の子どもの成績の認知と明確な関係はないようである。
- (3) 「余計なおせっかいをしたくないから」と回答する人は、子どもの成績が「上」～「中」で20%内外である。「中の下」は36.4%と、やや高いようにみえるが、サンプル数22で何ともいえない。

7の1 近ごろの子どものしつけ

Q7 近ごろの子どものしつけについてどのようにお感じになりますか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

- | | |
|----------------|------|
| 1 十分にできている | 5.6% |
| 2 あまり十分にできていない | 94.0 |
| NA | 0.4 |

A 性・年齢別にみれば（第7-1-1表<略>）

- (1) 近ごろの子どものしつけについて、「十分にできている」という人は全体の6%にも満たない。つまり、ほとんどの人（94.0%）が「あまり十分にできていない」と感じている。しかも、男女性別、年齢に関係なくこの事がいえるのである。

B 学歴別にみれば（第7-1-2表<略>）

- (1) しつけについての感じ方に関して、学歴による差異はまったくないといえる。いかなる学歴層の人も94%の人が、しつけは「あまり十分にできていない」と感じている。そして「十分にできている」という人は6%にも達しない。

C 職業別にみれば（第7-1-3表<略>）

- (1) いかなる職に就いている人も91%以上の人が「あまり十分にできていない」と回答し、「十分にできている」という人は多くても9%を超えることはない。

D 子どもの人数別にみれば（第7-1-4表<略>）

- (1) 子どもの有無、人数に関係なく大部分の人が、近ごろの子どものしつけは「あまり十分にできていない」と感じており、「十分にできている」という人はほとんどいない。3人の子を持つ人の中に一番多くみられるが、それでもわずか8.7%である。

E 子どもの成長度別にみれば（第7-1-5表<略>）

- (1) 長子が就学以前であっても、就学中であっても、社会人になっていても、そのほとんど大部分の親は（平均93.8%）近ごろの子どものしつけは「あまり十分にできていない」と感じており、「十分にできている」と考えている親はほんの若干にすぎない（平均5.9%）。

F 小学校頃の成績別にみれば（第7-1-6表<略>）

- (1) 自分の小学校時代の成績を「上」、「中の上」、「中」、「中の下」、「下」いずれに認知しようとも、近ごろの子どものしつけは「あまり十分にできていない」という人がほとんどである。「十分にできている」という人が一番多くいる「中の上」群でも7%には至らない。

G 子どもの成績別にみれば（第7-1-7表<略>）

「下」と「いけない」群はサンプル数不足のため割愛する。「中の下」群もサンプル数が十分とはいえないので参考程度に留めたい。

- (1) 子どものいる人は、その大半が子どもの小学校時代の成績は「上」か「中の上」か「中」のいずれかであると答え、その中の大部分の人が、近ごろの子どものしつけは「あまり十分にできていない」と感じている。小学生以上の子どもはいない人も同様に「十分にできていない」と感じている人がほとんどである。

7の2 しつけが十分でない理由

Q7 近ごろの子どものしつけについてどのようにお感じになりますか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

- 1 十分にできている
- 2 あまり十分にできていない

<2を選んだ人に>

しつけが十分にできていない理由を一つ選んで○印でかこんで下さい。

- 1 両親とも忙しく子どもと接触する機会が少ないから 21.2%
- 2 しつけについての考え方がいろいろあって、どれが良いかとまどいがあるから 38.7
- 3 勉強の方が大切でしつけはしぜんと何とかなると考えているから 29.1
- 4 学校でのしつけが十分でないから 5.6
- 5 つき合っている友だちやまわりの環境がよくないから 4.2

NA 1.2

近ごろの子どもは十分にしつけができていないという人が全体の94%以上であるが、

そう回答した人たちは、しつけができていない理由は一体何だと考えているのであろうか。詳細にみてみよう。

A 性・年齢別にみると(第7-2-1表<略>)

- (1) 全体として「どれが良いかとまどいがあるから」(38.7%)が多く、次いで「勉強が大切で、しつけは何とかなると考えているから」(29.1%)、「忙しくて、子どもと接触する機会が少ないから」(21.2%)の順になる。
- (2) 「学校のしつけが十分でないから」(5.6%)や「まわりの環境がよくないから」(4.2%)を理由にあげる人は非常に少なく、あわせても10%に満たない。
- (3) 30代の女は十分にしつけができていない理由に、「どれがよいかとまどいがあるから」という人が多く(56.3%)、20代の女も比較的多くの人がそう思っている(41.7%)。
- (4) 一般的に男よりも女が「とまどい」をおぼえている(男33.5%;女41.3%)。
- (5) 「学校でのしつけが十分でないから」というのは、女(2.4%)より男(11.9%)に多い。特に50代以上の男は他に比べて多い。

B 学歴別にみると(第7-2-2表<略>)

- (1) 「子どもと接触する機会が少ないから」十分なしつけができていないという人は、学歴の低い人ほど多い。
- (2) 「どれがよいかとまどいがある」人は、中等学歴層にやや多くみられる。
- (3) 「勉強が大切でしつけは何とかなる」と考えている人は、高等学歴の人に多い。

C 職業別にみると(第7-2-3表<略>)

農林漁業関係者はサンプル数不足のため割愛する。

- (1) 近ごろの子どものしつけが、なぜあまり十分にできていないのか。「忙しくて子どもと接触する機会が少ないから」という人は、自由業主(30.6%)と商工サービス業主(29.6%)などに多い。
- (2) 「どれが良いかとまどいがあるから」十分にできていないという人は、販売サービス職業従事者(48.1%)や管理的職業従事者(44.4%)、主婦(44.4%)、商工サービス業主(40.4%)などに多い。
- (3) 「勉強が大切でしつけは何とかなる」といった考えを持っている人は、専門技術事務職に多くみられる(38.4%)。学生もこの考えに同調している(51.5%)。
- (4) 「学校でのしつけが十分でないから」という人は、自由業主の中に少しある(22.4%)。

D 子どもの人数別にみれば(第7-2-4表<略>)

- (1) 子どものいない人は、しつけが十分でないことの理由を、「勉強が大切でしつけは何とかなる」(39.9%)という人と、「いろいろな考えがあって、とまどうから」(

30.7%)という人が多い。

- (2) 子どもが1～3人の親は類似した回答傾向を示している。つまり、40%前後の人が「しつけにはいろいろな考えがあってとまどって」おり、30%弱の人が「勉強が大切でしつけは何とかなる」と考えている。
- (3) 4人以上の子どもを持つ人は、「忙しくて子どもと接触する機会が少ないから」(36%)と、「勉強が大切でしつけは何とかなる」(30%)という回答が多い。子どもの多い人は、他の群に比較して「とまどい」は少ないようである。

E 子どもの成長度別にみれば(第7-2-5表<略>)

- (1) 「しつけにはいろいろあって、どれがよいかとまどいがある」と回答する人は、就学以前の子を持つ人に一番多く(56.3%)、小学生の親(51.5%)が続き、中学生や高校生の親になると40%前後、大学生の親では20%に減少している。子どもが社会人になると、またとまどいをおぼえる人がやや増加の傾向にある。
- (2) 「勉強が大切で、しつけは何とかなる」に比較的多く同意するのは、大学生を持つ親である(全体で26.8%に対して37.8%)。就学以前から高校生までの間はとまどいがあるけれども、大学生になれば、何とかなるという気持ちになるといえるかもしれない。半ばあきらめが含まれていると解釈するのは早計だろうか。

F 小学校頃の成績別にみれば(第7-2-6表<略>)

- (1) 自己の小学校の時の成績を「上」と報告した人は、「勉強が大切で、しつけは何とかなる」と考える人(39.8%)、「しつけにいろいろな考え方があって、どれがよいかとまどう」(36.3%)の順に回答が多い。
- (2) 「中の上」と報告した人は、「どれがよいかとまどいがあるから」しつけが十分にできていないという人が多い(43.0%)。
- (3) 「中」と「中の下」だったと報告した人は、よく類似した回答傾向を示している。すなわち「いろいろな考えがあって、とまどいがあるから」しつけが十分にできていない(36.6%; 34.7%)という人が多く、次いで、「忙しくて子どもと接触する機会が少ないから」という人が、「上」や「中の上」と報告した人に比べて多いのが目立つ。

G 子どもの成績別にみれば(第7-2-7表<略>)

「下」と「いえない」群はサンプル数不足のため割愛する。「中の下」も参考程度に留めたい。

- (1) 「しつけにはいろいろな考えがあって、どれがよいかとまどいがあるから」しつけが十分にできていないと考えている人の割合が、どの層にも一番多くみられるが、自分の子どもの成績を「上」か「中の上」と報告した人より、それ以下と報告した人により多くみられる。

- (2) 「中の上」以上と報告した人は、「勉強が大切で、しつけはしぜんとは何とかなるから」と考える人が2番目に多い。
- (3) 子どもの成績が「中」以下と報告した人は、「忙しくて子どもと接触する機会が少ないから」しつけが十分できていない、と考える人が2番目に多い。
- (4) 以上のことをまとめてみると、自分の子どもの成績が「中の上」以上と認知する人と、「中」以下と認知する人との間に、しつけが不十分であることの原因づけに関する考えにやや違いがあるといえそうである。

8 非行の原因

Q 8 近ごろ子どもの非行が多くなってきたといわれています。子どもが非行に走る原因としてはいろいろあると思いますが、次のもののうちで一番大きい原因はどれだとお考えになりますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

1	社会に問題がある	18.8%
2	家庭に問題がある	54.3
3	学校の教育に問題がある	7.0
4	本人自身に問題がある	20.4

A 性・年齢別にみれば（第8—1表<略>）

- (1) 子どもが非行に走る原因は「家庭に問題がある」とする人が多い（54.3%）。次いで多いのは、「本人自身に問題がある」（20.4%）である。「社会に問題がある」は18.8%で、最も少ないのは「学校の教育に問題がある」（7.0%）である。“家庭”および“本人自身”という内的な要因をその原因と考えている人が多い。“社会”や“学校教育”など外的な原因をあげている人は2割ほどである。
- (2) このような傾向は、男・女ともに認められる。しかし、男性においては、「社会に問題がある」（20.2%）とする人の方が、「本人自身に問題がある」（16.0%）とする人よりも多いことが注目される。
- (3) 年代別にみると、50歳を境にやや異なった傾向が認められる。すなわち、子どもの非行の原因として40歳代以下では全体的な傾向と同じであるが、50歳代以上においては“家庭”の次に“社会”，その次に“本人自身”が原因であるとする人が多い。このような傾向は年齢が高まる程、顕著になると思われる。
- (4) 60歳以上の男性に注目したい。ここでは、「社会に問題がある」（35.1%）と「家庭に問題がある」（37.8%）とがほぼ等しい。
- (5) 「社会に問題がある」とする人は、60歳以上の男性に多い。次いで、30歳代の男性（22.5%）に多い。「家庭に問題がある」とするのは、30歳代の男性（61.3%）およ

び20歳代の男性(57.1%)、20歳代女性(58.1%)に多い。これに対して、60歳代男性(37.8%)、40歳代男性(47.7%)は少ない。「学校の教育に問題がある」とするのは全体的に少ないが、特に30歳代男性(2.5%)、20歳代女性(3.2%)および30歳代女性(3.5%)において少ない。これに対して、50歳代男性(18.5%)、40歳代男性(14.0%)においては多く認められる。「本人自身に問題がある」とするのは、30歳代女性(26.5%)、20歳代女性(25.0%)および20歳代男性(20.6%)に多く認められる。

B 学歴別にみれば(第8-2表<略>)

- (1) 学歴が高くなるにつれて、「家庭に問題がある」とする人が多くなる傾向が認められる。初等(45.0%)、中等(51.6%)、高等(63.7%)である。
- (2) これに対して、「社会に問題がある」とする人は、学歴が高くなるほど少なくなっていく。初等(24.5%)、中等(17.4%)、高等(15.9%)である。同じような傾向は「本人自身に問題がある」とする人にも認められる。初等(25.5%)、中等(22.9%)、高等(13.7%)である。
- (3) 「学校の教育に問題がある」とする人には、以上のような傾向は認められない。

C 職業別にみれば(第8-3表<略>)

- (1) 「社会に問題がある」とする人は、無職(26.5%)、自由業(23.1%)、労働(22.2%)、専門技術事務(21.4%)、商工サービス(20.0%)に多い。
- (2) 「家庭に問題がある」とする人は、学生(63.9%)、管理職(57.1%)、商工サービス(56.5%)、主婦(55.3%)に多い。
- (3) 「学校の教育に問題がある」とする人は、管理職(16.3%)、無職(10.2%)に多い。
- (4) 「本人自身に問題がある」とする人は、販売サービス(30.5%)、労働(28.6%)に多い。
- (5) 農林漁業においては、サンプルが8人と少ないので、判断できない。
- (6) 販売サービスにおいて、「家庭」や「本人自身」などを原因としている人が84.7%もいることは注目したい。また管理職において、「学校教育」を原因とする人がやや多いことにも注目したい。

D 子どもの人数別にみれば(第8-4表<略>)

- (1) 子どもが「4人以上」いる人は、他のカテゴリーとは異なった傾向を示している。すなわち、32.1%の人が「社会に問題がある」としている。

E 子どもの成長度別にみれば(第8-5表<略>)

- (1) 子どもが「初等学歴社会人」はサンプルが12人と少ないが、他と異なった傾向が認められると思われる。すなわち、「家庭に問題がある」(25.0%)よりも、「社会に

問題がある」、「本人自身に問題がある」(ともに33.3%)とする人が多いことが注目される。

- (2) 「社会に問題がある」とする人は、子どもが中等学歴社会人(20.8%)、高等学歴社会人(21.3%)に多く認められる。
- (3) 「家庭に問題がある」とする人は、子どもが大学生(64.2%)および就学以前(60.1%)である人に多く認められる。
- (4) 子どもが高校生である場合、「学校の教育に問題がある」とする人が12.7%いることは注目したい。
- (5) 「本人自身に問題がある」とする人は、子どもが高校生以下の場合に多く認められる。特に子どもが中学生(26.9%)の場合に多い。

F 小学校頃の成績別にみれば(第8-6表<略>)

- (1) 回答者の小学校のころの成績が高いほど「家庭に問題がある」とする人が多い。「上」(62.9%)、「中の上」(55.9%)、「中」(49.0%)、「中の下」(44.0%)、「下」(50.0%)である。
- (2) これと反対に、「社会に問題がある」とする人は、成績が低いほど多くなる傾向が認められる。「上」(15.9%)、「中の上」(16.8%)、「中」(20.2%)、「中の下」(26.0%)、「下」(25.0%)である。これと同じような傾向は、「本人自身に問題がある」とする人に認められる。「上」(13.6%)、「中の上」(19.5%)、「中」(24.9%)、「中の下」(24.0%)、「下」(25.0%)である。
- (3) 小学校のころの成績が、「中の上」以上の人は「家庭に問題がある」とする人が、非常に多いことが注目される(「上」:62.6%、「中の上」:55.9%)。

G 子どもの成績別にみれば(第8-7表<略>)

- (1) 子どもの小学校のころの成績が高いほど、「本人自身に問題がある」とする人が少ない。「上」(15.1%)、「中の上」(17.2%)、「中」(23.3%)、「中の下」(27.3%)、「下」(50.0%)である。ただし、「下」と答えた人は6人と少ないので断定はできない。
- (2) 「家庭に問題がある」とする人が、子どもの小学校の成績が「中」であると回答した人(46.0%)が他に比べて少ないのが注目される。
- (3) 子どもがいない人は、全体的な傾向と同じである。

第2章 体育に関する意識

9の1 子どもの戸外での遊び

Q9 このごろの子どもは学校から帰ったあと戸外で友だちとよく遊んでいると思いますか。

1 よく遊んでいると思う	28.0%
2 あまり遊んでいないと思う	71.8
NA	0.2

A 性・年齢別にみれば(第9-1-1表<略>)

- (1) 全体的にみれば、「あまり遊んでいない」とする人が圧倒的に多い(71.8%)。
- (2) この傾向に、男女差は認められない。
- (3) 「よく遊んでいる」と回答した人は、30歳代(35.4%)と60歳代(33.3%)に多く認められる。
- (4) 20歳代と50歳代においては、全体的な傾向と同じく、「あまり遊んでいない」とする人が多い(20歳代:76.5%, 50歳代:77.1%)。
- (5) 性および年齢別にみると、30歳代男性(30.0%), 30歳代女性(37.5%), 40歳代男性(32.6%), 60歳以上の男性(35.1%), 60歳以上の女性(32.1%)に「よく遊んでいる」と回答する人が多い。これと反対に、「あまり遊んでいない」とする人は、20歳代男性(77.8%), 20歳代女性(75.8%), 40歳代女性(79.3%), 50歳代男性(76.9%), 50歳代女性(77.1%)に多い。
- (6) 各年齢別において、男女はほぼ同じような回答をするのに対して、40歳代においては他と異なった傾向を示すように思われる。

B 学歴別にみれば(第9-1-2表<略>)

- (1) 学歴が高いほど「あまり遊んでいない」とする人が多くなるように思われる。初等(64.5%), 中等(70.6%), 高等(78.0%)である。したがって、学歴が低いほど「よく遊んでいる」と回答する人が多い(初等:35.5%, 中等:29.2%, 高等:21.6%)。

C 職業別にみれば(第9-1-3表<略>)

- (1) 「よく遊んでいる」と回答している人は、管理職(34.7%), 主婦(29.9%)無職(34.7%)に多く認められる。
- (2) 「あまり遊んでいない」と回答している人は、専門技術事務職(79.3%)と学生(83.3%)に多く認められる。農林漁業も87.5%と多いのだが、サンプルが少なすぎるため断定はできない。
- (3) 職業別による差はあまり認められないように思われる。

D 子どもの人数別にみれば（第9-1-4表<略>）

- (1) 子どもが多くなるにつれて、「よく遊んでいる」と回答する人が多くなるように思われる。0人(21.6%)，1人(26.0%)，2人(29.3%)，3人(32.0%)，4人以上(30.2%)である。

E 子どもの成長度別にみれば（第9-1-5表<略>）

- (1) 一番大きな子どもが初等学歴の社会人である人は、他のカテゴリーとは異なった傾向が認められる。「よく遊んでいる」と回答した人が66.7%で、「あまり遊んでいない」と回答した人は33.3%である。これは、全体的な傾向とは反対の傾向である。しかし、サンプル数が少なすぎるので断定はできない。
- (2) また、子どもが就学以前(32.6%)，小学生(41.1%)，高校生(31.0%)の人が「よく遊んでいる」と回答していることに注目したい。
- (3) これに対して、中学生の子どもがいる人で「よく遊んでいる」と回答している人は、23.1%と以上三つのカテゴリーよりも少ないことにも注目したい。
- (4) 「あまり遊んでいない」と回答した人の中で目立つのは、子どもが大学生(84.0%)，中等学歴社会人(81.2%)の人である。
- (5) ここでは、子どもが小学生である人が、「よく遊んでいる」と回答していることに特に注目したい。

F 小学校頃の成績別にみれば（第9-1-6表<略>）

- (1) 回答者の小学校のころの成績が「上」であった人が、子どもが「あまり遊んでいない」としている(79.9%)。
- (2) これに対して、成績が「中」および「中の下」であった人は、「よく遊んでいる」としている人が他のカテゴリーにくらべていく分多いように思われる（「中」：32.8%，「中の下」：30.0%）。
- (3) 成績が「下」であった人については、サンプル数が少ないので断定できないが、「よく遊んでいる」と回答している人も多い(33.3%)。

G 子どもの成績別にみれば（第9-1-7表<略>）

- (1) 子どもの小学校のころの成績が「中の下」である人の回答で「よく遊んでいる」としている人が45.5%と、ほぼ半数近くいることに注目したい。またこれに次いで、成績が「中」である人もこのように回答している人が多い(31.7%)。
- (2) これに対して、子どもの成績が「上」および「中の上」，さらに子どものいない人は、「あまり遊んでいない」としている（「上」：75.7%，「中の上」：72.4%，子どもがいない：73.1%）。
- (3) 子どもの成績が「中の上」以上の人は「あまり遊んでいない」と回答し、「中」以下の人は「よく遊んでいる」と回答する傾向があるように思われる。

(4) 子どもの成績が「下」である人については、サンプル数が少ないので断定できない。

9の2 戸外での遊びが不足している理由

Q9 このごろの子どもは学校から帰ったあと戸外で友だちとよく遊んでいると思いますか。

1 よく遊んでいると思う

2 あまり遊んでいないと思う

<2を選んだ人に>

なぜ遊ばないと思いますか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1 テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから | 9.9% |
| 2 塾や勉強が忙しいから | 62.5 |
| 3 遊び場所がなくなってきたから | 12.6 |
| 4 遊び相手がなくなったから | 6.2 |
| 5 大体子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから | 8.7 |

NA 0.1

A 性・年齢別にみれば(第9-2-1表<略>)

- (1) 子どもが学校から帰ったあと戸外で友だちとあまり遊んでいないと思う理由で、最も多いのは、「塾や勉強が忙しいから」(62.5%)である。次いで、「遊び場所がなくなってきたから」(12.6%)、「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」(9.9%)、「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」(8.7%)、「遊び相手がなくなったから」(6.2%)である。
- (2) この理由について男女差はあまり認められないが、女性の方が「塾や勉強が忙しいから」と考えている人が多いように思われる(66.2%)。これに対して男性は55.1%である。
- (3) 年代別にみると、40歳代と60歳代に「塾や勉強が忙しいから」と回答している人が多いように思われる(40歳代:65.3%, 60歳代:68.3%)。
- (4) 「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」と回答している人は、40歳代男性(19.0%)と50歳代男性(20.0%)に多い。これに対し、60歳代男性はこの理由について指摘はない(0%)。
- (5) 「塾や勉強が忙しいから」と回答している人は、20歳代女性(70.2%)、40歳代女性(67.4%)、50歳代女性(69.1%)、60歳代女性(75.0%)などに多い。ほとんどの女性が、子どもが戸外で友だちと遊ばなくなった理由として、塾や勉強の忙しさを指摘している。この理由を指摘する人が比較的少ないのは、20歳代男性(49.0%)、50歳代男性(44.0%)である。

- (6) 「遊び場所がなくなってきたから」という理由を指摘している人は、20歳代男性(22.4%)、50歳代男性(22.0%)に多く認められる。これに対し、この理由を指摘する人が少ないのは、40歳代男性(8.6%)、40歳代女性(8.0%)である。
- (7) 「遊び相手がなくなったから」という理由を指摘する人が多いのは、20歳代男性(10.2%)、30歳代女性(12.1%)である。この理由を指摘する人が少ないのは、20歳代女性(2.1%)、60歳以上の女性(0%)である。
- (8) 「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」という理由を指摘する人は、60歳以上の男性(20.8%)に多く認められる。これに対して、20歳代女性(4.3%)、60歳以上の女性(2.8%)はこの理由の指摘は少ないように思われる。

B 学歴別にみれば(第9-2-2表<略>)

- (1) 学歴別による差は認められないが、初等の「テレビを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」(12.4%)と「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」(12.4%)という理由が他に比べて多いのが注目される。
- (2) 「遊び場所がなくなってきたから」という理由は、学歴が高くなるにつれて多くなる傾向が認められる。初等10.9%、中等12.3%、高等13.7%である。これとは反対の傾向を示すのは、「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」である(初等12.4%、中等9.0%、高等6.6%)。

C 職業別にみれば(第9-2-3表<略>)

- (1) 「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」をその理由として指摘する人が多いのは、商工サービス業(15.0%)、販売サービス業(21.4%)である。これに対して、主婦は少ない(6.2%)。
- (2) 「塾や勉強が忙しいから」とする人は、専門技術事務職(67.8%)、主婦(67.2%)に多い。農林漁業も71.4%と多いが、サンプルが少ないので断定できない。この理由を指摘する人が少ないのが、自由業(44.7%)、管理職(46.9%)である。
- (3) 「遊び場所がなくなってきたから」とする人は、自由業(21.1%)と管理職(18.8%)に多い。
- (4) 「遊び相手がなくなったから」とする人は、学生にやや多く認められ(10.0%)、商工サービス(3.3%)、販売サービス(2.4%)、無職(3.1%)に少ない。
- (5) 「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」とするのは、自由業(15.8%)と無職(15.6%)に多く、専門技術事務職(3.5%)に少ない。
- (6) 主婦においては、「塾や勉強が忙しいから」という理由が目立って多く指摘されている(67.2%)。

D 子どもの人数別にみれば(第9-2-4表<略>)

- (1) 子どもが4人以上いる人のカテゴリーに注目したい。「塾や勉強が忙しいから」と

いう理由を指摘する人は、他のカテゴリーの人よりも低い(48.6%)。また、「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」、「遊び場所がなくなってきたから」、「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」がいずれも16.2%と同じ割合で、第1の理由に次いでいる。さらに、「遊び相手がいなくなったから」は他のカテゴリーよりも目立って少ない。

- (2) 他は全体的な傾向とほぼ変わらないが、子どもが1人の場合の、「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」(12.3%)と「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」(10.5%)という理由に注目したい。これに対して、子どもがいない場合、子どもが2人、3人および4人の場合には、「遊び場所がなくなってきたから」とその理由を指摘する人が、わずかながら多いと思われる。子どもがいない(15.7%)、2人(10.7%)、3人(17.1%)、4人(16.2%)である。

E 子どもの成長度別にみれば(第9-2-5表<略>)

- (1) 「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」という理由を指摘するのは、一番大きな子どもが大学生(19.1%)、中学生(11.7%)、高等学歴の社会人(10.4%)に多い。
- (2) 「塾や勉強が忙しいから」とする人は、子どもが就学以前(66.3%)、中学生(70.0%)、大学生(66.2%)、中等学歴の社会人(65.9%)に多い。
- (3) 「遊び場所がなくなってきたから」とする人は、子どもが就学以前(16.3%)、高等学歴社会人(14.8%)に多い。子どもが中学生の場合、この理由を指摘する人はきわめて少ない(3.3%)。
- (4) 「遊び相手がいなくなったから」とする人は、子どもが小学生である場合に多い(14.3%)。これに対して、子どもが大学生である場合は少ない(1.5%)。
- (5) 「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」とする人は、子どもが小学生(11.4%)、高校生(12.2%)、中等学歴社会人(11.0%)に多い。ここで、子どもが小学生である場合に、この理由を指摘する人が多いことに注目したい。

F 小学校頃の成績別にみれば(第9-2-6表<略>)

- (1) 「テレビなどを見て遊ぶ時間がなくなってきたから」とする人は、回答者の小学校のころの成績が「上」であった人および「中の下」であった人に多いと思われる。「上」(11.1%)、「中の下」(17.1%)である。
- (2) 「塾や勉強が忙しいから」とする人が少ないのは、「中の下」の成績の人であった(51.4%)。
- (3) 「遊び場所がなくなってきたから」とする人は、成績が「中」であった人にわずかに多い(13.5%)。
- (4) 「遊び相手がいなくなったから」とする人は、成績が「中の下」であった人に少ない(2.9%)。

- (5) 「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしてきたから」とする人は、成績の「中の下」であった人に多い (14.3%)。
- (6) 小学校のころの成績の差による違いは、ほとんど認められないと思われる。

G 子どもの成績別にみれば (第9の2-7表<略>)

- (1) 「遊び場所がなくなってきたから」とする人は、子どもの成績が「上」である人 (15.7%) および小学生以上の子どもがいない人 (15.9%) に多く認められる。
- (2) 「遊び相手がなくなったから」とする人は、子どもの成績が「中」である人にわずかに多く認められる (9.0%)。
- (3) 「子ども自身が遊ぼうという気持をなくしたから」とする人は、子どもの成績が「中の上」である人に多く認められる (10.6%)。
- (4) 子どもの成績が「中の下」および「下」である人は、サンプルが少ないので断定できない。

10 子どもの体力づくりの進め方

Q10 近ごろの子どもたちを見ると、朝礼が少し長びけば倒れる子が続出するように、体力の低下が指摘されています。このような状態の中で子どもたちの体力づくりはどのように考えればよいと思われますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

イ 大ケガがおこるのは困るけれど、体育の時間や遠足などで子どもたちの体力がもっとつくように、体力の限界に挑戦するようなことをどんどんやらせるべきだ。

ロ 子どもは体がかけがえのないものであり、ケガをしたり事故が発生したりするのは極力さけるべきで、無理な負担をしないことと子ども体力づくりをすすめるようにすべきだ。

1	イ	57.2%
2	どちらかといえばイ	28.6
3	どちらかといえばロ	9.0
4	ロ	5.2

A 性・年齢別にみれば (第10-1表<略>)

- (1) 全体的にみれば、「体力の限界に挑戦するようなことをやらせるべきだ」と、ほとんどの人が考えているようである (85.8%)。
- (2) 大きな男女差は認められないが、男性は89.1%でやや強くハードな手段を支持している。
- (3) 年齢別にみれば、40歳代の89.2%の人が「体力の限界に挑戦するようなことをやら

せるべきだ」と考えていることが注目される。これに対して「無理な負担をしいることなく体力づくりをすすめるべきだ」と考えている人は、60歳以上の人に20%いることが注目される。

- (4) 性・年齢別にみると、40歳代以下の男性は「体力の限界に挑戦するようなことをやらせるべきだ」と考えている人がほとんどである。20歳代(90.5%)、30歳代(90.0%)、40歳代(93.0%)である。これに対して、「無理な負担をしいることなく体力づくりをするべきだ」と考えている人は、50歳代女性(18.1%)、60歳以上の女性(24.5%)にわずかに多く認められる。

B 学歴別にみれば(第10-2表<略>)

- (1) 学歴が高くなるにつれて、「体力の限界に挑戦するようなことをやるべきだ」と考える人が多くなる傾向が認められる。初等(80.0%)、中等(86.7%)、高等(88.1%)である。ここでどのカテゴリーにおいても、「どちらかといえば」という中間的意見よりも、積極的な意見の方が多く支持されているということは注目される。

C 職業別にみれば(第10-3表<略>)

- (1) 「体力の限界に挑戦するようなことをやらせるべきだ」と考えている人が特に多いのは、商工サービス業(91.8%)、販売サービス業(91.5%)である。特に管理職の98.0%という非常に高い数値は注目される。
- (2) これに対して、「無理な負担をしいることなく体力づくりをすすめるべきだ」と考えている人は、労働職(27.0%)と学生(27.8%)にわずかに多く認められる。

D 子どもの人数別によれば(第10-4表<略>)

- (1) 子どもが4人以上いる人は、「体力の限界に挑戦するようなことをやらせるべきだ」と考える人が、いくらか少ないようである(71.7%)。

E 子どもの成長度別にみれば(第10-5表<略>)

- (1) 「体力の限界に挑戦するようなことをやらせるべきだ」と考えている人で、特に多いのは、一番大きな子どもが中学生(91.0%)、大学生(91.4%)の人である。
- (2) 一番大きな子どもが、初等学歴の社会人である場合、サンプル数が少ないのが気にかかるが、他と異なった傾向が認められる。すなわち、「無理な負担をしいることなく体力づくりをすすめるべきだ」という考えを支持する人が多く認められる(58.3%)。

F 小学校頃の成績別にみれば(第10-6表<略>)

- (1) 回答者の小学校のころの成績の差異による意見の相違は認められない。しかし、成績が「下」であった人に、「無理な負担をしいることなく体力づくりをすすめるべきだ」と考えている人がわずかに多いようである(25.0%)。

G 子どもの成績別にみれば(第10-7表<略>)

- (1) 子どもの小学校のころの成績が「中の下」であった人に、「無理な負担をしいることなく体力づくりをすすめるべきだ」と考えている人がわずかに多い(22.7%)。他は全体的な傾向と同じである。
- (2) 子どもの成績が「下」であるものは、サンプル数が少ないので断定できない。

11 ハダシで運動させることの是非

Q11 春から秋にかけてハダシになって足をきたえておけば冬にかぜを引かないなど、健康のために大変よいといわれますが、ハダシではケガをしないかと心配です。学校の運動場をよく整備し、小中学校の子どもたちにハダシで運動させることについてどう思われますか。次の中から一つ選んで○印でかこんで下さい。

1 賛成	59.3%
2 どちらかといえば賛成	28.9
3 どちらかといえば反対	9.0
4 反対	2.8

A 性・年齢別にみれば(第11-1表<略>)

- (1) 小中学校の運動場で、子どもたちにハダシで運動させることの是非を問うたものである。全体的には、「賛成」(59.3%)・「どちらかといえば賛成」(28.9%)を合併すると約9割にも達し、この設問に対しては肯定的反応が圧倒的であった。しかも、文句なく賛成の声が高いのも特徴的である。否定的反応を見ても、積極的「反対」(2.8%)よりも消極的な「どちらかといえば反対」(9.0%)が多いのも、この傾向に照応している。
- (2) 男女別では、「賛成」の比率が男性で(66.8%>55.5%)、「どちらかといえば賛成」の比率で女性(23.9%<31.4%)が高く、これにより、男性が女性よりも明確に、しかも強く肯定していることが判然と出ている。「どちらかといえば反対」は、女性のほうにやや多いようである(6.3%<10.4%)。「反対」には性差はない(3.0%, 2.7%)。
- (3) 年代を追って詳しくみると、強く「賛成」の声は40代と50代の男性(70.9%, 80.0%)からあがっている。厳しい訓練を望んでいる世代と言えよう。この期待は20代男子(47.6%)では殊のほか弱く、むしろ「どちらかといえば賛成」(39.7%)が多くなっている。
- (4) 女性では、明確な「賛成」は60歳以上(69.8%)からよく聞かれ、ここでも20代に低く(42.7%)、むしろ「どちらかといえば賛成」(33.9%)が少なくない。
- (5) 「どちらかといえば反対」や「反対」は、20代の女性(16.1%, 7.3%)に顕著であ

り、ハダシ運動に対する消極的姿勢が見受けられる。

B 学歴別にみれば（第11-2表<略>）

(1) 学校でのハダシ運動に関して、学歴（教育程度）による差異はなさそうである。

C 職業別にみれば（第11-3表<略>）

(1) 職業による賛否の差異も、さほど顕著なものではない。

(2) とはいえ、学校でのハダシ運動に対して、専門技術事務職(65.5%)・管理職(65.4%)・現場の産業労働者(65.1%)といったところで、賛成が声高となっている。

(3) 自由業主(34.6%)や学生(38.9%)では、「どちらかといえば賛成」がやや多い。

D 子どもの人数別にみれば（第11-4表<略>）

(1) 学校でのハダシ運動について、子どもの有無・多少との関連を見てみる。はっきりとした違いは子どもの有無に現われており、子どものいない群は反対のニュアンスがやや濃いと言えよう。

(2) これに対して、子どものある群は賛成の方向への傾斜がより強く出ている。子ども4人以上群の「賛成」比率(71.7%)が著しく高いが、ここには年齢の高さという要因の影響があると考えられ、そうとすれば、子どもの多少は余り関係を持っていないようである。

E 子どもの成長度別にみれば（第11-5表<略>）

(1) 一番大きい子どもが大学生という群に「賛成」(75.3%)が最も多く、次いで中等学歴で今は社会人になっているという群(65.3%)が続いている。

(2) 「どちらかといえば賛成」は、最年長の子どもが小学生(33.3%)や中学生(34.6%)という親からよく聞かれる。

(3) 「どちらかといえば反対」の声は、最年長の子どもが小学生(18.0%)と高等学歴で社会人になっているという群(19.1%)から、少なからずあがっている。

F 小学校頃の成績別にみれば（第11-6表<略>）

(1) 学校でのハダシ運動の可否と当人の小学校時の成績とのあいだには、さほど大きな関係はなさそうである。

(2) ただ、当人の成績が「中」の者に「どちらかといえば賛成」(34.9%)がやや多く、また、「中の下」の者に「どちらかといえば反対」(14.0%)が幾分多いようである。

G 子どもの成績別にみれば（第11-7表<略>）

(1) こゝでは、子どもの小学校時の成績と学校でのハダシ運動についての意見の関係をみてみた。群間に余り大きな差異はなさそうである。

(2) 子どもの成績が「中」の者は、ハダシ運動に「どちらかといえば賛成」(33.7%)が相対的にみてやや多いようである。

12 子どものケガの責任の所在

Q12 学校の休日に校庭で子どもが鉄棒から落ちてケガをしました。その子どもの親として次のような考え方がありますが、あなたのお考えに近いものを選つんで○印でかこんで下さい。

- イ 学校の施設でケガをしたのだから、当然学校が補償すべきだと思う
 ロ あくまでも落ちた本人の責任で学校には関係ないことだと思う

1	イ	4.5%
2	どちらかといえばイ	7.9
3	どちらかといえばロ	29.4
4	ロ	58.2
	NA	0.1

A 性・年齢別にみれば（第12-1表<略>）

- 子どもが休日の校庭で負ったケガの補償を、学校側がなすべきか否かをたずねたものである。全体的にみると、9割弱の人々が「学校には関係なし」の意見であり、「全く関係なし」（58.2%）が「どちらかといえば関係なし」（29.4%）の2倍に達している。これに対して、「どちらかといえば学校が補償すべき」（7.9%）・「学校が補償すべき」（4.5%）は、少数意見となっている。
- 休日の校庭でのケガの補償問題についての男女差は、余りなさそうである。
- 年代を追って詳しくみると、「学校には全く関係なし」の意見は、50代や60歳以上の男性（70.8%、78.4%）という年配層に圧倒的である。女性では、60歳以上（66.0%）をトップに中高年齢層に多い意見となっている。
- 「どちらかといえば学校に關係なし」の意見は、20代の女性（41.9%）や30代の男性（40.0%）からよく出てきている。
- 逆に、「学校が補償すべきだ」とする声は、40代の男性（9.3%）と60歳以上の女性（7.5%）から比較的に出ている。
- 「どちらかといえば学校が補償すべきだ」の意見が、20代の男女（19.0%、12.1%）にやや多いのも特徴的である。

B 学歴別にみれば（第12-2表<略>）

- 初等学歴層で、「学校には関係なし」と言い切る者（62.5%）が、「どちらかといえば……」（23.5%）と口を濁す者よりも、他の学歴層と比較して、多いようである。
- とはいえ、全般的には余り差異は見出しがたい。

C 職業別にみれば（第12-3表<略>）

- 職業別の差異を探ってみると、「学校には関係なし」とする者は、無職（69.4%）

と自由業主(65.4%)にやや多いようである。

- (2) 販売サービス職や管理職では、「どちらかといえば関係なし」(37.3%, 34.7%)とする割合が少し高い。
- (3) この点では、現場労働者(36.5%)も同様だが、ここでは、むしろ「学校が補償すべき」(6.3%)と「どちらかといえば補償すべき」(11.1%)だと、学校側に責任を帰する者が多いことに着目すべきであろう。

D 子どもの人数別にみれば(第12-4表<略>)

- (1) 「どちらかといえば学校が補償すべきだ」とするのは、子どもなし(11.1%)と1人(10.4%)の群で幾分多いようである。
- (2) 逆に、子どもの人数の多い群、とりわけ4人以上群では、「学校には関係なし」(67.9%)とする割合が高くなっているようだ。これには、年齢要因の介在が想定される。

E 子どもの成長度別にみれば(第12-5表<略>)

- (1) 休日の校庭での学童のケガを「学校には関係なし」とする声は、中等学歴で社会人になった子どもを持つ群(73.3%)と大学生の最年長者を持つ群(64.2%)からよく聞かれる。親の年齢の高さと関連がありそうである。
- (2) 「どちらかといえば学校が補償すべき」は、最年長者が小学生の群(11.1%)で相対的に多いようだ。
- (3) 子どもの最年長が小学生の群では、「どちらかといえば学校には関係ない」(34.4%)とする者の割合もかなりなものである。就学以前の子どもを頭に持つ群(35.5%)でも、「どちらかといえば関係なし」の声がよく聞かれる。年齢の若さとの関連がうかがえる。

F 小学校頃の成績別にみれば(第12-6表<略>)

- (1) 休日の校庭での学童のケガと当人の小学校時の成績とのあいだには、さほど大きな関係はなさそうである。
- (2) ただ、当人の成績が「中の下」の人々は、「学校が補償すべきだ」(6.0%)とは余り見ていないようである。

G 子どもの成績別にみれば(第12-7表<略>)

- (1) 子どもの小学校時の成績と、休日の校庭での学童のケガの責任帰属との関係は、さほど顕著なものではない。

13 子どもの事故に対する学校の教育的対応

Q13 ある学校で創立以来伝統の裏山登山の行事の中で、ころんで打ちどころが悪く不幸にも死亡した生徒があり、このため、その翌年からその行事をやめ

てしまった学校があると仮定します。これについ次のような考え方がありますが、あなたのお考えにもっとも近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

イ 二度と死亡事故を起こさないための対策として、この学校の考え方は正しいと思う。

ロ 例外的に重大な結果が発生したからといって、それだけで登山行事を中止するのはよくないと思う。

1	イ	6.2%
2	どちらかといえばイ	3.7
3	どちらかといえばロ	38.6
4	ロ	51.4
	NA	0.1

A 性・年齢別にみれば（第13-1表<略>）

- (1) 学校恒例の登山で偶々死亡事故が発生したために、翌年から行事そのものを中止することにした、という仮定の出来事についての考えを尋ねたものである。全体としてみれば、意見の強弱はあるにしろ、「この学校の考え方は正しい」とする者はわずかに1割にすぎず、大半は「よくない」としている。しかも、「この学校の考え方はよくない」とはっきりと断定している人々が5割（51.4%）にも達しているところに、この問題に対する姿勢が示されていると言えよう。
- (2) 男女別では、男性のほうが女性よりも、「よくない」とはっきり言い切っているところに差異が現われている（58.9%、47.6%）。
- (3) 年代を追って詳しくみると、「この学校の考え方はよくない」と強く言うのは、男女とも、50代（70.8%、55.2%）と60歳以上（67.6%、66.0%）という年配層にかなり多い。
- (4) 「どちらかといえばよくない」の声は、女性の、それも20代（51.6%）と30代（48.5%）に比較的多く見られる。
- (5) 逆に、「学校の処置は正しい」とする考えには一定の傾向を見出しがたいが、30代を除く女性に少なからず持たれている（8～9%）。

B 学歴別にみれば（第13-2表<略>）

- (1) 初等学歴層で、「この学校の考え方は正しい」と是認する声が少ない（9.5%）。
- (2) 「どちらかといえば正しい」の声も、この層にやや多く見られる（5.5%）。

C 職業別にみれば（第13-3表<略>）

- (1) 肯定意見は、現場の産業労働者（15.9%）にやや多いようだ。
- (2) 否定の声は、無職（63.3%）、商工サービス関係者（57.6%）・自由業主（55.8%）

- ・専門技術事務職 (57.2%) から比較的好まられ、管理職では、その声はやや弱まっている (44.9%)。
- D 子どもの人数別にみれば (第13-4表<略>)
 - (1) 「この学校の考え方はよくない」とするのは、子どもが3人 (55.8%)・4人以上 (62.3%) という人々にやや多い。これには、しかし、年齢の高さの影響がある。
- E 子どもの成長度別にみれば (第13-5表<略>)
 - (1) 行事中止を決めた「この学校の考え方はよくない」とするのは、子どもの最年長者が社会人になっている群 (6割前後) や中学生 (59.0%) である人々に多いようだ。
- F 小学校頃の成績別にみれば (第13-6表<略>)
 - (1) 学校の処置が「よくない」とするのは、当人の小学校時の成績が「上」であったという人々 (60.7%) に多く、「中」であったという人々 (46.6%) に少ないようだ。
 - (2) 反対に、「中」であったという人々では、「学校の考え方は正しい」(9.4%) と言いつける者も少なくはない。
- G 子どもの成績別にみれば (第13-7表<略>)
 - (1) 子どもの成績との関係では、実数を考慮に入れると、さほどの差異が群間にあるとは言えない。
 - (2) しかし、「この学校の考え方はよくない」とするのは、子どもの成績が「上」(56.8%) や「中の上」(56.3%) の人々に少し多いと言えるかもしれない。

第3章 知育に関する意識

14 成績の下がった通知簿に対する態度

Q14 子どもたちは学期ごとに学校から通知簿をもらって帰ってきます。今かりに小中学校に在学しているあなたのお子さんのもらって帰った通知簿の成績が、前回とくらべて相当悪い方へ下がっているとした場合、実際問題としてその場面であなたはどのようにふるまわれると思われませんか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

- イ 次はガンバリなさい、とあたたかくはげましてやろうと思う
- ロ 心ならずもつい非難めいたような口調になってしまうと思う

1	イ	43.1%
2	どちらかといえばイ	24.5
3	どちらかといえばロ	22.9
4	ロ	9.3
	NA	0.2

A 性・年齢別にみれば(第14-1表<略>)

- (1) 子どもの通知簿の成績が悪い方へ下がった場合の親の対応の仕方は、全体の%が激励型(「どちらかといえば」を含め「あたたかくはげましてやる」が67.6%)で、 $\frac{1}{3}$ が非難型(「どちらかといえば」を含め「非難めいたような口調になる」が32.2%)と答えている。「あたたかくはげましてやる」と言い切っているものが全体で43.1%を占め、「非難めいたような口調になる」と言い切っているもの(9.3%)に比べ圧倒的に多い。
- (2) 男女差は、30代、40代では女性が、50代、60代では男性が非難型の方に振れている。特に30代女の比率が47.5%と、激励型の比率(52.5%)に迫っているのは注目すべきである。
- (3) 年齢別では、非難型の最も多いのが30代(42.9%)で、次いで40代(35.4%)が多い。
- (4) さらに、性・年齢を合わせてみると、非難型の最も多いのは30代女(47.5%)、以下順に、40代女(37.4%)、50代男(35.4%)となっており、これらは子どもの成績をより現実のものとしてとらえていることを反映した結果と考えられる。
- (5) 逆に、激励型の最も多い(非難型の最も少ない)のは、50代女(82.9%)で、次いで60代女(81.1%)、60代男(78.4%)の高年齢層と、子どもの成績にはまだ無関係な20代男女(男74.6%、女75.0%)が並んでいる。

B 学歴別にみれば(第14-2表<略>)

- (1) 学歴による顕著な差異は認められない。
- (2) 中等学歴層が、初等学歴層や高等学歴層に比べ「あたたかくはげましてやる」と言い切る率(38.1%)が低く、また、「どちらかといえば非難めいたような口調になる」率(27.5%)が高く、相対的に優柔不断である。

C 職業別にみれば(第14-3表<略>)

- (1) 激励型の多い順に、販売サービス業(83.1%)、無職(81.6%)、自由業主(75.0%)、専門技術事務職(73.1%)、商工サービス業(69.4%)となっている。
- (2) これらをさらに、「あたたかくはげましてやる」と言い切った率の高い順に並べると、自由業主(55.8%)、無職(55.1%)、商工サービス業(52.9%)、販売サービス業(52.5%)、現場労働者(47.6%)となる。
- (3) 逆に、非難型の比較的多い職業は、現場労働者(38.1%)、農林漁業(37.5%)、主婦(37.4%)、学生(36.1%)、管理職(34.7%)となっている。
- (4) 「非難めいたような口調になる」と言い切る率で高い職業は、学生(13.9%)、農林漁業(12.5%)、管理職(12.2%)、現場労働者(11.1%)、主婦(10.9%)である。

D 子どもの人数別にみれば(第14-4表<略>)

- (1) 激励型の比率では、子どもが4人以上群の81.1%が目立って高く、次いで子どもなし群(77.8%)、子ども1人群(72.1%)が高い。特に、4人以上群、および、子どもなし群では、「あたたかくはげましてやる」と言い切っている比率が50%を越えている(4人以上62.3%、0人50.9%)。
- (2) 非難型の比率では、子ども2人群の39.4%が目立っていて、次いで子ども3人群の32.6%である。「非難めいたような口調になる」と言い切っているのも同傾向を示している(2人11.0%、3人10.5%)。
- (3) 従って、いわゆる、悪い成績をとって叱られることの多い順位は、2人っ子、3人っ子、1人っ子、4人以上ということになる。

E 子どもの成長度別にみれば(第14-5表<略>)

- (1) 子どもの成績に対する親の対応の仕方は、その長子が現在どの学年に在るかによるところが大きいようである。つまり、激励型は、長子が小学生である親でもっともその比率が低く(55.0%)、中学生(55.1%)、高校生(59.2%)、大学生(65.4%)となるにつれて徐々に高くなり、就学以前(69.6%)および社会人(73.5%~77.2%)では全体の比率(65.4%)を超えている。
- (2) つまり、非難型は、長子が小学生である親にもっとも多く(45.0%)、中学生(43.6%)、高校生(40.8%)、大学生(34.6%)と段階が上がるにつれて減少している。
- (3) しかし、「非難めいたような口調になる」と言い切っている比率が、長子大学生(14.8%)でもっとも高く、次いで中学生(14.1%)、高校生(12.7%)、小学生(10.6%)と必ずしも一律ではなく、子どもの年齢による親の対応の仕方の微妙な違いが伺えるようで興味深い。
- (4) 長子がすでに社会人である場合の、長子の学歴による差異はほとんどないといってよい。

F 小学校頃の成績別にみれば(第14-6表<略>)

- (1) 回答者の小学校の成績の良し悪しによってみると、非難型は、小学校の成績が「下」群(41.7%)、あるいは、「中の下」群(40.0%)に多く、また、「非難めいたような口調になる」と言い切っている相対的比率の高いのも「下」群(16.7%)、および「中の下」群(16.0%)である。
- (2) 逆に、「あたたかくはげましてやる」と言う率の最も高いのは、「上」群の48.6%である。
- (3) 小学校の成績が「中」あるいは「中の上」と答えたものの対応の仕方は、全体の傾向とほぼ同じで、これといった特徴は見られない。

G 子どもの成績別にみれば(第14-7表<略>)

- (1) 子どもの悪い成績に対する対応の仕方と、子どもの小学校のころの成績との関係に

において最も顕著であるのは、子どもの成績が「中の下」の場合に非難型の比率が50%を超え(54.5%)、全体傾向と逆転していることである。「中の下」群においては、「非難めいたような口調になる」と言い切っているものが18.2%と、他に比べて圧倒的に多い。

- (2) 次に顕著であるのは、子どもの有無による差異である。小学生以上の子どものいない回答者は「あたたかくはげましてやる」と言い切る比率が最も高く(45.6%)、「非難めいたような口調になる」と答える比率(5.5%)で最も低い(標本の少ない「いない」および「下」を除く)。
- (3) 子どものある中では、子どもの小学校のころの成績が「上」群で、「あたたかくはげましてやる」と答えたものの比率(43.8%)が、他と比べてわずかに高い。

15 点数主義への態度

Q15 学校で点数を多くとった優等生にはバラ色の未来が、点数のとれなかった劣等生には灰色の人生しか約束されないという説があります。世間の人はこちらについてどう思っているとお考えですか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

- イ そのとおりだと思っている
ロ そんなことはないと思っている

1	イ	6.9%
2	どちらかといえばイ	14.1
3	どちらかといえばロ	23.4
4	ロ	55.6

A 性・年齢別にみれば(第15-1表<略>)

- (1) 優等生にはバラ色の未来、劣等生には灰色の人生という説に対する世間の人の方を回答者がどう認知しているかという点、全体では、8割近い(79.0%)ものが、世間の人「どちらかといえば」を含めて「そんなことはない」と思っていると答えている。しかも過半数の55.6%のものが「そんなことはない」と言い切っている。「そのとおりだ」と言い切るのはわずかに6.9%に過ぎない。
- (2) 男女の別では、一部例外(40代)を除き、各年代を通じて女性の方が「そんなことはない」と答える率が高い(全体で、「どちらかといえば」を含め男76.7%、女80.2%)。
- (3) 年齢別では、「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答えるのは40代(84.6%)、50代(81.8%)でわずかに多く、60代(71.1%)、30代(76.4%)、20代(76.5%)でわずかに少ない。
- (4) 性・年齢を合わせてみると、世間の人「そのとおりだ」と思っていると答えてい

る率では60代男の24.3%が目立って高い。さらに「どちらかといえば」を含めて「そのとおりだ」と答えている率をみると、高いものから順に60代男（35.1%）、20代男（27.0%）、30代男（25.0%）の高率が注目される。

- (5) 60代を別にして考えれば、「どちらかといえば」を含め「そのとおりだ」と答える割合は、相対的に、20代（23.5%）、30代（23.6%）の方が40代（15.4%）、50代（18.2%）より高い。

B 学歴別にみれば（第15-2表<略>）

- (1) 相対的にみて、「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答えるのは中等学歴層（82.4%）で、「そのとおりだ」と答えるのは高等学歴層（25.6%）である。
- (2) 初等学歴層では、2分法では全体と同値を示しながら、4分法では「そのとおりだ」（9.5%）、「そんなことはない」（58.5%）と言い切る率が、いずれも3者中最高である点が興味深い。

C 職業別にみれば（第15-3表<略>）

- (1) 職業別による差異はかなり顕著である。まず、「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答えている率を高い方から列举すると、農林漁業（100%）、商工サービス業（89.4%）、自由業主（86.5%）、販売サービス業（81.4%）、主婦（80.0%）と並び、最も低いのは学生（50.0%）である。
- (2) 逆に、「どちらかといえば」を含め「そのとおりだ」と答えている率の高いのは学生（50.0%）で、これは全体の率（21.0%）の2倍以上の高率で群を抜いている。次いで無職（26.5%）、現場労働者（25.4%）、専門技術事務職（23.4%）、管理職（22.4%）である。
- (3) 「そんなことはない」と言い切る率の高いのは自由業主（65.4%）、商工サービス業（64.7%）、農林漁業（62.5%）で、管理職（49.0%）は最低の学生（30.6%）に次いで低率である。
- (4) 「そのとおりだ」と言い切る率では、無職（16.3%）が最高で、学生（13.9%）、管理職（8.2%）、現場労働者（7.9%）が高く、農林漁業では0%である。

D 子どもの人数別にみれば（第15-4表<略>）

- (1) 「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答える率では、子ども2人群（83.3%）、子ども1人群（79.9%）で相対的に高く、子どもなし群（69.6%）が最も低率である。
- (2) 「どちらかといえば」を含め「そのとおりだ」と答える率では、子どもなし群（30.4%）が最高で、次いで子ども3人群（22.7%）、子ども4人以上群（22.6%）となっている。
- (3) 「そんなことはない」と言い切っているのも、「そのとおりだ」と言い切っている

のも、共に子ども4人以上群で最高(60.4%と17.0%)である。

E 子どもの成長度別にみれば(第15-5表<略>)

- (1) 「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答える率は、おおむね長子の年齢が上昇するにつれて高くなっている。つまり、長子が就学以前では69.6%であるが、長子が小学生で77.5%、中学生で81.7%、高校生で79.5%、大学生で84.5%となっている。社会人になっている場合は、学歴が上がるに従って高くなっている。
- (2) 「どちらかといえば」を含め「そのとおりだ」と答える率は、長子就学以前(30.4%)と小学生(22.5%)で高い。
- (3) 「そんなことはない」と言い切る率は、長子社会人高等学歴の72.3%が最高で、次いで社会人中等学歴(66.7%)が高率である。
- (4) 「そのとおりだ」と言い切る率でも、社会人高等学歴の9.9%が最高で、社会人中等学歴(8.3%)が次に高い。就学以前(7.6%)、小学生(7.2%)でも高い。

F 小学校頃の成績別にみれば(第15-6表<略>)

- (1) 「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答える率は、相対的に、回答者の小学校のころの成績が「中」以下群で高く(「中」84.8%、「中の下」80.8%、「下」83.3%)、「中の上」以上群で低い(「中の上」78.4%、「上」70.6%)。
- (2) 「そんなことはない」と言い切る率は、成績が上昇するにつれて減少している。
- (3) 「どちらかといえば」を含め「そのとおりだ」と答える率では、成績の「上」群(29.4%)が群を抜いて高い。

G 子どもの成績別にみれば(第15-7表<略>)

- (1) 「どちらかといえば」を含め「そんなことはない」と答える率の高いのは、子どもの成績が中間に位置する群で(「中の上」85.4%、「中」83.2%、「中の下」86.4%)、「上」(75.1%)と「下」(66.7%)の両極端では低い。また、小学生以上の子どもなし群(73.1%)でも低い。
- (2) 逆に、「どちらかといえば」を含め「そのとおりだ」と答える率では、子どもの成績が「下」群で33.3%と最も高く、次いで小学生以上の子どもなし群(26.9%)、「上」群(24.9%)と高い。最も低いのは子どもの成績が「中の下」群(13.6%)である。

16 点取り競争が友人関係に与える影響

Q16 最近の中学校や高校では点取り競争がはびこり、仲間たちより少しでも良い点をとるために友だち関係がまずくなっている、という見方があります。このことについてあなたはどのように思われますか。あなたのお考えにもっとも近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

1. ほんとうにそのとおりだと思う

10.2%

2	あるていどそうかなあと思う	58.0
3	そんなことはないと思う	31.4
	NA	0.4

A 性・年齢別にみれば (第16-1表<略>)

- (1) 中学校や高校での点取り競争のために、友だち関係がまずくなっているという見方に対して、「そのとおりだ」と答えているものは全体で10.2%、「あるていどそうかなあ」と答えているもの58.0%、「そんなことはない」と否定しているもの31.4%、「わからない」が0.4%となっている。「そのとおりだ」と「あるていどそうかなあ」を合わせると、約78%が肯定的に答えている。
- (2) 「そのとおりだ」と強く肯定している率は60代を除き、各年代を通じて男性の方が女性より高く(全体で男12.7%、女9.0%)、中でも、20代男(15.9%)で高率である。ただし、60代は男女共に高率で、特に60代の女性は18.9%と最高率である。
- (3) 「あるていどそうかなあ」と答えている率では、30代と40代で女性の方が男性より高い(30代男57.5%、女68.0%、40代男44.2%、女54.0%)。
- (4) 「そんなことはない」と否定する率における男女差に、一貫した傾向は見られない。
- (5) 「そんなことはない」と答える率を年代別にみると、40代で最も高く(男41.9%、女39.1%)、50代(男35.4%、女39.0%)と続いている。中でも、40代男で最高である。なお、最も低率なのは60代女(22.6%)に次いで20代男(23.8%)、30代女(24.0%)、20代女(26.6%)と若年層が並んでいる。
- (6) 「そのとおりだ」あるいは「あるていどそうかなあ」と肯定しているのは20代と30代、および60代で多く、中でも、60代女(合わせて77.4%)、20代男(76.2%)、30代女(76%)、20代女(73.4%)で高率である。

B 学歴別にみれば (第16-2表<略>)

- (1) 「そのとおりだ」と強く肯定する率の最も高いのは高学歴層(11.9%)で、「そんなことはない」と否定する率の最も高いのが初等学歴層(36.0%)である。中等学歴層は「あるていどそうかなあ」と答える率で最も高い(60.3%)。
- (2) 「そのとおりだ」あるいは「あるていどそうかなあ」と肯定的に答える率は、学歴が上昇するにつれて高くなっている(合わせて初等63.0%、中等69.0%、高等70.1%)。
- (3) 従って、逆に、「そんなことはない」と否定している率は、学歴が初等に向かうほど高くなっている(初等36.0%、中等30.5%、高等29.9%)。

C 職業別にみれば (第16-3表<略>)

- (1) 「そのとおりだ」と強く肯定しているのは、現場労働者(17.5%)、自由業主(15.4%)、農林漁業(12.5%)、管理職(12.2%)などで多い。
- (2) 「あるていどそうかなあ」と答える率は、学生(69.4%)で最も高い。

- (3) 「そのとおりだ」あるいは「あるていどそうかなあ」と肯定している率の最も高いのは、学生（合わせて80.5%）である。続いて、農林漁業（75.0%）、専門技術事務職（71.7%）、現場労働者（68.3%）で高い。
- (4) 逆に、「そんなことはない」と否定している率の高いのは、販売サービス業（42.4%）、自由業（36.5%）、管理職（32.7%）などである。

D 子どもの人数別にみれば（第16-4表<略>）

- (1) 「そのとおりだ」と答える率で最も高いのは子どもなし群（14.0%）で、2番目は子ども1人群（11.7%）、子ども4人以上群（7.5%）と子ども2人群（8.5%）では低率である。
- (2) 「そのとおりだ」と「あるていどそうかなあ」を合わせると、最も高いのが子どもなし群（76.6%）で、次に子ども1人群（71.4%）が高い。
- (3) 「そんなことはない」と否定している率では、子ども2人群（34.8%）が最も高く、子ども3人群（34.3%）が次に高い。Q14で、いわゆる非難型の親が2人群で最も多かった結果と考え合わせるとおもしろい。

E 子どもの成長度別にみれば（第16-5表<略>）

- (1) 「そのとおりだ」あるいは「あるていどそうかなあ」と肯定している率は、長子が就学以前（合わせて74.6%）と小学生（74.4%）で高い。
- (2) 長子がすでに社会人に成長している場合だけみると、長子の学歴が初等に向かうほど「そのとおりだ」と答える率が高くなっている。
- (3) 「そのとおりだ」と「あるていどそうかなあ」を合わせた率では、長子がまだ社会人でない場合は長子小学生以下（就学以前で74.6%、小学生で74.4%）で高く、社会人の場合は、長子の学歴が上がるほど高くなっている（初等50%、中等65.4%、高等65.8%）。
- (4) 「そんなことはない」と否定している率は、長子が中学生以上で高率である（中学生40.8%、高校生40.8%、大学生44.4%）。また、長子が社会人の場合では、長子の学歴が初等に向かうほど「そんなことはない」と答える率が高くなっている（初等41.7%、中等34.7%、高等33.5%）。

F 小学校頃の成績別にみれば（第16-6表<略>）

- (1) 回答者の小学校のころの成績との間に一貫した関係は見られない。強いて言えば、成績が「下」であった群は「そのとおりだ」と答えている率でも、「そんなことはない」と否定している率でも最高である。「中の下」群では「そのとおりだ」と「あるていどそうかなあ」を合わせた率が最も高い（72.0%）。

G 子どもの成績別にみれば（第16-7表<略>）

- (1) 子どもの成績との関係では、「そのとおりだ」あるいは「あるていどそうかなあ」

と肯定する率が、子どもの成績が「中の下」群（合わせて81.8%）で顕著に高い。これは、小学生以下の子どもなし群（75.7%）より高率である。

- (2) 「そのとおりだ」と言い切るのは、子どもの成績が「中」群（14.9%）で最も高い（ただし、「下」群を別にして）。
- (3) 「そんなことはない」と否定しているのは、「中」以上の諸群（「上」33.5%、「中の上」37.2%、「中」35.1%）であるが、それらのうちでも「中の上」群が最高率である。
- (4) 子どもの成績による一貫した傾向は認められない。

17 努力—効果観

Q17 勉強の成績は、だれでも努力しだいでクラスの上位 5～6 番以内に入れるほど上がるものだという考え方がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

イ だれでも努力しだいでいくらでもよくなるものだと思う

ロ いくら努力しても一人一人の人間には限界があってむりだと思う

1	イ	30.0%
2	どちらかといえばイ	23.3
3	どちらかといえばロ	28.3
4	ロ	18.4

A 性・年齢別にみれば（第17—1表〈略〉）

- (1) 勉強の成績は、努力しだいで上げることができるかを尋ねた。「努力しだいでよくなる」と答えた人は、全体の過半数53.3%に達している。そのなかで、「努力しだいでいくらでもよくなる」を選んでいる人は、全体の30.0%にのぼっており、3割の人が努力による可能性を強く信じている。弱い賛成項目の「どちらかといえば、努力しだいでいくらでもよくなる」を選んだ人の比率はやや低くなっている（23.3%）。逆に、「限界がある」とする人は、46.7%の比率となっている。「限界があってむりだ」と、明確に努力の限界を認める人は全体の2割に満たない（18.4%）。「どちらかといえば限界があってむりだ」と考える人は、3割弱（28.3%）となっており、努力に対する限界が控え目な形で認められている。
- (2) 全体の比率に大きな性差はみられないが、「努力しだいでよくなる」を選ぶのはやや男に多く（55.6%：52.1%）、「限界がある」とするのは、やや女に多くみられる（44.4%：47.9%）。
- (3) 特徴のあるのは、女の年齢別にみた比率である。「努力しだいでよくなる」とする比率は、若年齢層ほど高く、年齢が上がるほど比率は下がってくる。20代（70.2%）> 30代（57.

- 5%) > 40代 (44.3%) > 50代 (40.0%) > 60代 (39.6%)。特に20代女は、70.2%のものが勉強の成績は努力しだいでよくなると考えている。この比率に次ぐのは、30代男 (62.5%)、60代男 (62.2%) であり、20代女の比率の高さがよくわかる。
- (4) 逆に、「限界があってむりだ」とする比率も、女の方に年齢ごとの特徴がみられる。すなわち高齢になるほど、明確に限界があると考えている。20代(8.1%) > 30代 (12.0%) > 40代 (20.7%) > 50代 (32.4%) > 60代 (41.5%)。
- (5) 女に比べて男には、年齢による特徴はあまりみられない。わずかに、40代男 (50.0%)、50代男 (50.8%) の中年層で、「努力しだい」とする比率がやや低くなっているのがみられる。

B 学歴別にみれば (第17-2表<略>)

- (1) 高学歴層に、勉強は努力しだい (55.8%) とする比率が高い。
- (2) 「努力しだいでいくらでもよくなる」や「限界があってむりだ」という確信を持った反応を示すのは、低学歴層ほど多くなっている。

C 職業別にみれば (第17-3表<略>)

- (1) 職業別にみると、「努力しだい」と答えるのは、学生 (63.9%)、専門技術事務職 (60.0%)、現場労働者 (55.6%)、商工サービス関係者 (55.3%) などに多かった。なかでも現場労働者 (44.4%) と商工サービス関係者 (40.0%) は、「努力しだいでいくらでもよくなる」と努力を重視する人が全体の4割を占めている。
- (2) 逆に、「限界がある」とするのは、実数は少ないが、農林漁業従事者 (62.5%、実数5) が最も比率が高くなっている。また無職 (51.0%) も過半数が限界があると答えている。ただ無職の場合には、「努力しだいでいくらでもよくなる」と答えた人の比率もかなり高くなっている (38.8%)。
- (3) 学生には、「限界があってむりだ」と回答したのはほとんどいない (8.3%)。

D 子どもの人数別にみれば (第17-4表<略>)

- (1) 子どもを持たない人は、「努力しだい」と答える比率がやや高くなっている (56.1%)。
- (2) 子どものいる人でも、子どもの人数が少ないほど、勉強の成績は努力しだいと考えている。特に「努力しだいでいくらでもよくなる」とした人は、子ども1人(37.7%) の場合に最も高い比率となっている。
- (3) 逆に子ども3人、4人以上の群では、「限界がある」と考える人が過半数を占めている (51.7%、50.9%)。特に「限界があってむりだ」と答えた人は、子ども4人以上の群 (32.1%) に目立って高くなっている。

E 子どもの成長度別にみれば (第17-5表<略>)

- (1) 子どもを持たない人(171人)を除いて集計を行なっている。

- (2) 勉強の成績は努力しだいと考える傾向は、子どもが小さい場合により多くなっている。就学以前の子どもを持つ群(63.8%)が最も高く、「努力しだいでいくらでもよくなる」と答えるのも37.7%で最高の比率となっている。
- (3) 子どもが在学中である場合にも、「努力しだい」とするのは、子どもが小学生(60.0%) >中学生(51.3%) >高校生(42.3%)と、低学年ほど比率は高い。
- (4) 大学生の子どもを持つ群では、「努力しだい」とする比率は45.7%と、高校生の子どもを持つ群(42.3%)よりは多くなっている。
- (5) 「限界がある」とするのは、高校生の子どもを持つ群(57.7%)から過半数を越す。
- (6) 社会人の子どもを持つ群は、いずれも50%を越す比率となっている。特に子どもの学歴が初等学歴である場合、58.3%という高い比率である。「限界があつてむり」とはっきり答える比率も、この群に目立って高くなっている(50.0%、実数6)。

F 小学校頃の成績別にみれば(第17-6表<略>)

- (1) 「努力しだい」とするのは、小学校時代の成績が「中の上」であったと回顧する群(56.2%)や「中の下」群(56.0%)などに多くなっている。特に、「中の下」群では、「努力しだいでいくらでもよくなる」に対して、40.0%の高い比率となっている。
- (2) 「限界がある」とするのは、「下」群(50.0%)、「中」群(49.0%)、「上」群(48.6%)などでやや多くなっている。特に「下」群では、「限界があつてむりだ」を選んだものが、41.7%を占めている。

G 子どもの成績別にみれば(第17-7表<略>)

- (1) 子どもの成績によって比率をみてみると、子どもが非常にできたほうとする「上」群と、よくできなかったとする「下」群の反応に目立った差がみられる。成績「上」群は、「限界がある」の方(52.4%)に多いのに対して、成績「下」群は、「努力しだい」の方が多く(66.7%)、特に6人のうち3人までが、「努力しだいでいくらでもよくなる」と答えている。
- (2) 子どもがいない、もしくは就学以前の子どもしかいない群は、6割近く(59.5%)が成績は「努力しだい」と答えている。

第4章 教育全体に関する意識

18 甘い先生が増えた原因

- Q18 昨年この調査と同じような調査を神戸市民を対象に実施しましたが、そのとき近ごろの先生は子どもの言い分を聞きすぎ甘やかしている、という人たちが87.3%ありました。どうしてこのように甘い先生がふえたのか、についてあなたはどう思われますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んで○印でかこんで下さい。

1	子どもがやさしい先生を好む傾向があるから	8.9%
2	親たちの中できびしい先生をいやがる傾向があるから	15.8
3	しっかりと自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから	66.2
4	世間には大事な子どもをきびしく扱ってはいけない、というムードがあるから	8.5
	NA	0.6

A 性・年齢別にみれば（第18—1表〈略〉）

- (1) 甘い先生が増えた理由を聞いた。全体の7割近くの人が、「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」（66.2%）と答えており、先生自身の問題としてとらえている。2番目には、「親がきびしい先生をいやがるから」（15.8%）があがっている。次いで「子どもがやさしい先生を好むから」（8.9%）、「世間に子どもをきびしく扱ってはいけないムードがあるから」（8.5%）と続いている。「わからない」（0.6%）と回答した人はほとんどいない。
- (2) 男女差はほとんどみられない。わずかに、「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」に対して、男の方がやや高くなっている程度である（男68.3%、女65.1%）。
- (3) 詳しくみると、「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」に対しては、40代男（76.7%）が最も高い比率を示している。さらに60代男（73.0%）も高い値である。また30代は、男（71.3%）、女（71.0%）ともこれに高い比率となっている。女のなかでは、30代女に次いで50代女（70.5%）が高くなっているが、いずれも年齢との一貫した関係はみることができない。
- (4) 「親がきびしい先生をいやがるから」についても、年齢と一貫した傾向はない。60代女（22.6%）、40代女（20.7%）、20代男（19.0%）などで高い比率となっている。
- (5) 「子どもがやさしい先生を好むから」に対しては、60代女（15.1%）が目立って高い比率を示している。次いで30代女（11.5%）となっており、やや女の比率の方が高いようであるが、統計的には有意な差ではない。
- (6) 「世間に子どもをきびしく扱ってはいけないムードがあるから」とするのは、20代男（19.0%）と50代男（16.9%）に特徴的である。次いで60代女（15.1%）などもやや高くなっている。

B 学歴別にみれば（第18—2表〈略〉）

- (1) 「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」と考えるのは、高学歴層ほど多く、逆に初等学歴層では比率はかなり低くなっている。高等（69.5%）>中等（68.6%）>初等（55.0%）。

- (2) 「親がきびしい先生をいやがるから」に対しては、学歴の差はみられない。
- (3) 「子どもがやさしい先生を好むから」については、初等学歴層が最も比率が高く、高学歴になるほど比率は下がっている。初等(16.5%)>中等(8.3%)>高等(5.2%)。
- (4) 同様に「世間に子どもをきびしく扱ってはいけぬムードがあるから」に対しても、低学歴層(10.5%)ほど比率は高く、中等(8.5%)、高等(7.3%)となるにつれて、比率は下がっている。

C 職業別にみれば(第18-3表<略>)

- (1) 「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」と考えるのは、農林漁業関係者(87.5%、実数7)に最も多く、管理職(75.5%)、専門技術事務職(73.8%)、学生(72.2%)などが高い比率を示している。
- (2) 「親がきびしい先生をいやがるから」については、自由業主(19.2%)、専門技術事務職(17.9%)、主婦(16.3%)などに高くなっている。
- (3) 「子どもがやさしい先生を好むから」を選んだのは、現場労働者(19.0%)が目立って高く、これは特徴的である。次いで無職(12.2%)、販売サービス業(11.9%)などとなっている。
- (4) さらに現場労働者については、「世間に子どもをきびしく扱ってはいけぬムードがある」に対しても、他に比べて高い比率(15.9%)を示している。他の職業層に比べて特徴のある回答といえる。

D 子どもの人数別にみれば(第18-4表<略>)

- (1) 「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」に対しては、子どもが1人(61.0%)、2人(66.8%)、3人(69.8%)と増えるほど、その比率は上がっている。しかし、4人以上(60.4%)では低く、子どものいない群(67.3%)ではやや高くなっている。
- (2) 「親がきびしい先生をいやがるから」については、子どもがいない群(17.5%)や1人の群(18.2%)でやや比率が高くなっており、2人以上の3群と差がみられる。
- (3) 「子どもがやさしい先生を好むから」に対しては、子どもがいない群(6.4%)だけがやや低い比率となっている。
- (4) 「世間に子どもをきびしく扱ってはいけぬムードがあるから」については、4人以上の群(13.2%)が目立って高く特徴的である。

E 子どもの成長度別にみれば(第18-5表<略>)

- (1) 「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」については、子どもが中学生(73.1%)、小学生(68.3%)である群が目立って高く、高校生である群(54.9%)の低さに比べて特徴的である。また子どもが社会人である場合には、子どもの学歴が高いほど比率は高くなっている(58.3%<65.3%<66.5%)。

- (2) 「親がきびしい先生をいやがるから」を選ぶのは、高校生の子どもを持つ群 (19.7%) に最も多く、中学生 (14.1%)、小学生 (12.8%) と、子どもの学齢が低くなるほど比率も下がっている。就学以前の子どもを持つ群では、わずかに比率が高くなっている (17.4%)。子どもが社会人の場合には、先の回答と同じく、子どもの学歴が高いほど比率は高くなっている (8.3% < 14.9% < 16.1%)。
- (3) 「子どもがやさしい先生を好むから」については、小学生の子どもを持つ群に特に多くなっている (13.3%)。
- (4) 「世間に子どもをきびしく扱ってはいけないムードがあるから」に対しては、初等学歴出身の社会人の子どもを持つ群 (16.7%) に最も高く目立っている。一方、在学中の子どもについては、高校生 (12.7%)、大学生 (11.1%) の子どもを持つ群に多く、高学齢の子どもを親ほどこれを選んでいる。

F 小学校頃の成績別にみれば (第18-6表<略>)

- (1) 「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」と考えるのは、自分の小学校時代の成績が良かったとする親ほど多い。「上」(73.8%) > 「中の上」(67.0%) > 「中」(63.3%) > 「中の下」(52.0%) > 「下」(41.7%)。
- (2) 「親がきびしい先生をいやがるから」と考えるのは、成績が「中の下」(24.0%)、「中の上」(17.8%)、「中」(15.8%) など、中間であったと認知している人に多い。
- (3) 「子どもがやさしい先生を好むから」とするのは、「下」群 (50.0%, 実数6) に最も高い比率を示している。また逆に、「上」群 (3.7%) は目立って低く対照をなしている。

G 子どもの成績別にみれば (第18-7表<略>)

- (1) 「自分の考えにもとづいて教育する先生がへってきたから」に対しては、「下」群 (66.7%) を除いて、子どもの成績が良いと認知するほど、比率も上がる傾向をみせている。「上」(69.2%) > 「中の上」(65.5%) > 「中」(64.4%) > 「中の下」(59.1%)。
- (2) 「親がきびしい先生をいやがるから」については、「中の下」群 (9.1%)、「下」群 (0.0%) などの低い比率群に特徴がみられる。
- (3) 「子どもがやさしい先生を好むから」と考えるのは、子どもの成績を低く認知した親ほど多いようである。「下」(33.3%, 実数2) > 「中の下」(13.6%) > 「中」(12.4%) > 「中の上」(8.8%) > 「上」(7.6%)。
- (4) 「世間に子どもをきびしく扱ってはいけないムードがあるから」については、「中の下」群 (13.6%) に高い比率がみられ、特徴となっている。

19 担任の子どもの把握力

Q19 小学校や中学校において、あなたは子どもさんの通知簿の内容、授業参観
家庭訪問などの状況から考えて、担任の先生はあなたの子どもの性格や
能力について、よくつかんでいる（いた）と思いますか。一つ選んで○印でか
こんで下さい。

1 よくつかんでいる（いた）と思う	49.3%
2 そうは思わない（思わなかった）	18.4
3 子どもがいない（いなかった）	31.3
	NA 0.9

A 性・年齢別にみれば（第19-1表<略>）

- (1) 小学校や中学校の先生が、子どもの性格や能力をよくつかんでいる（いた）かどう
かを尋ねた。まず「よくつかんでいる（いた）」とする人は、被調査者全体の49.3%を
占めている。これは子どもがいる（いた）人の71.7%にあたっている。一方、「そう
は思わない（思わなかった）」と回答した人は、全体の18.4%である。これは小学生以
上の子どもがいる（いた）人の26.8%にあたっている。なお、子どもがいない（いな
かった）人は全体の31.3%となっている。
- (2) 男女別にみると、「よくつかんでいる（いた）」については、女（全体の52.0%）の
ほうが男（全体の44.1%）よりもやや多くなっている。これは小学生以上の子どもが
いる（いた）人についてみても、女（73.3%）>男（68.5%）と女の方がやや多くな
っている。
- (3) 「そうは思わない（思わなかった）」に対しては、表中では男女同率であるが、小学
生以上の子どもがいる（いた）人については、男（28.6%）>女（26.0%）とやや男
の方が高くなっている。
- (4) 「よくつかんでいる（いた）」に対しては、男の方に年齢との関連がみられる。全体
の比率についても、年齢が上がるほど比率は高くなっている。また小学生以上の子ど
もがいる人を取り出しても、男30代（63.6%）<40代（67.5%）<50代（69.8%）
<60代（75.0%）と、年齢が上がるほど比率も高くなっている。逆に「そうは思わ
ない（思わなかった）」に対しては、若年層の男ほど比率は高い。小学生以上の子ども
のいる人だけを取り出すと、その傾向はよくわかる。男20代（100.0%、実数1）>30代
（36.3%）>40代（32.5%）>50代（25.4%）>60代（6.7%）。
- (5) 女のほうには、男のように年齢との一貫した関係はみられない。「よくつかんでい
る（いた）」に対しては、女の60代（全体の75.5%）に最も多くみられ、小学生以上の
子どもがいる人の80.0%にあたっている。また女30代についても、表中全体に対する
比率は低くなっているが（55.5%）、小学生以上の子どものいる人については、75.5

％が「よくつかんでいる(いた)」と回答している。

B 学歴別にみれば(第19-2表<略>)

- (1) 「よくつかんでいる(いた)」とするのは、初等学歴層に最も高く、学歴が上がるほど比率は下がっている。小学生以上の子どもがいる人についても、差はやや小さくなるが、同様の傾向がみられる。初等(76.9%)>中等(72.3%)>高等(65.7%)。
- (2) 逆に「そうは思わない(思わなかった)」に対しては、学歴が上がるほど、比率は高くなる傾向がある。小学生以上の子どものいる人については、特に顕著である。高等(34.3%)>中等(26.2%)>初等(20.2%)。

C 職業別にみれば(第19-3表<略>)

- (1) 「よくつかんでいる(いた)」とする人は、実数は少ないが、農林漁業従事者(全体の75.0%, 実数6)に多くみられる。小学生以上の子どもがある人の全員(100.0%)が「よくつかんでいる(いた)」と回答している。
- (2) 続いては、販売サービス業である。全体からの比率は45.8%と低いが、当該の子どものいる人の81.8%が「よくつかんでいる(いた)」と答えている。
- (3) 次に管理職(全体の63.3%, 子どものいる人の73.8%), 専門技術事務職(全体の33.8%, 子どものいる人の73.1%)などに「よくつかんでいる(いた)」の比率が高い。
- (4) 「そうは思わない(思わなかった)」に対しては、自由業主の比率が全体からみても(26.9%), 小学生以上の子どものいる人からみても(33.3%), 最も高くなっている。
- (5) 学生群(36人)については、全員が「子どもはいない(いなかった)」と回答している。

D 子どもの人数別にみれば(第19-4表<略>)

- (1) 小学生以上の子どものいる人だけを対象に比率を取った。子どもの人数が増えるほど、「よくつかんでいる(いた)」と回答する率が高くなっており、この傾向は顕著である。子ども1人(62.3%)<2人(70.1%)<3人(78.0%)<4人以上(83.0%)。
- (2) 逆に、子どもの人数が増えるほど、「そうは思わない(思わなかった)」と回答する率は減る傾向がみられる。1人(35.8%)>2人(29.0%)>3人(20.7%)>4人以上(13.2%)。

E 子どもの成長度別にみれば(第19-5表<略>)

- (1) 前表と同じく、小学生以上の子どものいる人だけの比率をあげている。「よくつかんでいる(いた)」とするのは、初等学歴出身の社会人の子どもをもつ人(83.3%)に顕著に高く現われている。また、高等学歴出身の子どもをもつ人にも高く(75.5%), 逆に中等学歴出身の子どもをもつ群では最も低く(68.3%)になっている。
- (2) 「そうは思わない(思わなかった)」とするのは、小学生(30.0%)と高校生(29.6%)

の子どもをもつ群にやや高い。

F 小学校頃の成績別にみれば（第19—6表<略>）

- (1) 「よくつかんでいる(いた)」とするのは、親自身の成績が「上」（全体の51.4%，子どものいる人の73.3%）、「中」（51.3%，76.1%）、「下」（58.3%，77.8%）であったとする3群に多くみられる。
- (2) 「そうは思わない(思わなかった)」に対しては、「中の上」（全体の22.2%，子どものいる人の31.4%）、「中の下」（18.0%，32.1%）の2群に多い。中途半端な成績であったとする群に、「そうは思わない(思わなかった)」とする率がやや高い。

G 子どもの成績別にみれば（第19—7表<略>）

- (1) 小学生以上の子どもがいる人を対象に比率をとっている。子どもの成績が「下」とみる人全員（実数6）が、「よくつかんでいる(いた)」と答えている。
- (2) 「下」群を除くと、子どもの成績がよいとみる親ほど、「よくつかんでいる(いた)」とする比率が高くなっている。「上」（81.1%）>「中の上」（70.5%）>「中」（65.8%）>「中の下」（59.1%）。
- (3) 逆に、「そうは思わない(思わなかった)」と不満を訴える人は、子どもの成績が低いとみる人ほど多くなっている。「上」（18.9%）<「中の上」（27.6%）<「中」（32.2%）<「中の下」（49.9%）。

20 近ごろの学校教育に不足しているもの

Q20 あなたは近ごろの小中学生をごらんになって、今の小中学校で行われている教育の中で特に不足していると感じられるのはどの面だと思われますか。一つ選んで○印でかこんで下さい。

1 国語や算数などの知的教育	3.0%
2 たくましい体や心をつくる体育	23.5
3 音楽や図工などの情操教育	4.2
4 思いやりや規律などの道德教育	68.5
NA	0.8

A 性・年齢別にみれば（第20—1表<略>）

- (1) 小中学生の教育で不足している点を尋ねた。最も多くあげられたのは、「思いやりや規律などの道德教育」（68.5%）である。7割近くの人が道德教育の不足を指摘している。第2には「たくましい体や心をつくる体育」（23.5%）があがっている。以上の道德と体育の不足を指摘する人がほとんどで、「音楽や図工などの情操教育」（4.2%）、「国語や算数などの知的教育」（3.0%）をあげる人は少なかったといえる。
- (2) 男女別にみると、「道德教育」ではやや男のほうに多く（男70.4%，女67.5%）

「体育」をあげるのはやや女のほうに多くみられる（男21.1％，女24.7％）。

- (3) 「道徳教育」をあげる人は、50代（80.6％）に多く、特に50代女は84.8％の高い比率を示している。また60代男（78.4％）についても高く、若年層よりも高年齢層によって指摘される率が高くなっている。
- (4) 一方、「体育」の不足は、女の20代（31.5％）、30代（30.0％）が多くあげており、若い女性層の特徴となっている。男では30代（26.3％）がやや高くなっている。
- (5) 「情操教育」については、20代の男（12.7％）、女（10.5％）に特に高く、20代に特徴的であるといえる。
- (6) 「知的教育」を指摘するのは、60代女（9.4％）が目立つ程度である。

B 学歴別にみれば（第20-2表<略>）

- (1) 「道徳教育」では、高等学歴層（63.4％）の低さが目立っている。
- (2) 「体育」に対しては、学歴が高くなるほど、比率が上がる傾向がみられる。初等（21.0％）<中等（23.5％）<高等（25.0％）。
- (3) 「情操教育」では、「道徳教育」とは逆に、高等学歴層（7.6％）に目立って高くなっている。
- (4) 「知的教育」を指摘するのは、初等学歴層（5.0％）にやや多くみられる。

C 職業別にみれば（第20-3表<略>）

- (1) 「道徳教育」の不足は、自由業主（82.7％）が最も多く指摘している。次いで農林漁業関係者（75.0％）、無職（73.5％）などである。
- (2) 「体育」については、商工業サービス関係者（28.2％）、学生（27.8％）などがやや多いが、自由業主（9.6％）、無職（14.3％）の低い比率を除いて大きな差はみられない。
- (3) 「情操教育」については、学生（19.4％）の比率が目立って高く、学生に特徴的である。
- (4) 「知的教育」は、現場労働者（7.9％）や販売サービス業（5.1％）でやや高いが、他はいずれも低い比率である。

D 子どもの人数別にみれば（第20-4表<略>）

- (1) 「道徳教育」については、子どもが3人（75.0％）や4人以上（73.6％）の群に高く、多人数の子どもを持つ親によって指摘されているのが特徴である。
- (2) 「体育」については、子ども1人（25.3％）、2人（25.9％）の群にやや多くなっている。
- (3) 「情操教育」については、子どものいない群（9.4％）の比率が高い。
- (4) 「知的教育」については、子どもが増えるほど比率が増す傾向がみられる。0人（0.6％）<1人（2.6％）<2人（3.4％）<3人（4.1％）<4人（5.7％）。

E 子どもの成長度別にみれば（第20—5表<略>）

- (1) 「道徳教育」に対しては、社会人の子どもを持つ親が多くあげており、特に子どもの学歴が低いほど比率は高くなっている。初等（83.3%）>中等（82.2%）>高等（72.3%）。また、在学中の子どもを持つ親については、高校生（73.2%）、大学生（71.6%）などの高学齢の子どもの親が多く指摘している。
- (2) 「体育」については、就学以前（29.7%）、小学生（29.4%）、中学生（29.5%）などの低い学齢の子どもを持つ親のほうが多く指摘している。
- (3) 「情操教育」については、就学以前の子どもを持つ群（6.5%）がやや多くなっている。

F 小学校頃の成績別にみれば（第20—6表<略>）

- (1) 「道徳教育」については、成績が「下」であったとする群（58.3%）がやや低いのを除き、他の4群には差はみられない。
- (2) 「体育」については、「中」群（25.5%）がやや高くなっている。
- (3) 「情操教育」については、「中の下」群（10.0%）や「下」群（8.3%、実数1）に比較的多くなっている。
- (4) 「知的教育」については、「下」群（25.0%、実数3）に特徴的であるが、実数が少なく、一般的に言えるかどうかは難しい。

G 子どもの成績別にみれば（第20—7表<略>）

- (1) 「道徳教育」に対しては、子どもの成績が「中」群（74.3%）、「上」群（73.0%）にやや高くなっている。
- (2) 「体育」については、「中の下」群（31.8%）に目立って多く指摘されている。
- (3) 「情操教育」については、小学生以上の子どものいない群（8.1%）に目立っている。
- (4) 「知的教育」については、「中の下」（4.5%）、「下」（33.3%、実数2）にやや多いようである。

新刊紹介

都市経営とシステムマネジメント 実践としての都市再開発 青少年保護条例 公安条例 戦後日本の官僚制 市民統制と地方自治

■ 都市経営とシステムマネジメント

今日、地方財政の低迷から行政改革が迫られているが、その具体的展開の主流は減量経営である。高い税収の伸びに支えられた成長型の経営は終焉し、今、自治体は限られた財源の枠内で多様な住民需要に応えていかなければならないが、このような行政環境下において真価を発揮するのが都市経営のシステム化であろう。著者の民間経営コンサルタントとしての卓抜した経営感覚と自治体の経営講師としての豊かな体験が融合した経営論は、自治体関係者にとってきわめて示唆に富む経営改革への方向づけをなす。

本書は単なる行政経営の評論書ではない。「ひととは、その認識論の構造に似せて国をつくる」という引用文にみられるように、自治体のマネジメント層の意識改革をつうじて、新しい「行政の哲学」を浸透させていこうとする警世の書でもある。

その視点の一つは、「システムと経営・管理」で、行政にシステムの思考、政策決定をどう定着させていくかを解明していく。

その視点の二つは、行政管理から行政経営への転換をめざして、生産性の導入、人

事システムの活用などにふれていく。

その視点の三つは、計画行政システムの展開で、伝統的予算編成方式に対して、P P B S、ゼロベース予算などの定着戦略を紹介していく。

その視点の四つは、リーダーシップとか人材活用、職場と生き甲斐の探究などの現場に即した労務管理論を展開していく。

ただ全体としてのまとまりを欠く憾みがあるが、それを補う視野の広さと示唆の豊かさがあるといえよう。

行政環境の激変の下において、如何に自治体はその適応力を発揮していくか、民間経営との対比にみられる自治体批判が、単に批判に止まることなく、自治体独自の行政経営への昇華がみられることに本書の価値がある。

自治体経営に関する類書は決して少なくない。しかし目標管理に貫かれた民間企業経営の論理と方式を自治体に見事に適合させていった経営管理論として本書は、自治体関係者、管理者のみならず組合リーダーを含めたすべての人にとって必読の力作である。

(千々岩 勲 著)
(ぎょうせい刊 1,800円)

■ 実践としての都市再開発

都市再開発事業の目的に異議を唱える人は少ないであろう。スラムと荒地の一掃、狭小過密の是正から土地の有効利用、そして都市生活環境の改善は望ましいことである。

しかし、事業対象地域の住民にとっては、必ずしも諸手を挙げて賛成というわけにはいかない。具体的な事業の着手から完成までには、解決を要すべき数多くの難問がある。

それらは、財産確保への不安、利害をめぐる確執、関係者相互の協力、事業手法の複雑さ、そして何よりも現在まで築いてきた生活基盤への影響といったものが関係当事者にとって大きな不安材料となっていることに起因している。

従って、事業の実施にあたっては、当該事業の効果のみならず、難問解決のための明解な方途が用意されていなければならない。

本書は、主として全国各都市における商店街再開発をめぐる問題点と事業展開から、数々のユニークな都市再開発手法を紹介するとともに、これからの都市再開発事業実践の方途を示そうとするものである。

まず、「再開発事業の社会的側面」と「事業実施上の問題点」から、現在までの都市計画及び都市再開発事業の功罪を明らかにし、「再開発事業成立の条件」を提示する。又、再開発批判の例示からは、今後の再開発事業が「地元関係者・行政・コンサルタント・ディベロッパーの合理的組み合わせのもとでの推進によってのみ、その成果を期待できる」ことを確信し、望ましい事

業運営組織のモデルを示す。そして、ともすると日本の風土の中で過小評価され易いコンサルタントの社会的位置づけとディベロッパーの機能的活用を訴える。

都市再開発法の改正（昭和55年5月）によって地区計画制度も発足し、今日、都市再開発の主流は商店街再開発から住宅地再開発、住環境整備へと大きく移行しつつあると云われる。

本格的事業化の時代を迎えて、自ら都市再開発コンサルタント事務所を主宰する筆者の実務体験にもとづく本書の意義が評価される。

（藤田邦昭著）
（学芸出版社刊 1,600円）

■ 青少年保護条例 公安条例

『条例研究叢書』第7巻は、青少年保護条例及び公安条例について、それらの沿革、運用の実態、理論的分析を行っている。

青少年保護条例は、なお人格形成途上にある「青少年」が健全に成長するために、青少年に有害な影響を与える可能性のある媒体、物、場所、機会、行為などについて、一定の公権力的な規制を講じる地方公共団体の条例を指す。昭和26年の和歌山県条例を嚆矢として、多数の自治体で制定されているが、有害図書、有害薬品等の販売規制、有害な映画等の興行の制限、射幸心を誘発する行為の制限、みだらな性行為・わいせつ行為の禁止などを具体的な内容としている。そして、かかる規制措置を実施するため、自治体の職員等には、一定の場所への立入権や関係者に対する調査権を付与

している。青少年や第三者に対する規制措置が、必要最少限の合理的なものであるか否かが、まず問題であり、憲法上の問題がないとすれば次に立法政策の当否が問われることになる。本書では、①青少年保護条例の沿革、②条例の内容として、有害環境の規制、調査立入権等 ③法的諸問題として、人権の享有者としての青少年、表現の自由、営業の自由、適正手続等が述べられている。

国民大衆の表現手段である集団示威運動などを規律する公安条例の裁判史は、日本国憲法史の一つの主要な部門を構成しているといつて差支えない。判決の潮流を概観すると、①試行錯誤期(1949～1954) ②合憲判決形成期(1954～1960)新潟県条例についての最高裁の合憲判決が示される ③合憲判決確定期(1960～1966) ④合憲論再検討期(1967～1975) ⑤脱「憲法」期(1975～)合憲論はより綿密に構成され、公安条例裁判は、憲法裁判たる性格を失って公安刑事裁判となりつつある。

公安条例については、以下の諸点が問題とされている。(1)集団行動の制約の仕方が許可制か届出制か (2)規制になる行為の態様、許可の基準が、漠然としていないか。つまり、「特定の場所及び方法につき、合理的かつ明確な基準」が示されているか。(3)許可に付された条件が必要最少限のものか (5)裁判所による執行停止制度、内閣総理大臣の異議等。

本章は、公安条例の制定史、公安条例の具体的なシステム、道路交通法や営造物管理規則等の関連諸法規、判例史、そして事前抑制の理論、運用違憲論など司法的審査

の方法論を展開し、「公安条例」に関する、これまでの法学上の成果を整理したものである。

(奥平康弘 編著)
(学陽書房刊 3,200円)

■ 戦後日本の官僚制

ここ数年来、欧米、アジアの各国で日本に関する研究が盛んに行われている。

日本が敗戦の壊滅的打撃から立ち上がり、経済の高度成長をなしたばかりでなく、此の度の石油ショックにも僅か数年で適応してみせたことは、各国によって注目の的とされるところである。

これら日本の脅威的生態の分析を進めるとき、共通してあげられるのが、日本の政治的特質としての官僚制である。

しかし、又一方で官僚制は、都市問題、公害問題、物価問題等々の解決を遅らせるのみならず、諸問題をより一層深刻にしている大きな要因であるともいわれている。

本書は、こうした二つの評価をもつ戦後の日本の官僚制について「役割理論」を適用することによって解剖を試みようとするものである。

戦後日本政治は、経済的繁栄に貢献するところが大きであった官僚制の故に、前近代的で非民主的であると軽視されてきた。従って、この官僚制を民主的統制下におき、行政を近代化することが、戦後の政治学の主要課題の一つにもあげられていたのである。

この点、著者は、「経済の繁栄と活力ある社会生活は、政治の安定という土台があってはじめて可能である。」との考えに立

って、政治の役割を復権し、そのうえで官僚制の果たしている機能を評価しようとする。

即ち、「現代国家が官僚制の熟練に依存していることは明らかである」が、「日本政治の基本的決定が世にいわれるように官僚制の支配下にあるのではない。」なぜなら、「今日、政治は有効性の裏付けなしにはその正統性を維持できない。」し、20世紀において、その有効性とは、官僚制が貢献してきたところの「産業発展」であるともいえるからであるとする。

そして、これからの日本の官僚制に求められるものは、「『追いつき型近代化』を達成するために開発された高性能の装置」から「政治のすぐれたパートナー」への変革にあると主張する。

たしかに、国際競争において「追いつき追いこせ」を目的としてきた日本にとって官僚制はその力を存分に発揮してきた。しかし、先導的役割が果たされている今日、好ましきリーディングケースを生み出すための要件が、ひとり官僚制の再生に待たれるのでないことは著者の指摘するところである。

(村松 岐夫著
東洋経済新報社刊 4,900円)

■ 市民統制と地方自治

行政は立法、司法の統制に服するだけでなく、主権者たる市民の統制に服さなければならぬ。これは行政が市民から委託された契約的サービスの執行を行うためのものであることから当然の服務である。

地方自治の啓蒙期としての20年代、住民

運動が高揚し、そして鎮静化してしまった30～50年代を経た今、従来の市民参加とは異なり、市民が行政を日常的に監視し、政策決定に参加するという制度的コントロールシステムを求める時期にきている。そしてそのキメ手を握っているのが情報公開制に代表される市民統制権の確立である。

従来の住民と行政の関係をみる時、条例制定改廃請求権、住民監査請求権などが制度化されている。しかし、これらは要件がきびしく、活用しにくい状況にあった。

このような状況の中で今こそ現行の市民統制制度を洗い直し、新しい活路を求める時に来ているのではなからうか。

本書は議会制度にあっては、議決権も含め議会の権限を、市民参加を背景とする行政批判・監視権として活性化し、また行政手続を事前の政策評価手段として整備するとともに、行政そのものを計画行政へ高めていくべきであり、さらには広報・広聴の政策化と知る権利の確立の必要性など数多くの視点と、鋭い分析で論述している。

そして、新しい時代の住民と行政のあり方について、その根本的、制度的な問題を探り、従来から出版されている数多くの住民参加論から一歩進んだものとなっている。

著者は常に時代に先んじた視点から問題提起し、行政論を展開してきたが、『住民投票と市民参加』に続く本書も今後の行政と住民との関係に先見的示唆を与えるものであろう。

(高奇 昇三著
勁草書房刊 1,600円)

■ 発売中 一都市研究報告一

☆第2号『神戸市将来水需要量計量分析結果報告書』

(A 4版・115頁, 定価2,000円・送料250円)

☆第3号『公共投資の効果に関する実証的分析』

(B 5版・388頁, 定価4,000円・送料300円)

☆第4号『地域住民組織の実態分析』

(A 5版・187頁, 定価3,000円・送料250円)

編 集 後 記

- ◇ 日ごとに神戸ポートアイランド博覧会(ポートピア'81)ムードが盛り上がっている。木書が皆様の手に渡るころには、神戸の街は博覧会に訪れる人々にぎわっていることだろう。
- ◇ ポートピア'81は「新しい“海の文化都市”の創造」をメインテーマにしているが、文化都市づくりで最も中心になるのは市民自ら、学び、創造することではなからうか。
- ◇ そこで今回は「都市と教育」ということで児童・生徒から老人までの学校教育、社会教育に視点をあてた。
- ◇ 巻頭では津留大阪教育心理研究所長に、社会教育の講師という立場から成人学習、成人学級のあり方を体験を通して述べていただいた。
- ◇ 各論では安好神戸市教育長に子どもの教育を現場から報告していただき、河合神戸大教授には、現在社会教育の中で最も盛況を呈している婦人学習の意義と問題点を、そして石田神戸市教委指導部長には学校と地域社会の関係が薄れていくなかで学校のあり方を問い直し、学校聖域論の見直しを論じていただいた。
- ◇ またアメリカのコミュニティカレッジを研究されている原田氏にはカレッジの紹介と、これに対する日本の社会教育のあり方、課題をお願いし、特別論文では永田神戸市老連会長に老人の健康と社会教育について寄稿いただいた。
所得、余暇の増大に伴い、各自治体では社会教育、文化行政への積極的取り組みが行われているが、各年齢階層をとり挙げた今回の特集がお役に立てば幸いである。
- ◇ 当研究所で編集を進めている「神戸/海上文化都市への系譜」は4月下旬に発行予定である。神戸の都市づくりの歩みを写真と図面で紹介している。ご期待ください。

季 刊 都 市 政 策

第 23 号

印刷 昭和56年3月25日 発行 昭和56年4月1日
発行所 財団法人 神戸都市問題研究所 発行人 是 常 福 治
〒651 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
振替口座 神戸 75887 電話 (078) 252-0984
発売元 勁 草 書 房
〒112 東京都文京区後楽2の23の15
振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861
印刷 田中印刷出版株式会社

都 市 政 策

第3号 特集 地方自治と市民参加 1976年4月25日発行

第4号 特集 都市と環境保全 1976年7月25日発行

第5号 特集 都市自治の将来像 1976年10月25日発行

第6号 特集 現代都市計画の課題 1977年1月25日発行

第7号 特集 市民福祉の展望 1977年4月25日発行

第8号 特集 地方自治体と公共サービス 1977年7月25日発行

第9号 特集 戦後自治30年 1977年10月25日発行

第10号 特集 都市と経済 1978年1月25日発行

第11号 特集 都市と文化 1978年4月25日発行

第12号 特集 都市の経営 1978年7月25日発行

第13号 特集 都市行政と市民協力 1978年10月25日発行

第14号 特集 都市と交通 1979年1月25日発行

第15号 特集 地域開発と産業構造 1979年4月25日発行

都市と地域開発/低成長下における大都市の産業構造/基幹産業と都市構造/新産都市と地域社会/工場アパート・工場団地の課題/特定不況地域—大牟田—/欧米自治への考察Ⅷ/宅地開発指導要綱の政策的考察/都市先端産業と生活文化

第16号 特集 上・下水道とエネルギー 1979年7月15日発行

都市と資源/下水処理の問題点/都市における電力供給の実態と課題/神戸市の水道事業/神戸市の下水道事業/神戸市水道における技術的課題/福岡市の水供給の課題と展望/欧米自治への考察Ⅸ/水需要予測の実際

第17号 特集 都市行政と家庭 1979年10月1日発行

青少年問題と家庭/都市社会と家庭/婦人と社会参加/神戸市における青少年行政の課題/自治体と家庭行政/神戸婦人大学の現状/兵庫県高齢者生きがい創造協会/欧米自治への考察Ⅹ/チュービンゲンの道路建設反対運動

第18号 特集 都市と公共投資 1980年1月15日発行

公共投資論/公共投資に関する意識調査/欧米における公共投資/公共投資の有効性/公共投資の戦略的視点/地域産業連関分析/省資源型都市施設/公共投資の総合的評価

第19号 特集 都市と行政管理 1980年4月1日発行

現代行政管理の課題/行政管理と自治体労働組合/人事管理の現状と課題/新しい行政監査の方向と課題/行政組織の現状と課題/神戸市都市整備公社の現況と課題/東京都の財政再建/予算編成過程の政策化/ハート;地方自治法概説

第20号 特集 自治体の住宅政策 1980年7月1日発行

公営住宅の性格と役割/住宅供給と住宅建設計画/公的住宅の設計/神戸市の住宅政策における課題/都市計画と再開発住宅/公営住宅の役割と今後の方向/住宅供給制度の課題と転換/神戸市住宅政策の基本方向/転換期の都市:ニューヨークの将来動向と政策

第21号 特集 都市とコミュニティ 1980年10月1日発行

地域住民組織の現状と課題/現代コミュニティ行政の課題/団地自治会活動の課題/コミュニティをめぐって/住民自治組織と地域活動/神戸市のコミュニティ行政/神戸市真野地区における住民活動/ロンドンのバス財政について

財団法人 神戸都市問題研究所 刊

都市研究報告 第5号

『インナーシティ再生のための 政策ビジョン』

— 大都市のインナーシティ地区の人口，社会構造変化，ことに工場移転・跡地利用状況などの実態調査によって，インナーシティ問題の政策課題を明確にする。

あわせて，これらの調査にもとづいて，インナーシティ再生のための政策ビジョンとして，モデル再開発構想，小規模共同住宅設計，新・再開発事業の財政効果比較，跡地利用誘導計画などを具体的に提示する。

この研究は財団法人神戸都市問題研究所が総合研究開発機構（NIRA）の研究助成を受けて行ったものである。—

第1章 インナーシティの基本的考察

第2章 インナーシティの現況分析

第3章 インナーシティの実証分析

第4章 インナー地区再生の構想

第5章 インナーシティ政策の展開

☆1981年4月発行予定 ☆B5版 約230頁 ☆予価 3,000円

編集・発行 財団法人 神戸都市問題研究所
インナーシティ研究会

発売元 株式会社 勁草書房

元東京都政策室長 太田久行著 四六判並製 2000円

官吏意外交史

日本の歴史に登場した「官僚」の個人的側面に焦点をあて、現代の官吏(公務員)の在り方を模索した注目の書。著者は童門冬二のペンネームで歴史書を著し、そのファンも多く、著者ならではのユニークな読みものとして好評を得ている。月刊「地方自治職員研修」に連載されること9年余、遂に刊行!

月刊「地方自治職員研修」増刊No.6 A5判 1200円

日本の地方自治論

地方自治論の思想と人物16/地方行政論の思想と人物16/地方財政論の思想と人物16/都市論の思想と人物8/等を中心として、日本の自治の伝統/戦後の地方自治論/文学者みる都市論/郷土の自治と伝統/などを論及し、日本の地方自治論の歴史と群像を明らかにする総合特集号

関西学院大学名誉教授 足立忠夫著

職業としての公務員

●その生理と病理 B6判上製 1900円

参議院法務委員会調査室 小島和夫著

やさしい法令用語の解説(正編)

●法令用語辞典 B6判箱入 各巻1200円

筑波大学名誉教授 綿貫芳源著

註解地方自治法全三巻

●判例による逐条解説 A5判上製 9500円



協会 職員研修協
〒101 東京都千代田区神田神保町3-2
電話 (03)230-3701(代) 接替6-154568

—好評重版より—

自治研修

自治大学校・地方自治研究資料センター

〒106 東京都港区南麻布4-6-2
電話 (03) 444-3281

第一法規出版株式会社

発行所 〒107 東京都港区南青山2-11-17
電話 (03) 404-2251
振替口座東京 3-133197

1981. 3 No. 249
毎月10日発行
定価350円
年間購読料4,970円

3月号

特集 ボランティア活動と行政

〔総論〕
ボランティアの今日的意義…三浦 文夫

〔論説〕
ボランティア活動を考える…妹尾美智子

高齢化社会とボランティア活動…樽川 典子

欧米におけるボランティア活動と行政…中田 幸子

〔レポート〕
ボランティア努力銀行の現状と展望…水島 照子

ともしび運動…大沢 隆

千葉市余暇指導者銀行の実態…石橋 武

および問題点…右橋 武

提言「ボランティア活動と行政」

OECD都市問題会議および欧米都市事情について…西澤 得三

〔投稿〕
電算機利用とプライバシー保護について…野中 貞亮

の私見…野中 貞亮

〔公共政策講座③〕
市場システムと社会目的…阿部 統

〔自治大地方自治演習③〕
ボランティア活動をめぐる一・二の法律問題…横瀬 厚幸

〔連載〕
助役さんの奮闘記(最終回)…米持 克彦

一月の出来事…米持 克彦

エイチ教授の自治大とはなし…

『広報・広聴の理論と実践』

—今日、行政広報・広聴は見直されるべき転換の時代を迎えた。それは単なる行政サイドの情報提供・ニーズの吸収から脱皮し、自治体の政策決定過程にあって明確な位置づけがなされ、行政と住民との積極的媒介としての役割を果たすことが期待されている。本書は、神戸市における広報・広聴の実践例をベースとして問題の総合的把握を目指すものである。—

住民参加と広報広聴	板東 慧	労働調査研究所長
行政広報広聴の課題と展望	宮崎 辰雄	神戸市長
神戸市における行政広報	狩野 學	神戸市助役
行政広報とマスコミ	金治 勉	神戸市市民局広報課長
行政広報の限界と展望	高寄 昇三	神戸市企画局主幹
行政広聴の課題と展望	山本 登	大阪市立大学文学部教授
神戸市における行政広聴	武衛 晴雄	神戸市市民局長
市民ニーズの政策的展開	太田 修治	神戸市市民局相談部長
「記者クラブ」を考える	崎山 昌広	神戸新聞社論説委員
神戸市婦人市政懇談会	妹尾美智子	神戸市婦人団体協議会専務理事
神戸市民全世帯アンケート	小林 正樹	神戸市経済局参与・神戸市市民局相談部長
神戸市民全世帯アンケートデータを用いての数量化理論による分析について		神戸市企画局

■ 昭和55年9月30日発行 ■ A5版 232頁 ■ 定価 1,800円

都市政策論集第1集	「消費者問題の理論と実践」	A5版 236頁 定価1,700円
発売中(重版)		
都市政策論集第2集	「都市経営の理論と実践」	A5版 212頁 定価1,500円
発売中(重版)		
都市政策論集第3集	「コミュニティ行政の理論と実践」	A5版 232頁 定価1,700円
発売中(重版)		
都市政策論集第4集	「都市づくりの理論と実践」	A5版 246頁 定価1,900円
発売中(重版)		

勁草書房



季刊 都市政策 第23号 0331-974700-1836

発売元 **勁草書房** 東京都文京区後楽 2の23の15
振替東京 5-175253 電03-814-6861

定価 550円